

参－1 横手市地域防災計画（抜粋）

1 災害時非常体制基準

第1編 総則 第4節 活動計画（市地域防災計画より）

○災害時非常体制設置基準

項目		体制		警戒段階	レベル1	レベル2	レベル3
		体制名称		災害連絡部	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部
設置基準	自動設置	地震		—	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
	設置協議 対象災害	豪雪		—	積雪深120cm目安	秋田地方気象台 横手観測所 積雪深140cm目安	
		台風		接近のおそれ	市民・ライフラインに被害の発生のおそれ 被害が発生し、拡大と障害の継続のおそれ （過去の設置例等を参考に設置を判断）		
		気象災害		警報等発令時 （被害発生のおそれ または被害発生時）			
		災害全般					
その他		設置者が必要と認める場合					

○災害時非常体制構成員

項目		体制		警戒段階	レベル1	レベル2	レベル3
		体制名称		災害連絡部	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部
本庁部局 設置体制	設置者		総務企画部長	副市長	市長		
	設置の方法		危機対策課 通常業務	災害連絡部で 協議	災害警戒部で 協議	災害対策部で 協議	
	構成員 参集者	本部長 部長	危機管理監	総務企画部長	副市長	市長	
		副本部長 副本長	—	消防長	副市長 消防長	教育長 消防団長	
		本部員 部員	危機対策課職員	部長 及び総務企画部長指名職員	部長 及び副市長指名職員	部長 及び市長指名職員	
	事務局	事務局長	危機対策課長	危機管理監	総務企画部長		
事務局員		危機対策課職員			総務企画部職員		
地域局 設置体制	設置者		地域局長				
	体制名称		本庁部局体制に準ずる				
	構成員 参集者	本部長 部長	地域課長	地域局長			
副本部長 副本長		地域課 課長代理	消防署当直長・消防分署長・消防副分署長・ 消防支団長・地域課長				
本部員 部員	地域課 防災担当職員	市民サービス課長、地域局係長、 地域課防災担当職員及び地域局長が指名する職員					

## 2 災害対策本部等の各部・各班の事務分掌

### 第1編 総則 第4節 活動計画（市地域防災計画より）

#### ◆総務部

部長	正副班長	主な事務分掌
総務企画部長	総務班長 総務課長	1. 対策本部の設置及び廃止に関する事 2. 防災指令の発令及び解除に関する事 3. 本部員会議、関係本部員会議の招集に関する事 4. 本部の庶務に関する事 5. 災害応急対策の立案に関する事 6. 関係各部門間及び各部任務分担の調整、決定に関する事 7. 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事 8. 動員状況の把握及び職員配置に関する事 9. 災害救助法の要請補助に関する事
	総務副班長 経営企画課長	
	広報班長 秘書広報課長	
	広報副班長 情報政策課長	1. 避難指示等及び避難所、救護所等の周知に関する事 2. チラシ、ホームページ等による市民への情報伝達に関する事 3. 報道機関との連絡に関する事 4. 情報の収集及び整理に関する事 5. 各部への情報伝達に関する事

#### ◆財務部

部長	正副班長	主な事務分掌
財務部長	財政班長 財政課長	1. 救援(義援)金品の受領保管に関する事 2. 救援物資の受入れ・配送に関する事 3. 救援物資保管場所の運営に関する事
	財政副班長 会計課長	
	調達班長 財産経営課長	
	調達副班長 契約検査課長	1. 災害対策用物資、車両の調達に関する事 2. 災害対策応急工事の契約に関する事 3. 市施設の被害状況及び維持管理に関する事 4. 対策本部機能の確保に関する事(機材、臨時電話等の設置)

#### ◆避難部

部長	正副班長	主な事務分掌
まちづくり推進部長	総務班長 地域づくり支援課長	1. 避難所の設置、管理計画に関する事 2. 公民館等施設の被害状況の調査及び報告に関する事 3. 公民館等施設の復旧に関する事
	総務副班長 人事課長	
	避難所班長 生涯学習課長	
	避難所副班長 スポーツ振興課長 よこての未来 ともにつくる課長	1. 指定避難所の開設及び避難者の収容に関する事 2. 指定避難所の運営に関する事 3. 一時避難所転用に関する事 4. 援護活動の協力に関する事 5. 救援物資の受入れ、保管に関する事

参考資料-1 横手市地域防災計画（抜粋）

◆民生福祉部

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
市民福祉 部 長	環境班長 生活環境課長	1. 災害地の清掃及びし尿処理に関する事 2. 災害廃棄物の処理に関する事 3. 清掃用車両、し尿吸排車の確保に関する事 4. へい獣の処理に関する事 5. 空き家対策に関する事 6. 遺体の洗浄、検案等の補助、収容施設の確保、輸送及び一時保 存に関する事 7. 埋火葬及び慰霊に関する事
	環境副班長 国保市民課長	
	調査班長 税務課長	1. 災害状況調査、り災者確認、災害記録に関する事 2. 警戒区域の設定に関する事 3. 避難指示等の伝達に関する事 4. り災証明の発行に関する事 5. 税の減免措置に関する事 6. 救済物資の受入れ及び配布の応援に関する事 7. 広報の応援に関する事
	調査副班長 収納課長	
	救護班長 社会福祉課長	1. 被災者の援護計画の策定及び救済活動(食品、物資の給付等)に関す ること 2. 要配慮者の援護活動に関する事 3. 災害ボランティアとの連携に関する事 4. 日赤救護班への応援依頼に関する事 5. 所管施設の福祉避難所開設に関する事 6. 災害傷害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護資金貸付けに関す ること 7. 義援金の配布に関する事 8. 被災者生活再建支援に関する事
救護副班長 まると福祉課長		
保健医療班長 健康推進課長	1. 医療、助産及び援護に関する事 2. 応援要請により出動した医師会、日赤救護班との連携、補佐に関 すること 3. 感染症予防及び検病に関する事 4. 避難者及び被災者の健康調査及び相談に関する事 5. 医療救護班の編成及び巡回に関する事 6. 応急救護所の設置に関する事 7. 臨時予防接種、消毒等の感染症対策業務に関する事 8. 医薬品、医療器具等の調達に関する事	
保健医療副班長 子育て支援課長 病院総務課長 又は課長補佐		

◆農林部

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
農林部長	農林班長 農業振興課長	1. 農地及び農林業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する こと 2. 家畜伝染病の予防・施設等の復旧に関する事 3. 農林畜産関係の補助、融資等に関する事 4. 農作物及び森林のり災証明に関する事 5. 援助物資の受入れ及び配送の応援に関する事 6. その他防災活動の応援に関する事
	農林副班長 農林整備課長 食農推進課長	

参考資料-1 横手市地域防災計画（抜粋）

◆商工部

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
商工観光 部 長	商工班長 商工労働課長	1. 商工関係業者の被害調査に関する事 2. 災害対策用の物資、資材の所有者の把握に関する事 3. 被災事業者に対する融資あっせん指導に関する事 4. 被災失業者の職業相談に関する事 5. 援助物資の受入れ及び配送の応援に関する事 6. その他防災活動の応援に関する事
	商工副班長 観光おもてなし課長	

◆建設部

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
建設部長	総務班長 建設課長	1. 県、国土交通省等関係機関との連絡に関する事 2. 雨量、水位などの資料収集に関する事 3. 部内調整に関する事
	総務副班長 建設課専門監	
	調査班長 建築住宅課長	1. 公共土木施設の被害状況の調査及び情報収集に関する事 2. 被災建物の応急危険度判定に関する事 3. 被災住宅の応急修理に関する事 4. 応急仮設住宅の設置に関する事 5. 応急仮設住宅設置場所の確保に関する事 6. 応急仮設住宅の入居者の決定、管理及び安全対策に関する事 7. 市施設の応急復旧対策に関する事
	調査副班長 建築住宅課課長代理	
土木班長 都市計画課長	1. 公共土木施設の防災管理、応急対策及び復旧に関する事 2. 障害物の除去に関する事 3. 応急・復旧資材の調達及び輸送に関する事	
土木副班長 都市計画課政策監		

◆上下水道部

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
上下水道 部 長	総務班長 経営管理課長	1. 上下水道施設の被害状況の把握に関する事 2. 関係部署との連絡調整に関する事 3. 職員の配置及び動員状況の把握に関する事 4. 部内の調整に関する事
	水道班長 水道課長	1. 飲料水、給水車両の確保と調達に関する事 2. 給水に関する応援の要請に関する事 3. 指定避難所、救護所、断水地域に対する給水に関する事 4. 水道施設の被害調査に関する事 5. 水道施設の応急措置及び復旧対策に関する事
	下水道班長 下水道課長	1. 下水道施設の被害調査及び情報収集に関する事 2. 下水道施設の応急措置及び復旧対策に関する事 3. 応急復旧資材の調達及び輸送に関する事 4. 土木班長との連絡調整に関する事 5. 環境班長との連絡調整に関する事

参考資料-1 横手市地域防災計画（抜粋）

◆教育総務部

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
教育総務 部 長	総務班長 教育総務課長	1. 学校施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 学校施設の復旧に関する事 3. 臨時校舎の開設に関する事 4. 指定避難所の開設及び運営に関する事（避難部と連携）
	総務副班長 文化財保護課長	

◆教育指導部

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
教育指導 部 長	総務班長 教育指導課長	1. 児童生徒の避難及び救護に関する事 2. 災児、生徒の学用品の調達に関する事 3. 指定避難所の開設及び運営に関する事（避難部と連携）
	総務副班長 学校教育課長	

◆消防部

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
消防本部 次 長	総務班長 総務課長	1. 被害情報の集約及び本部への報告に関する事 2. 援護班長との連絡調整に関する事 3. 消防職員の動員に関する事 4. 部内の災害応急対策計画の策定に関する事
	総務副班長 予防課長	
	警防班長 警防課長	1. 災害防衛活動の統括に関する事 2. 被災者の救助及び救急活動に関する事 3. 活動要員及び活動機材の輸送に関する事 4. 避難指示等の広報伝達に関する事
	警防副班長 救急課長	
	機動班長 消防署長	1. 団員の招集に関する事 2. 災害防衛活動に関する事 3. 被災者の救助及び救急活動に関する事 4. 区域内の警備、警戒に関する事 5. 住民の避難誘導に関する事
	機動副班長 消防副団長	

◆地域局（部長：地域局長）

<p><b>総務班 班 長：地域課長</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域局災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>2. 地域局内の被害状況の把握と本部及び関係部署との連絡に関する事</li> <li>3. 動員状況の把握及び職員の配置に関する事</li> <li>4. 急傾斜地等の危険区域の確認と避難に関する事</li> <li>5. 道路、橋、堤防、上下水道等の応急復旧対策に関する事</li> <li>6. 通行不能箇所等危険箇所の表示に関する事</li> <li>7. 上下水道施設の被害調査及び情報収集に関する事</li> <li>8. 農地及び農林業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>9. 農作物及び森林の罹災証明に関する事</li> <li>10. 農林畜産関係の補助、融資等に関する事</li> <li>11. 商工関係業者の被害調査に関する事</li> <li>12. 被災事業者に対する融資あっせん指導に関する事</li> <li>13. 援助物資の受入れ及び配送の応援に関する事</li> </ol>	<p><b>【構成課】</b></p> <p>各地域課 各市民サービス課 各施設 各消防支団</p>
<p><b>援護班 班 長：市民サービス課長</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 援助が必要な避難者の誘導及び収容に関する事</li> <li>2. 避難所の運営に関する事</li> <li>3. 避難者及び被災者の健康相談に関する事</li> <li>4. 遺体の収容に関する事</li> <li>5. 物資の配布に関する事</li> <li>6. 災害地の清掃及びし尿処理に関する事</li> <li>7. 相談窓口の設置に関する事</li> <li>8. 罹災証明の発行に関する事</li> </ol>	
<p><b>機動班 班 長：消防支団長</b> <b>副班長：消防副支団長</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団員の招集に関する事</li> <li>2. 災害防御活動に関する事</li> <li>3. 被災者の救助及び救急活動に関する事</li> <li>4. 区域内の警備、警戒に関する事</li> <li>5. 住民の避難誘導に関する事</li> </ol>	

### 3 危険物施設等災害予防計画

#### 第2編 一般災害対策 第1章 第8節（市地域防災計画より）

担当	部局名	消防本部
	関係機関	秋田県LPガス協会横手支部、 横手市危険物安全協会

#### 第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、施設の耐震性の向上、適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立して危険物施設等の安全確保を図るものとします。

#### 第2 危険物

##### 1 現況

消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物質等）を取り扱う施設数は次のとおりです。

（令和6年3月31日現在）

種別	製造所	貯蔵所	取扱所	計
施設数	0	312	113	425

##### 2 対策

###### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、危険物の貯蔵、取扱量を適正に保持するとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持するものとします。

イ 監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導します。

###### (2) 資機材の整備

ア 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力を向上します。

イ 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、油処理剤等の資機材の整備促進を図るものとします。

###### (3) 教育訓練の実施

ア 施設の管理者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に関する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図るものとします。

イ 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、災害発生時における対処能力の向上を図るものとします。

(4) 自衛消防組織の強化

施設の管理者は、自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制整備を図るものとします。

(5) 応急対策にかかる計画の作成等

施設の管理者は、施設の所在地域における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の確認を行い、確認の結果、風水害等に係る災害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討を行うとともに、応急対策のための計画の作成に努めるものとします。

### 第3 火薬類

#### 1 現況

市内における火薬類の貯蔵、取扱施設等については、保安距離等の基準は十分に確保されており、また各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成しています。

#### 2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、火薬類の貯蔵、取扱量を適正に保持するとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持するものとします。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導します。

(2) 資機材の整備

施設の管理者は、火災の発生及び拡大を防止するための資機材を整備するものとします。

(3) 教育訓練の実施

ア 関係機関は、地区別、業務別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員の管理、保安に関する知識技能の向上を図るものとします。

イ 施設の管理者は、訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力の向上を図るものとします。

(4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携強化を図るものとします。

### 第4 高圧ガス

#### 1 現況

市内における高圧ガスの製造所等の主な取扱いは酸素、窒素、水素等であり、これらの取扱施設では、法に基づき十分な保安措置が実施されています。

## 2 対策

### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、高圧ガスの貯蔵、取扱量を適正に保持するとともに、施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持するものとします。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導します。

### (2) 資機材の整備

施設の管理者は、火災の発生及び拡大を防止するための資機材を整備するものとします。

### (3) 教育訓練の実施

ア 関係機関は、地区別、業務別の保安検査を実施して、施設の管理者、従業員の管理、保安に関する知識技能の向上を図ります。

イ 施設の管理者は、訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力の向上を図るものとします。

### (4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携強化を図るものとします。

## 第5 LPガス

### 1 現況

市内ではLPガスのほとんどが一般家庭、業務用に使われており、一部で公共交通機関の燃料や工業用として使用されています。市内には製造所（充填所）、貯蔵所（容器置場）等の設備が設置されています。

### 2 対策

#### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備を定期的に点検して、常に最良の状態に維持するものとします。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善を指導します。

#### (2) 資機材の整備

施設の管理者は、災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備するものとします。

#### (3) 教育訓練の実施

ア 関係機関は、地区別、業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理保安に関する知識技能の向上を図ります。

イ 施設の管理者は、訓練の実施を通じて、災害の発生時における対処能力の向上を図るものとします。

(4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携強化を図るものとします。

## 第6 毒物、劇物

### 1 現況

市内にある毒物、劇物の取扱施設は業務上の事業所が主で、届出を必要としない量の毒物、劇物を常時取り扱っている施設があります。

### 2 対策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、定期的に点検を実施して常に最良の状態に保持するものとします。

イ 監督関係機関は、随時立入検査を実施して施設及び設備の改善を指導します。

(2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報、応急措置が適切に実施できるように防災体制の確立を図るものとします。

## 第7 放射性物質

### 1 現況

放射線を放出する物質を放射性物質といい、市内では病院、工場等で放射性物質が使用されています。

### 2 対策

(1) 監督機関は事業者、輸送事業者又は現場責任者（以下、本節において「事業者等」という。）に対し適切に監督、指導を行うとともに、事業者等から助言を求められた場合は適切な助言を与えます。

(2) 事業者等は関係法令に定める規定を遵守し、常に安全基準の見直しを図るとともに、放射線災害の予防に関する規程等の作成を行い、災害の未然防止を図るものとします。

(3) 事業者等は放射線による災害を未然に防止するため、各種資機材を整備するものとします。

(4) 火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は障害が発生した場合は直ちに応急の措置を講じるものとします。

## 4 廃棄物処理計画

## 第2編 一般災害対策 第2章 第24節（市地域防災計画より）

担 当	部局名	市民福祉部、まちづくり推進部、農林部
	関係機関	平鹿地域振興局福祉環境部

## 第1 計画の方針

災害時には、大量のごみ等が発生するほか処理機能の低下により、未処理のごみやし尿等が大量に発生するおそれがあります。このため、被災地におけるごみの収集及びし尿の処理等の清掃業務を「横手市災害廃棄物処理計画」に基づいて迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図ります。

## 第2 ごみ処理及びし尿処理対策

## 1 実施機関

被災地におけるごみ等の収集及び処分は、市長が行います。

被害が甚大で市のみで処理することが不可能な場合は、市や県が締結している災害廃棄物処理に関する協定に基づき、協定締結団体に処理を要請します。

また、協定締結団体での処理が不可能な場合は、県の指導により県外広域処理を行います。

## 2 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、民間の廃棄物処理業者、建設・運送業者に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備に努めるとともに、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとします。

## 3 実施の方法

## (1) ごみの処理

## ア 収集順位

食品の残廃物等腐敗性の高い生ごみや応急対策活動又は市民生活に重大な支障を与えるものを優先し、指定避難所については、毎日収集を原則とします。

## イ 収集処理の方法

災害ごみは、市が保有する車両又は臨時借上げ車両により、クリーンプラザよこてのほか、埋立地等に搬入するほか、状況により市民の自主搬入を受け入れます。

## 参考資料-1 横手市地域防災計画（抜粋）

ウ 生活ごみは、ごみ処理能力を勘案して収集計画を作成して収集処理します。

不燃物又は焼却できないものについては、埋立て処分します。

エ 大量に出るごみ対策として、必要に応じて運搬及び保健衛生上適当と思われる場所に臨時集積場所を設置します。

オ 応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努めます。

### (2) 広報

ア 市は、ごみの仮設集積所及び収集日時を定めて、市民に広報します。

イ 市は、ごみの仮置場又は処分場を設置したときは、直ちに公示するとともに、状況を県に報告し、関係機関に通報します。

### (3) し尿処理

ア 仮設トイレの設置

1) 市で備蓄している簡易トイレを、トイレの使えない指定避難所に配置します。

2) 被害の状況から仮設トイレの必要数を算出して手配するとともに、不足する場合は、県の指導により関係機関に手配を要請して解決を図ります。

イ 収集順位

指定避難所を最優先とし、道路の復旧状況を勘案し、重要性の高い施設及び住宅密集地を優先します。

ウ 収集処理の方法

し尿処理施設に搬入して処理します。

### (4) 死亡獣畜処理

ア 収集順位

住宅地域のへい獣を優先して処理します。

イ 収集処理の方法

死亡獣畜は、死亡獣畜保冷施設に搬入・保管するほか、必要に応じて、公衆衛生上支障のない場所に集めて処理します。

## 5 危険物施設等応急対応計画

### 第2編 一般災害対策 第2章 第19節（市地域防災計画より）

担当	部局名	総務企画部、消防本部
	関係機関	横手保健所、横手警察署、秋田県L Pガス協会横手支部、横手市危険物安全協会

#### 第1 計画の方針

災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散により二次、三次の災害に発展するおそれがあり、関係機関と密接な連携のもとに災害の拡大防止を図ります。

#### 第2 危険物

##### 1 実施主体

消防法別表に掲げる危険物(石油類等発火性、引火性のある物質等)施設の災害応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者です。

##### 2 実施要領

###### (1) 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生に備えて、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集するものとします。

###### (2) 広報活動

施設の管理者は、災害発生にあたっては、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知するものとします。

###### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施するものとします。

- 1) 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- 2) 施設内の全ての火気を停止する。
- 3) 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- 4) 出荷の中止と搬出を準備する。
- 5) 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- 6) 引火、爆発のおそれがあるときは、警察、消防、その他関係機関へ速やかに通報する。
- 7) 相互援助協定締結事業所に対して、援助を要請する。

イ 知事又は市長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難指示等を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施します。

ウ 市消防本部は、火災発生又は発生のおそれがある場合は直ちに化学消防車等の出動要請等の措置を行います。

### 第3 火薬類

#### 1 実施主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者です。

#### 2 実施要領

##### (1) 施設被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講じるものとします。

##### (2) 広報活動

施設の管理者は、警察署、消防本部と迅速な通報連絡をしながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知するものとします。

##### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき、次の応急処置を実施するものとします。

- 1) 被害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示を行うものとします。
- 2) 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を行うものとします。

イ 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置を命じます。

- 1) 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じます。
- 2) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限します。
- 3) 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じます。
- 4) 火薬類を廃棄した者にその収去を命じます。

### 第4 高圧ガス

#### 1 実施主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者です。

## 2 実施要領

### (1) 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は災害発生について、電話等により情報の収集を図るものとします。

### (2) 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知するものとします。

### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき、次の応急処置を実施するとともに、災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報します。

イ 知事は、公共の安全維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要があると認められたときは、製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充填事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、次の緊急措置を命じます。

- 1) 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じます。
- 2) 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限します。
- 3) 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じます。

## 第5 LPガス

### 1 実施主体

LPガス製造所等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者です。

### 2 実施要領

#### (1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図るものとします。

#### (2) 広報活動

施設の管理者は、秋田県LPガス協会横手支部の広報車等により関係業者、一般需要者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図るものとします。

#### (3) 応急復旧

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施するものとします。

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難します。
- イ 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動します。
- ウ 必要により施設周辺の市民に対して避難を警告します。
- エ 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県L Pガス協会横手支部に対して応援を要請します。
- オ L Pガス取扱業者は、常時、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、同法施行令及び同法施行規則に基づいて、施設、設備、移送等の保安に努めます。
- カ 災害発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、一般需要者に対する迅速、適切な措置を講じます。
- キ 秋田県L Pガス協会横手支部は、災害発生時には速やかな情報活動と関係諸団体との連携を密にし、関係業者、一般需要者に対し、災害拡大防止の周知徹底に努めます。
- ク L Pガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗等輸送規制の徹底を図り、事故の未然防止に努めます。

## 第6 毒物、劇物

### 1 実施主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び取扱施設の責任者(以下、本節において「施設の管理者」という。)です。

### 2 実施要領

#### (1) 施設被害の把握

災害発生と同時に、施設の管理者は、施設の被害状況から市民に保健衛生上の危害が生じるおそれの有無について情報把握に努めるものとします。

#### (2) 広報活動

施設の管理者は被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、市民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図るものとします。

#### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施するものとします。

- 1) 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報します。

## 参考資料-1 横手市地域防災計画（抜粋）

- 2) 毒物・劇物が流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収(着)剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないように処理します。

イ 市、保健所、警察署、消防本部は相互に連携をとり、次の措置を実施します。

- 1) 毒物・劇物の流出等の状況を速やかに市民に周知します。
- 2) 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施します。
- 3) 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染されるおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報します。

## 6 危険物等運搬車両事故対策計画

### 第2編 一般災害対策 第2章 第20節（市地域防災計画より）

担 当	部局名	総務企画部、建設部、消防本部、消防団
	関係機関	東北地方整備局湯沢河川国道事務所、平鹿地域振興局建設部、横手警察署、東日本高速道路秋田管理事務所

#### 第1 計画の方針

災害によって道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物等(以下、本節において「危険物等」という。)の漏洩、火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、団体等は密接な連携のもとに、迅速、的確な防除措置を実施します。また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図ります。

#### 第2 漏洩等の防除措置

運転者、関係機関、団体等(荷送危険物事業所、運送会社)は、密接な連携のもとに次の防除措置を実施するものとします。

##### 1 運転者

- (1) 警察、消防、道路管理者又は保健所に対し、直ちに事故の状況及び積載物の種類を通報するものとします。
- (2) 荷送危険物事業所、運送会社に事故の状況を報告するものとします。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施するものとします。

##### 2 荷送危険物事業所、運送会社

- (1) 被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、消防機関等に依頼します。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施するものとします。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供するものとします。

##### 3 警察署

- (1) 交通規制を実施します。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努めます。
- (3) 市民の避難、誘導を実施します。

##### 4 道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努めます。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施します。
- (3) 道路情報の提供を行います。

## 5 消防本部、消防団

- (1) 漏洩危険物の応急措置を実施します。
- (2) 火災の消火活動を実施します。
- (3) 負傷者の救出、救護を実施します。
- (4) 市民の避難、誘導を実施します。

## 第3 実施の要領

### 1 危険物の特定

運転者が被災したことにより、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定します。なお、不可能な場合は、荷送危険物事業所又は運送会社に照会します。

### 2 事故の通報

高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路秋田管理事務所に通報します。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、道路管理者及び関係機関に通報します。

また、漏洩した危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されていることがあるため、河川管理者や市にも通報します。

### 3 広報活動

道路管理者、警察署、消防本部は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知します。なお、市民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行います。

### 4 応急復旧

タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積みます。更に、危険物等の種類によっては、吸収剤(砂、土を含む。)を散布します。

漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止します。また、毒物、劇物の場合は、本章第19節「危険物施設等応急対策計画」の第6「毒物、劇物」に準じ、これを実施します。

火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行います。

### 5 交通規制

事故の状況によっては、通行止め又は道路の通行禁止等の交通遮断と現場付近での歩行者、車両の立入規制等を速やかに実施します。

## 参－2 横手市の概要

## 1 地勢、気象等

### (1) 地勢・地質

#### ① 位置・地勢

本市は、秋田県東南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約 45 k m、南北に約 35 k m で、面積は 692.80 k m<sup>2</sup> で秋田県の約 6.0% を占めている。土地利用については、耕地が 176.00 k m<sup>2</sup>、森林が 376.09 k m<sup>2</sup>、宅地が 25.72 k m<sup>2</sup> となっており、県内の平均値（可住地面積割合）と比較してみても、耕地（田畑）と宅地による平坦地が多いことがうかがえる。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出している。

#### ② 地質

本市は、第三紀以後の地層によって構成され、市の東部と西部は安山岩質凝灰角礫岩、その上部に硬質泥岩、より軟質の泥岩等の堆積層が分布し、盆地部分は沖積層の柔らかい地質で、盆地中央部の地表面には特に柔らかい泥炭層が分布している。

市内には横手盆地東縁断層帯と呼ばれる断層帯があり、直下には、金沢断層（美郷町六郷東根から丘陵西縁に沿って杉沢川に至る約 9 k m）、杉沢断層（金沢中野集落南方から丘陵西縁に沿って杉沢川に至る約 3 k m）及び大森山断層（横手川左岸から丘陵西麓に沿って大森山北西の新城に至る約 24 k m）があり、1896 年（明治 29 年）に発生した陸羽地震の際に地表に現れた千屋断層が隣接する美郷町にある。

横手盆地東縁断層帯については、平成 25 年 8 月に発表された秋田県地震被害想定調査によると、近接する真昼山地東縁断層帯と連動した地震（横手盆地真昼山地連動地震）が冬の深夜午前 2 時に発生した場合、大きな被害が想定されている。

### (2) 気象

#### ① 特徴

奥羽山脈、出羽丘陵に囲まれ海洋から全く遮断された横手盆地は典型的な内陸性の気候で、気温に明瞭な季節変化があつて、特に夏の日中は高温となり、夜間は蒸し暑く、冬は北西の季節風が強く吹いて寒さが厳しくなる。

#### ② 気温

本市の過去 30 年間（平成 7～令和 6 年）の年平均気温は 11.4 度、年平均最高気温は 16.0 度、年平均最低気温が 7.4 度、年平均真夏日（日最高気温 30 度以上の日）の日数は 35 日となっている。昭和 51 年～平成 6 年までの平均と比較すると平均気温が 0.8 度、年平均最高気温で 1.1 度上昇し、真夏日が 13 日多くなっており、本市も温暖化が顕著となっている。

過去 30 年間における横手市の気温状況を表-1 に示す。

表-1 過去 30 年間の横手市の気温状況

最高気温（年月日）	39.2 度（令和 5 年 8 月 31 日）
最低気温（年月日）	-16.4 度（平成 30 年 2 月 2 日）
平均真冬日数	21 日

出典：気象庁ホームページ

### ③ 風

風向は季節変化があり、冬は北ないし北西の風が多くなる。これは地形の影響によるものであり、一般に山に囲まれた地域では、地上風変化が生まれ、風力もやや弱くなりやすいが、大きな河川がある場合にはそれによって風向が左右され、一部で強風が発生する。

過去 30 年間（平成 7～令和 6 年）の平均風速は 1.9m/s で、最大風速は 14.8m/s（南西の風、平成 24 年 4 月 4 日）、最大瞬間風速は 28.2m/s（西南西の風、平成 29 年 9 月 20 日）が記録されている。

### ④ 雨

本市は湿潤多雨気候区に入るが、県内の他と比較してみると、やや雨の少ない地域である。しかし、近年は局地的に集中豪雨が発生している。

1 時間に 30mm 以上の激しい雨が降る時期は 7～8 月が多くなっている。

過去 30 年間（平成 7～令和 6 年）における横手市の降雨状況を表 3-1-2 は次のとおりである。

表-2 過去 30 年間の横手市の降雨状況

年最大降水量（年）	2,116.5mm（令和 2 年）
日最大降水量（年月日）	262.0mm（平成 29 年 7 月 22 日）
時間最大降水量（年月日）	68.5mm（平成 29 年 7 月 22 日）

出典：気象庁ホームページ

### ⑤ 雪

本市の過去 30 年間（平成 7～令和 6 年）の最大積雪深は令和 3 年の 203 cm で、県内でも降雪の多い地域で、1～2 月は 1 月のうち 3 分の 2 以上が降雪日となっている。

豪雪となった平成 23 年や令和 3 年は、住宅の一部損傷、作業小屋の全壊、農業施設の倒壊等の被害が発生し、市では雪害対策本部を設置して対応した。

### ⑥ 日照

本市の過去 30 年間（平成 7～令和 6 年）の年間平均日照時間は、1,421 時間で、年間を通じては、11～12 月は日照が少なく、5～8 月は日照時間が多くなっている。

## ⑦ 湿度

本市の湿度は、4～5月が1年を通して最も低く、空気の乾燥する時期で、火災が発生すれば大火災になるおそれがある。

## ⑧ 霜

霜は11月にやや多く、10月、4月にも発生する。これは、春と秋に、移動性の高気圧に覆われて晴れると、夜間に放射冷却によって気温が著しく低下することによる。

## ⑨ 梅雨

梅雨の期間は割合短いが、末期に前線北上に伴う大雨による被害が多く、この梅雨期以外に低気圧や前線によって局部的に集中豪雨が起るときがある。

## ⑩ 台風・防風

最近の台風は9月に多く発生し、日本海を北上、秋田県に上陸するルートで暴風と局地的な豪雨により、大きな被害が発生している。

特に影響を及ぼす台風は、年1回ないし2回程度である。経路、季節により性格も程度も異なり、遠くにあっても前線を刺激して大雨となることもある。

## ⑪ 雷・降ひょう

雷日数は県内では非常に少ない地域である。それでも年数回ほど発生するときがあり、月別では5～6月、8～9月に発生している。

降ひょう日数については、年1日か多くとも3日程度で、中にはひょう被害をもたらすものもあり、降ひょうは5～6月と、9月頃発生している。

## ⑫ 雪崩

雪崩は表層雪崩と全層雪崩に大別され、傾斜の急なところに起こりやすく、傾斜度30～60度の斜面で多く発生しており、気温、日照、雨等の気象状態に影響される。

## ⑬ 融雪

融雪は3～5月にかけて多く、気温が上昇した日、雨の降った日に起こりやすく、融雪による地すべりや、洪水が発生する場合もある。

## 2 人口と高齢者割合

市の人口は、出生率の低下や若年層等の市外流出による減少が続いている。

また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は40.96%（令和6年10月31日現在）を占めている。

表-3 横手市の年齢別人口

（単位：世帯、人、%）

年度 （平成・ 令和）	世帯数	人口 総数	年少人口 （0～14歳）		生産年齢人口 （15～64歳）		高齢人口 （65歳以上）	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合
25	34,472	97,540	10,629	10.90	55,467	56.87	31,444	32.24
26	34,576	96,184	10,366	10.78	53,846	55.98	31,972	33.24
27	34,480	94,739	9,994	10.55	52,233	55.13	32,512	34.32
28	34,489	93,430	9,756	10.44	50,882	54.46	32,792	35.10
29	34,352	91,915	9,454	10.29	49,389	53.73	33,072	35.98
30	34,282	90,492	9,184	10.15	48,034	53.08	33,274	36.77
令和元	34,181	88,999	8,978	10.09	46,543	52.30	33,478	37.62
2	34,231	87,713	8,654	9.87	45,341	51.69	33,718	38.44
3	34,123	86,083	8,267	9.60	44,136	51.27	33,680	39.13
4	34,093	84,579	7,875	9.31	43,041	50.89	33,663	39.80
5	33,939	82,740	7,488	9.05	41,861	50.59	33,391	40.36
6	33,856	81,041	7,141	8.81	40,703	50.23	33,197	40.96

※ 各年10月31日現在

※ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正（平成24年7月9日施工）により、平成24年7月末から外国人住民の方も人口・世帯に集計されています。

出典：住民基本台帳

## 3 木造住宅

本市の住宅構造は木造住宅が約94%（全国54%、秋田県89%）、鉄筋鉄骨コンクリート造が約6%（全国46%、秋田県11%）となっている。また、昭和56年の建築基準法改正による新耐震基準導入後に建築された住宅が約65%（全国74%、秋田県69%）となっている（平成7年の阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の建築物に被害が集中した。）本市の1住宅当たり居住室の畳数は48.64畳（全国32.65畳、秋田県44.24畳）であり、1人当たり居住室の畳数は18.43畳と全国でも高い水準となっている（全国14.69畳、秋田県18.53畳）。

出典：令和5年 住宅・土地統計調査（令和6年9月、総務省）

#### 4 木造住宅未収地域における焼失棟数等

対象地震において、焼失棟数が特に多くなる傾向にある木造住宅密集地域について、焼失棟数が最大となる地震及び焼失棟数を表-4に示す。

表-4 横手市における焼失棟数が最大となる地震及び焼失棟数

地震（秋田県想定ケース）	焼失棟数（棟）
13地震 冬18時	2,096

出典：秋田県地震被害想定調査 P273（平成25年8月、秋田県）

#### 5 処理困難廃棄物の取扱事業所

危険物取扱い事業所数を表-5、PRTR制度に基づく届出事業所数（PRTR法の担当課：県生活環境部環境管理課）を表-6、特定第一種指定化学物質における業種別の届出事業所数を表-7、PCB特別措置法に基づく届出事業所数を表-8に示す。

危険物取扱い事業所数は24事業所で県全体の約9.6%（県全体：251事業所）、PRTR制度に基づく届出事業所数は34事業所で県全体の約7.6%（県全体：449事業所）、PCB特別措置法に基づく届出事業所数は33事業所で県全体の約9.9%（県全体：334事業所）であった。

また、特定第一種指定化学物質の届出業種のうち、燃料小売業の届出が最も多く、24事業所で80%となっている。

表-5 危険物取扱い事業所数

	施設数	割合
横手市	24	9.6%
秋田県	251	100%

出典：県処理計画【資料編】P64（令和7年3月改定、秋田県）

表-6 PRTR 制度に基づく届出事業所数

	第一種 指定化学物質	割合※	特定第一種 指定化学物質	割合※
横手市	34	7.6%	26	7.8%
秋田県	449	100%	334	100%

※県内全体の事業所数に占める各市町村事業所数の割合

なお、第一種指定化学物質の事業所数には、特定第一種指定化学物質の事業所数が含まれる

出典：経済産業省HP「PRTR制度に基づく届出データの公表について（令和4年度排出分）」

表-7 PRTR 制度に基づく届出事業所数

	一般 廃棄物 処理業	下水道業	金属鉱業	金属製品 製造業	産業 廃棄物 処分業	電気 機械器具 製造業	燃料 小売業	その他
横手市	1	2	0	0	1	0	21	1
秋田県	37	36	8	5	12	10	195	31

※ごみ処分業に限る その他は県内の届出事業所数が5未満の業種を合計した

出典：経済産業省HP「PRTR制度に基づく届出データの公表について（令和4年度排出分）」

表-8 PCB 特別措置法に基づく届出事業所数

	施設数	割合
横手市	33	9.9%
秋田県	334	100%

出典：県処理計画【資料編】P67（令和7年3月改定、秋田県）

### 参－3 横手市内の廃棄物処理施設

業者名	(株)羽後環境	(株)大屋産業	五十嵐建設(株)	(株)吉田建設	(株)高善					
住所	横手市雄物川町沼館字高畑439	横手市外目字檀森44-12	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川12-2	横手市雄物川町薄井字下開344	横手市平和町5-37					
電話番号	0182-22-4191	0182-32-5302	0182-24-1484	0182-23-1116	0182-32-2179					
FAX番号	0182-62-5083	0182-33-5813	0182-24-3213	0182-23-1252						
区分	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)		
産業廃棄物	燃え殻	1 最終処分	1		1		1			
	汚泥	1 最終処分	1		1		1			
	廃油	1		1		1				
	廃酸			1		1				
	廃アルカリ			1		1				
	廃プラスチック類	1 1 焼却、圧縮、破碎、最終処分	1	1 1 焼却	1	1 1 焼却	1	1 1 焼却		
	紙くず	1 1 焼却、最終処分	1	1 1 焼却	1	1 1 焼却	1	1 1 焼却		
	木くず	1 1 焼却、破碎、最終処分	1	1 1 焼却、破碎	1	1 1 焼却	1	1 1 焼却		
	繊維くず	1 1 焼却、圧縮、破碎、最終処分	1	1	1	1 1 焼却	1	1 1 焼却		
	動植物性残さ	1 1 最終処分	1		1		1			
	ゴムくず	1 1 最終処分	1		1		1			
	金属くず	1 1 圧縮、最終処分	1		1		1			
	ガラスくず等	1 1 最終処分	1		1		1			
	鋳さい	1		1		1				
	がれき類	1 1 最終処分	1	1 1 破碎	1	1 1 破碎	1	1 1 破碎		
	動物のふん尿									
	動物の死体									
動物系固形不要物										
ばいじん	1		1		1					
13号廃棄物										
自動車等破碎物	1 1 最終処分				1					
石綿含有廃棄物	1 1 最終処分	1		1		1				
水銀廃棄物	1		1		1					
合計	17	13	13	3	22	5	13	2	10	1
処理能力確認結果 ※秋田県産業廃棄物処理業者検索システムより	焼却(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず):11.25t/日 破碎(廃プラスチック類、木くず、繊維くず):4.80t/日 ※羽後町に設置	焼却(紙くず、木くず):4.72t/日 破碎(木くず):35.2t/日 破碎(がれき類):745.6t/日 ※がれき類は廃アスファルト及び廃コンクリートに限る	焼却(廃プラスチック類):1.44t/日 焼却(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず):28.616t/日 破碎(がれき類):360t/日 破碎移動式(がれき類):256.24t/日 ※がれき類は廃アスファルト及び廃コンクリートに限る	破碎(がれき類):256.24t/日 破碎移動式(木くず)404.12t/日 ※がれき類は廃アスファルト及び廃コンクリートに限る	破碎(がれき類):154t/日 ※がれき類は廃アスファルト及び廃コンクリートに限る					
特別管理産業廃棄物	1号廃油				1					
	2号廃酸				1					
	3号廃アルカリ				1					
	4号感染性	汚泥				1 1 焼却				
		廃油				1 1 焼却				
		廃酸				1 1 焼却				
		廃アルカリ				1 1 焼却				
		廃プラスチック類				1 1 焼却				
		ゴムくず				1 1 焼却				
		金属くず				1 1 焼却				
		ガラスくず等				1 1 焼却				
	13号廃棄物				1 1 焼却					
5号特定有害	廃PCB等									
	廃PCB汚染物									
	廃PCB処理物									
	廃水銀等									
	指定下水汚泥									
	鋳さい						1			
	廃石綿等									
	ばいじん									
	燃え殻				1					
	廃油									
	汚泥									
	廃酸									
	廃アルカリ									
6号ばいじん										
7号ばいじん・燃え殻										
8号汚泥										
9号ばいじん										
10号燃え殻										
11号汚泥										
合計	0	0	0	0	15	9	1	0	0	0

※1=運搬のみ許可を受けている。 2=積み替え保管についても許可を受けている。

業者名	(株)山本産業		(有)横手クリーンセンター		(株)宮川工業		ヨコウン(株)		(株)菅与	
住所	横手市杉沢字中杉沢592-5		横手市南町20-12		横手市大森町八沢木字中房1-1		横手市卸町8-14		横手市平鹿町下鍋倉字下六ツ段132-1	
電話番号	0182-32-3170		0182-33-7790		0182-26-4206		0182-32-3667		0182-24-3298	
FAX番号					0182-26-4192					
区分	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)
産業廃棄物	燃え殻	2		1		1		1		
	汚泥	2		1		1		1	1	発酵
	廃油	2						1		
	廃酸							1	1	発酵
	廃アルカリ	1						2	1	発酵
	廃プラスチック類	1	1 破碎	1	1 溶融	1		1	1	溶融
	紙くず	1	1 破碎	1		1		1		
	木くず	1	1 破碎	1		1		1		
	繊維くず	1	1 破碎	1		1		1		
	動植物性残さ					1		1	1	1 乾燥、発酵、加熱
	ゴムくず	1	1 破碎	1				2		
	金属くず	1	1 破碎	1		1		2		
	ガラスくず等	1	1 破碎	1		1		2		
	鋳さい					1		1		
	がれき類	1	1 破碎	1		1	1 破碎	2		
	動物のふん尿								1	
	動物の死体								1	
	動物系固形不要物									
	ばいじん	1						1		
	13号廃棄物	1						1		
自動車等破砕物							1			
石綿含有廃棄物	1		1		1		1			
水銀廃棄物	1				1		1			
合計	19	8	11	1	14	1	25	1	16	4
処理能力確認結果 ※秋田県産業廃棄物処理業者検索システムより	破碎(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類):47.6t/日		溶融(廃プラスチック類):0.64t/日 ※廃プラスチック類は廃発泡スチロールに限る		破碎(がれき類):160t/日 ※大仙市に設置		溶融(廃プラスチック類):1.2t/日 ※廃プラスチック類は廃発泡スチロールに限る		機械乾燥(動植物性残渣):4.8t/日 機械乾燥(動植物性残渣):4.35t/日 発酵(汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣):50t/日 加熱(動植物性残渣):1.4t/日	
特別管理産業廃棄物	1号廃油							1		
	2号廃酸							1		
	3号廃アルカリ							1		
	汚泥							1		
	廃油							1		
	4号廃酸							1		
	廃アルカリ							1		
	廃プラスチック類							1		
	ゴムくず							1		
	金属くず							1		
	ガラスくず等							1		
	13号廃棄物							1		
	5号特定有害								1	
	廃PCB等								1	
	廃PCB汚染物								1	
	廃PCB処理物								1	
	廃水銀等								1	
指定下水汚泥								1		
鋳さい								1		
廃石綿等								1		
ばいじん								1		
燃え殻								1		
廃油								1		
汚泥								1		
廃酸								1		
廃アルカリ								1		
6号ばいじん										
7号ばいじん・燃え殻										
8号汚泥										
9号ばいじん										
10号燃え殻										
11号汚泥										
合計	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0

※1=運搬のみ許可を受けている。 2=積み替え保管についても許可を受けている。

業者名	ミノル工業(株)	(株)佐藤組	はかま建設(株)			
住所	横手市南町20-12	横手市大森町上溝字松原4-41	横手市大森町袴形字袴形48-19			
電話番号	0182-32-1140	0182-23-6070	0182-23-6025			
FAX番号						
区分	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)	収集運搬	処分(許可の範囲)
産業廃棄物	燃え殻	1		1		1
	汚泥	1		1		1
	廃油					1
	廃酸					
	廃アルカリ					
	廃プラスチック類	1		1		1
	紙くず	1		1		1
	木くず	1		1	1 破碎	1
	繊維くず	1		1		1
	動植物性残さ					
	ゴムくず	1		1		1
	金属くず	1		1		1
	ガラスくず等	1		1	1 破碎	1
	鉱さい					
	がれき類	1	1 破碎	1	1 破碎	1
	動物のふん尿					
	動物の死体					
	動物系固形不要物					
	ばいじん					
	13号廃棄物					
自動車等破砕物						
石綿含有廃棄物	1		1		1	
水銀廃棄物			1		1	
合計	11	1	12	2	13	1
処理能力確認結果 ※秋田県産業廃棄物処理業者検索システムより	破碎(がれき類):320t/日 ※がれき類は廃アスファルト及び廃コンクリートに限る		破碎(ガラスくず等、がれき類):1,472t/日 ※がれき類は廃コンクリートに限る		破碎(木くず):4.84t/日 ※美郷町に設置	
特別管理産業廃棄物	1号廃油					
	2号廃酸					
	3号廃アルカリ					
	4号汚泥					
	4号廃酸					
	4号廃アルカリ					
	4号廃プラスチック類					
	4号汚染性ゴムくず					
	4号汚染性金属くず					
	4号汚染性ガラスくず等					
	4号13号廃棄物					
5号廃PCB等						
5号廃PCB汚染物						
5号廃PCB処理物						
5号廃水銀等						
5号指定下水汚泥						
5号特定有害鉱さい			1			
5号特定有害廃石綿等						
5号特定有害ばいじん						
5号特定有害燃え殻						
5号特定有害廃油						
5号特定有害汚泥						
5号特定有害廃酸						
5号特定有害廃アルカリ						
6号ばいじん						
7号ばいじん・燃え殻						
8号汚泥						
9号ばいじん						
10号燃え殻						
11号汚泥						
合計	0	0	1	0	0	0

※1=運搬のみ許可を受けている。 2=積み替え保管についても許可を受けている。

処理施設の総数と能力(集計)

No.	業者	処理能力	区分
1	榊大屋産業	4,720 t/日	紙くず、木くず
2	五十嵐建設(株)	1,440 t/日	廃プラスチック類
3	五十嵐建設(株)	28,616 t/日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
合計		34,776 t/日	

No.	業者	処理能力	区分
1	榊大屋産業	35.20 t/日	木くず
2	榊大屋産業	745.60 t/日	がれき類
3	五十嵐建設(株)	360.00 t/日	がれき類
4	五十嵐建設(株)	256.24 t/日	がれき類(移動式)
5	榊吉田建設	256.24 t/日	がれき類
6	榊吉田建設	404.12 t/日	木くず(移動式)
7	榊高善	154.00 t/日	がれき類
8	榊山本産業	47.60 t/日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類
9	ミノル工業(株)	320.00 t/日	がれき類
10	(株)佐藤組	1,472.00 t/日	ガラスくず等、がれき類
合計		4,051.00 t/日	

No.	業者	処理能力	区分
1	榊手クリーンセンター	0.64 t/日	廃発泡スチロール
2	ヨコウン(株)	1.20 t/日	廃発泡スチロール
合計		1.84 t/日	

※横手市外に設置されている施設は含めない。

#### 参－4 災害廃棄物処理フローの例

## 1 地震災害

### (1) 対象とする地震

県処理計画では対象地震を表-1 のとおり震源地によりいくつかのグループに整理し、フロー作成の対象とする地震を選定している。本市の処理計画ではグループは県の整理に準拠するものの、選定する地震については推計した市内の災害廃棄物発生量を基に選定することとした。選定した地震を表-2 に整理する。

フロー作成の対象とする地震は「14、15、13、25、27 地震」の5つとした。25 地震は、災害廃棄物発生量が横手市内で処理可能な最大量となっていることから選定した。なお、13 地震は横手市内災害廃棄物発生量が最大となる地震である。(秋田県全体としては27 地震が災害廃棄物の発生量が最大である。) フロー作成の対象とする地震の震源域を図-1 に示す。

表-1 対象地震の整理と選定理由等

グループ	対象地震 No.	概要
①	1, 3	震源地が秋田県北西部地域である内陸型単独地震。1地震、3地震共、横手市での災害廃棄物発生量がほとんどないものと推計されていることからフロー作成対象外のグループとする。
②	2, 16, 17	震源地が秋田県北東部地域である内陸型単独地震。全ての地震は横手市での災害廃棄物発生量がほとんどないものと推計されていることからフロー作成対象外のグループとする。
③	5, 7, <b>14</b>	震源地が秋田県中央部地域である内陸型単独・連動地震。14地震は横手市での災害廃棄物発生量が3ケースの中で最大であることから、検討の主な対象とする。
④	4, 6, <b>15</b>	震源地が秋田県西部地域である内陸型単独・連動地震。15地震は3ケースの中で横手市の災害廃棄物発生量が最大となるため、検討の主な対象とする。
⑤	12, 20	震源地が秋田県南西部地域である内陸型単独地震。12地震、20地震とも、横手市での災害廃棄物発生量がほとんどないと推計されていることから、検討の対象外とする。
⑥	8, 9, 10, 11, <b>13</b> , 18, 19	震源地が秋田県東部地域である内陸型単独・連動地震。13地震は内陸型連動地震の中で秋田県内の震災廃棄物発生量が最大となるため、検討の主な対象とする。
⑦	22, 23, 24, <b>25</b> , 26, <b>27</b>	震源地が日本海である海域単独・連動地震。6ケースの中で27地震は横手市での災害廃棄物発生量が最大となるため、検討の主な対象とする。(秋田県全体の災害廃棄物発生量が最大となる連動地震でもある。)
⑧	21	震源地が県外(山形県)である内陸型単独地震。災害廃棄物発生量が他地震と比較して少ないため、具体的な検討の対象外とする。県処理計画でも対象外とされている。

※県処理計画では、フロー作成対象として「1, 2, 5, 6, 12, 13, 27 地震」が選定されている。

出典：県処理計画【資料編】P141（令和7年3月改定、秋田県）（一部編集）

表-2 フロー作成の対象とする地震

グループ	No.	想定地震	分類	震源地
③	14	秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動	内陸型、連動	西部山地
④	15	天長地震北由利断層連動	内陸型、連動	西部沿岸部
⑥	13	横手盆地真昼山地連動	内陸型、連動	東部山地
⑦	27	海域A+B+C連動	海域、連動	日本海沿岸部
	25	海域A+B連動	海域、連動	日本海沿岸部

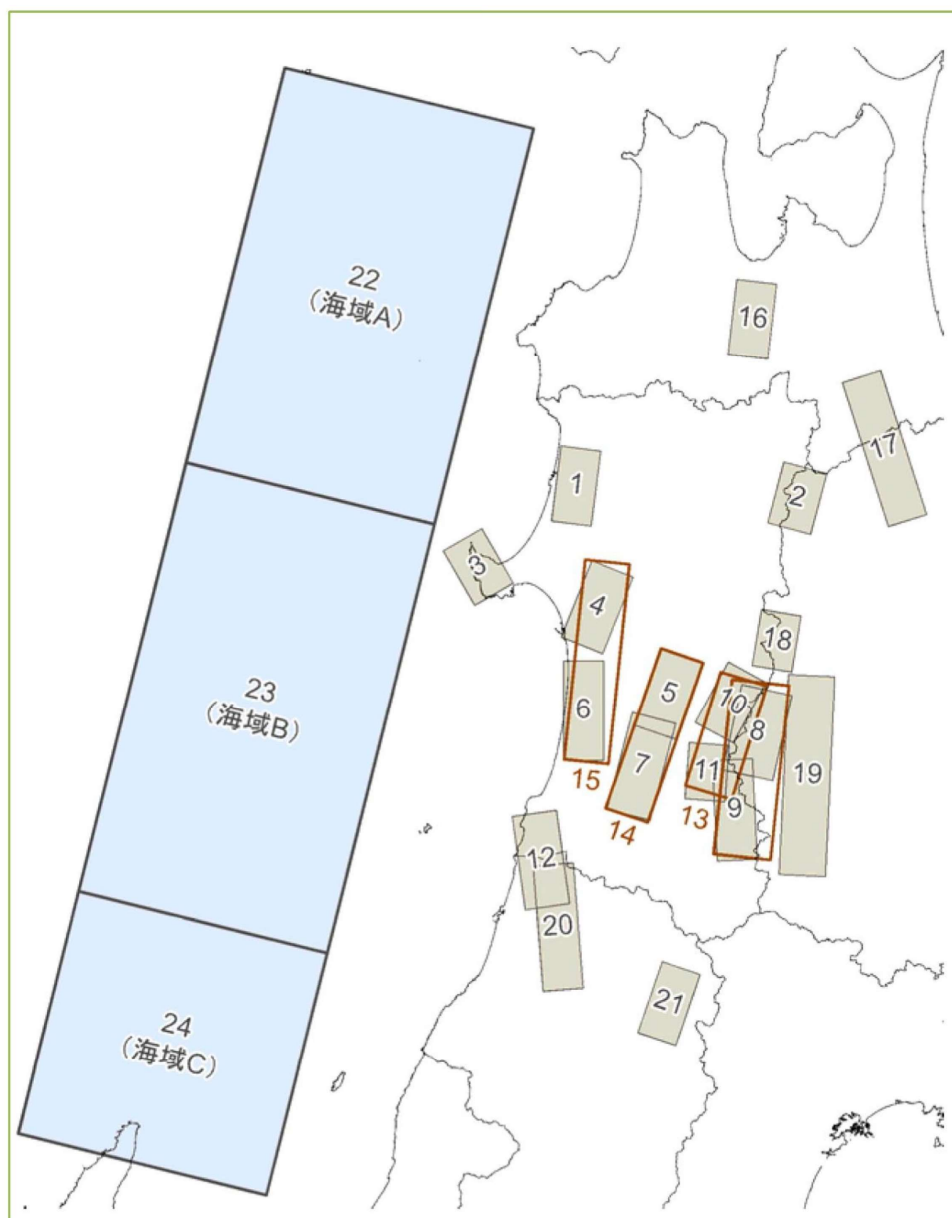


図-1 対象地震の震源域

出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年8月、秋田県）

## (2) フロー作成対象地震の災害廃棄物発生量

フロー作成の対象とする地震において、選別後の組成別災害廃棄物量を表-3 に示す。

表-3 フロー作成対象地震別の選別後の災害廃棄物量

対象地震 No.	選別後の組成別廃棄物量 (t)						合計
	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
	リサイクル	再生資源化	焼却処理	リサイクル	埋立処分	埋立処分等	
14	381,998	1,225,727	134,693	21,226	759,833	0	2,523,476
15	20,297	64,967	7,158	1,114	40,256	0	133,792
13	461,170	1,496,390	162,464	27,029	929,449	0	3,076,502
27	2,046	18,779	7,454	1,150	13,752	1,972	45,153
25	1,087	10,804	3,759	681	7,888	992	25,210

出典：県処理計画【資料編】P89～P115（令和7年3月改定、秋田県）

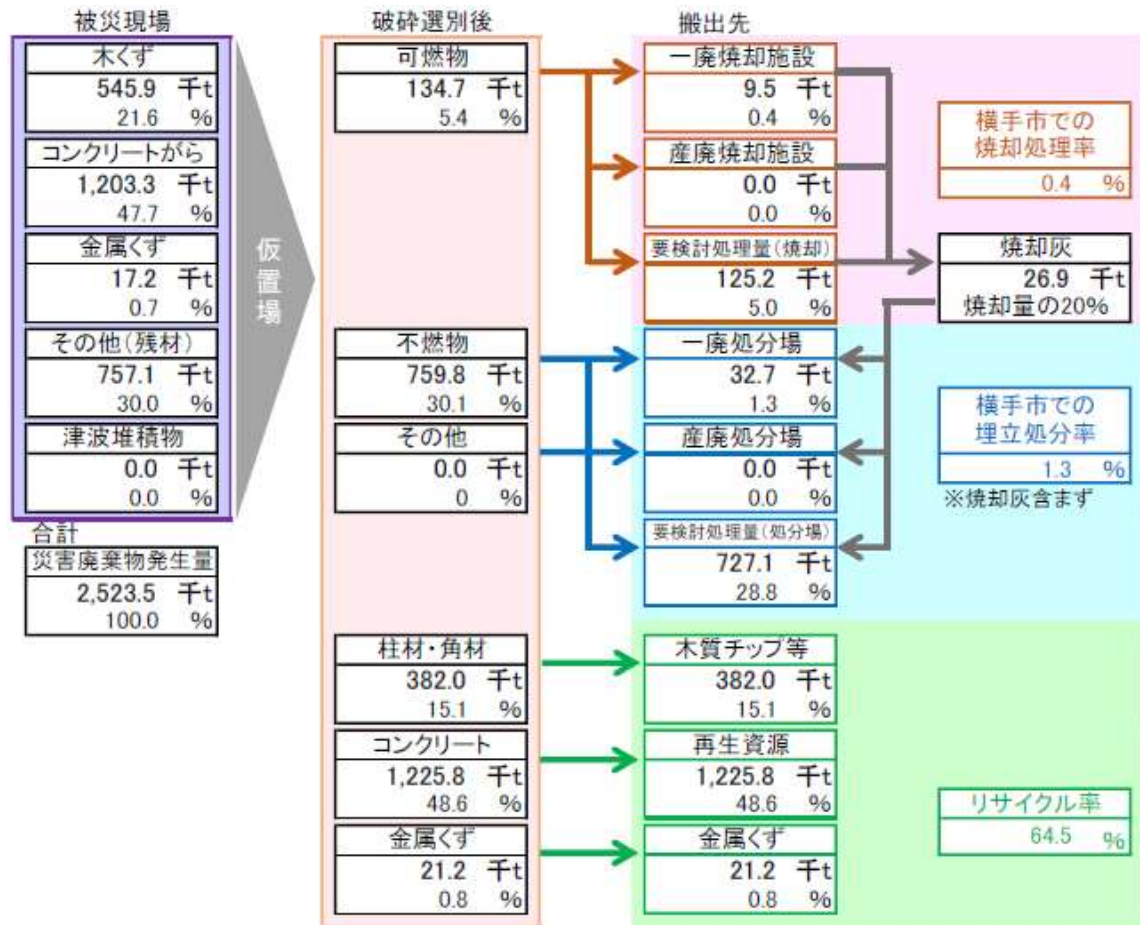
## (3) 地震災害における災害廃棄物処理フロー

破砕選別後の災害廃棄物の処理対応例を表-4 に、対象とする地震毎の処理フローを図-2～図-6 に示す。

表-4 破砕選別後の災害廃棄物の処理対応例

破砕選別後の 廃棄物組成	処理対応（活用方法等）
柱材・角材	全量を製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
コンクリート	全量を再生資材として活用
可燃物	焼却処理する。横手市内で処理ができない分は広域処理を県へ要請する等の対応が必要
金属くず	全量を金属くずとして売却
不燃物	埋立処分する。横手市内で処理ができない分は広域処理を県へ要請する等の対応が必要
その他	埋立処分等する。横手市内で処理ができない分は広域処理を県へ要請する等の対応が必要
備考	それぞれ対応可能な既存施設の処理能力を最大限活用する。可能な限りリサイクル・再生資材化を目標とする。

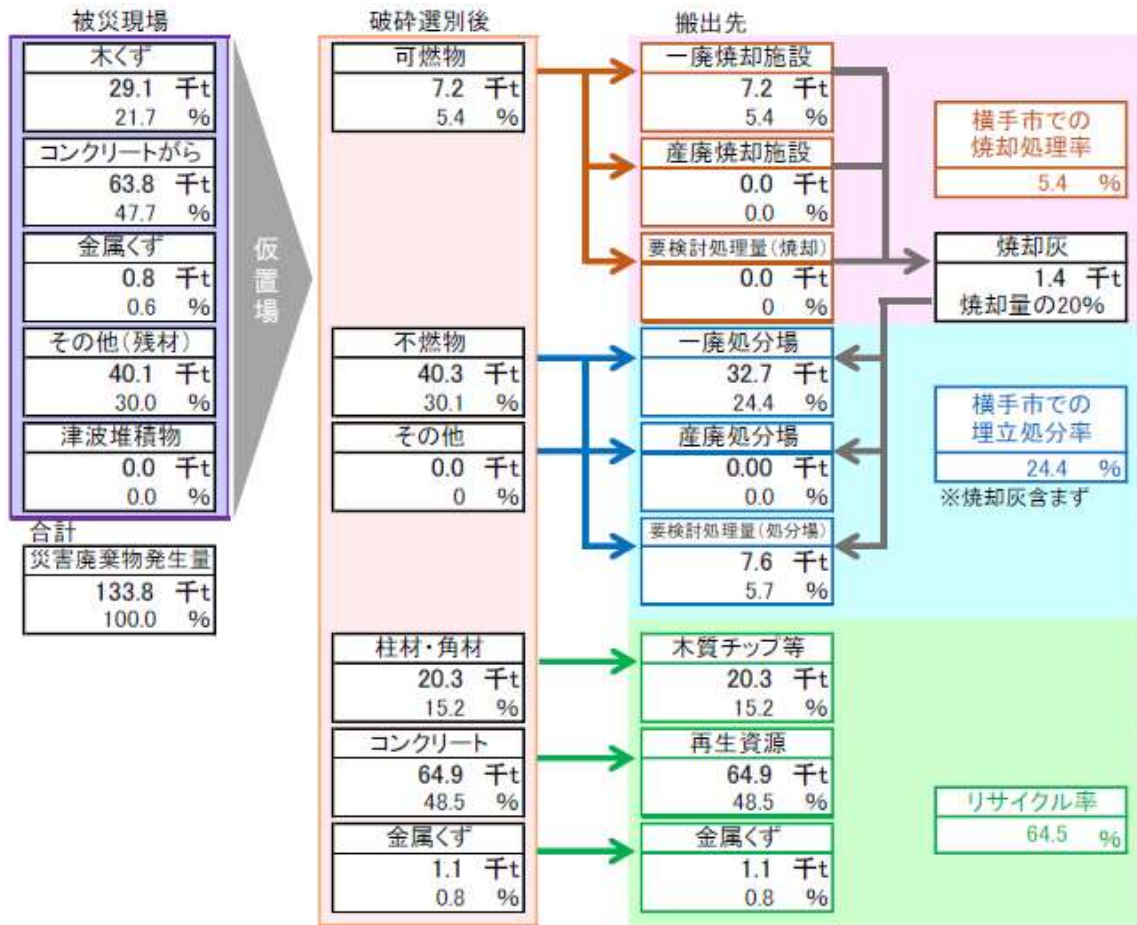
グループ ③ 秋田仙北地震震源北方仙北地震連動 (14地震)



※災害廃棄物の被災現場での発生量は、選別後の推計量から推定した。  
 ※廃棄物の割合については、四捨五入を行っており合計は100%にならない場合がある。

図-2 14地震の災害廃棄物処理フロー例

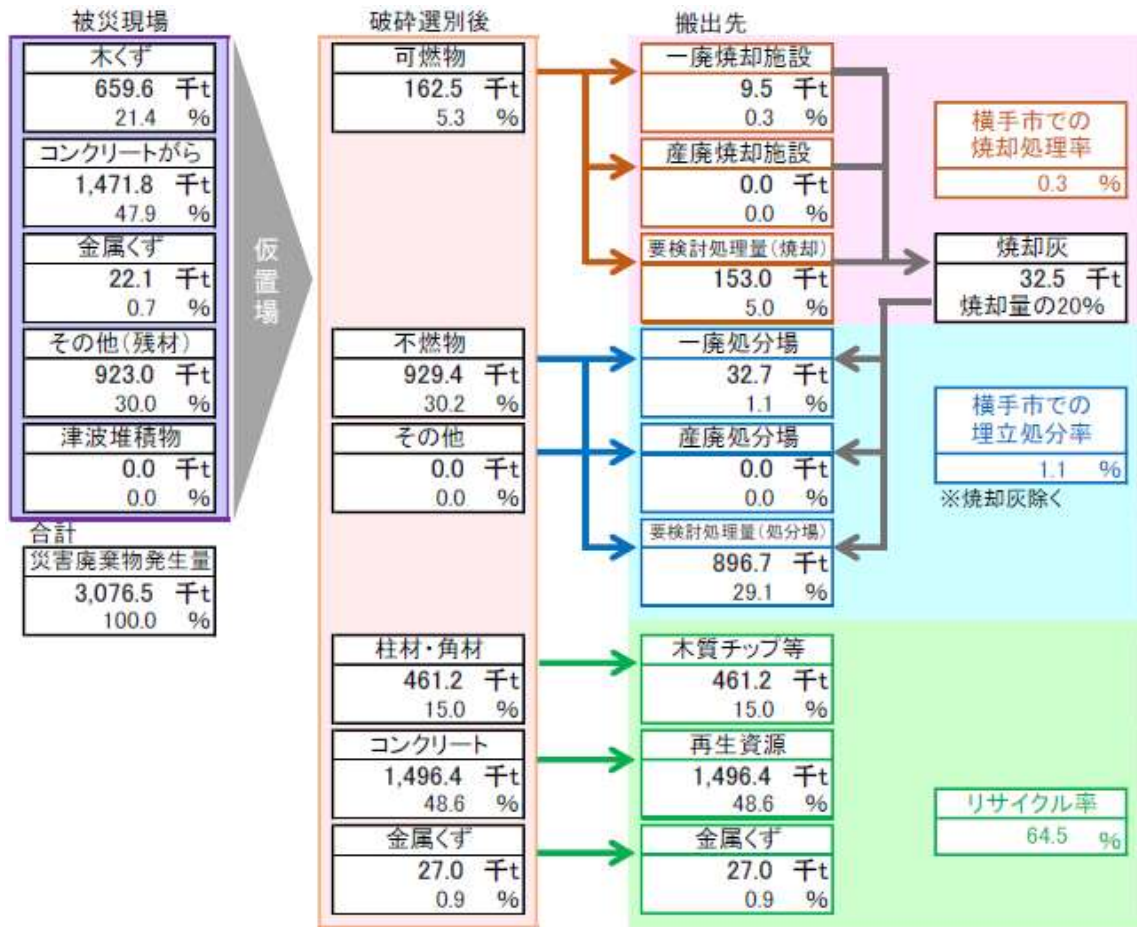
グループ ④ 天長地震北由利断層連動 (15 地震)



※災害廃棄物の被災現場での発生量は、選別後の推計量から推定した。  
 ※廃棄物の割合については、四捨五入を行っており合計は100%にならない場合がある。

図-3 15地震の災害廃棄物処理フロー例

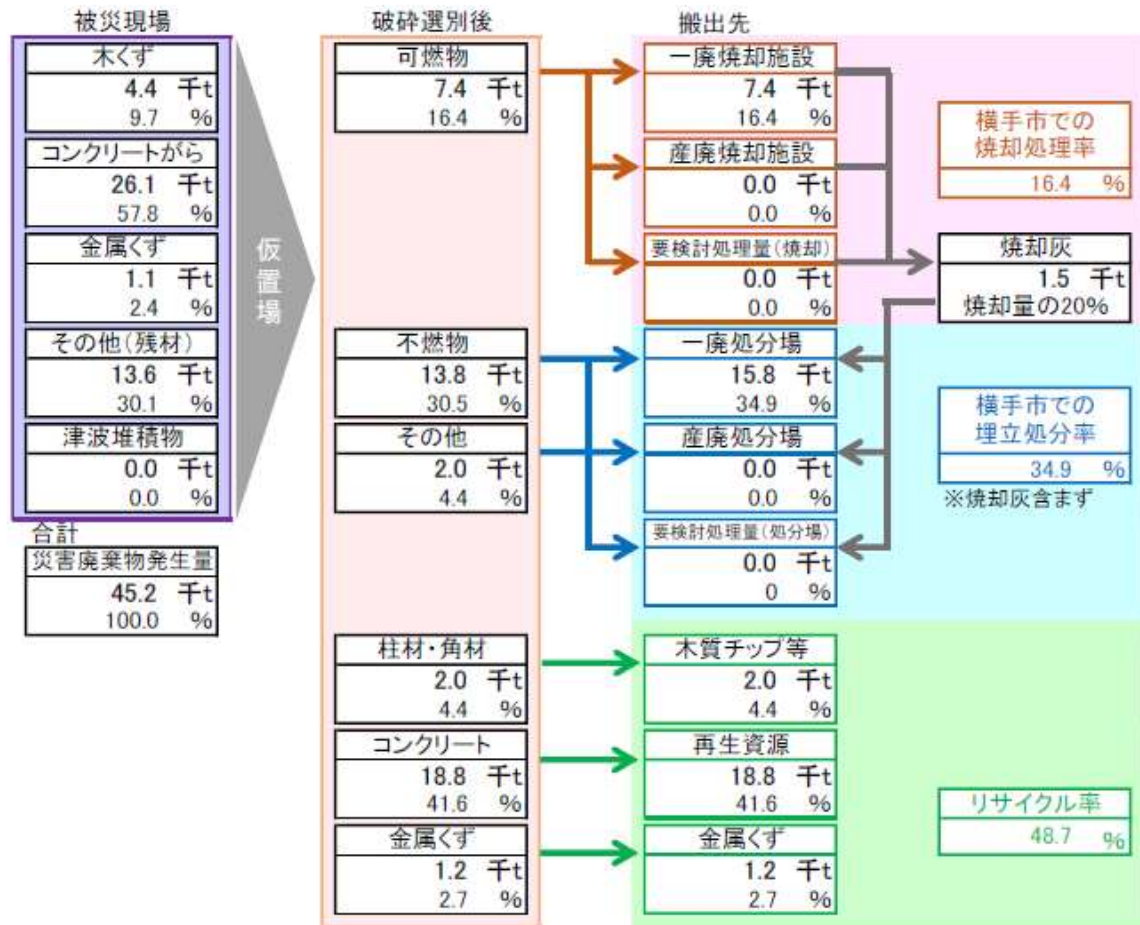
グループ ⑥ 横手盆地真昼山地連動 (13 地震)



※災害廃棄物の被災現場での発生量は、選別後の推計量から推定した。  
 ※廃棄物の割合については、四捨五入を行っており合計は100%にならない場合がある。

図-4 13地震の災害廃棄物処理フロー例

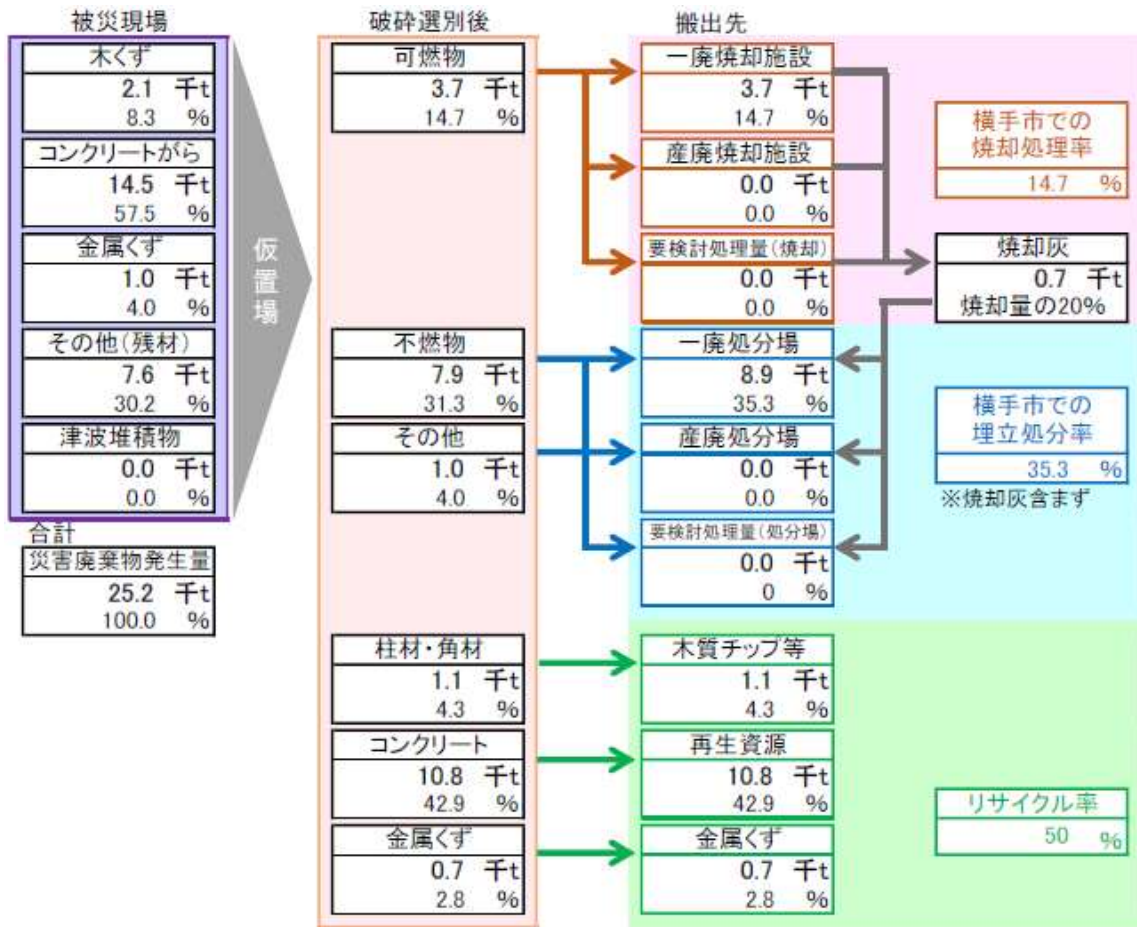
グループ ⑦ 海域 A+B+C 連動 (27 地震)



※災害廃棄物の被災現場での発生量は、選別後の推計量から推定した。  
 ※廃棄物の割合については、四捨五入を行っており合計は100%にならない場合がある。

図-5 27 地震の災害廃棄物処理フロー例

グループ ⑦ 海域 A+B 連動 (25 地震)



※災害廃棄物の被災現場での発生量は、選別後の推計量から推定した。  
 ※廃棄物の割合については、四捨五入を行っており合計は100%にならない場合がある。

図-6 25 地震の災害廃棄物処理フロー例

## 2 水害

### (1) 対象とする水害

水害は、県処理計画に記載された8つの河川（雄物川、横手川、上溝川、横手大戸川、頭無川、皿川、皆瀬川、成瀬川）が同時に氾濫した場合が、最大と想定される被害が発生する。よって、8つの河川がすべて氾濫した場合をフロー作成の対象とする。

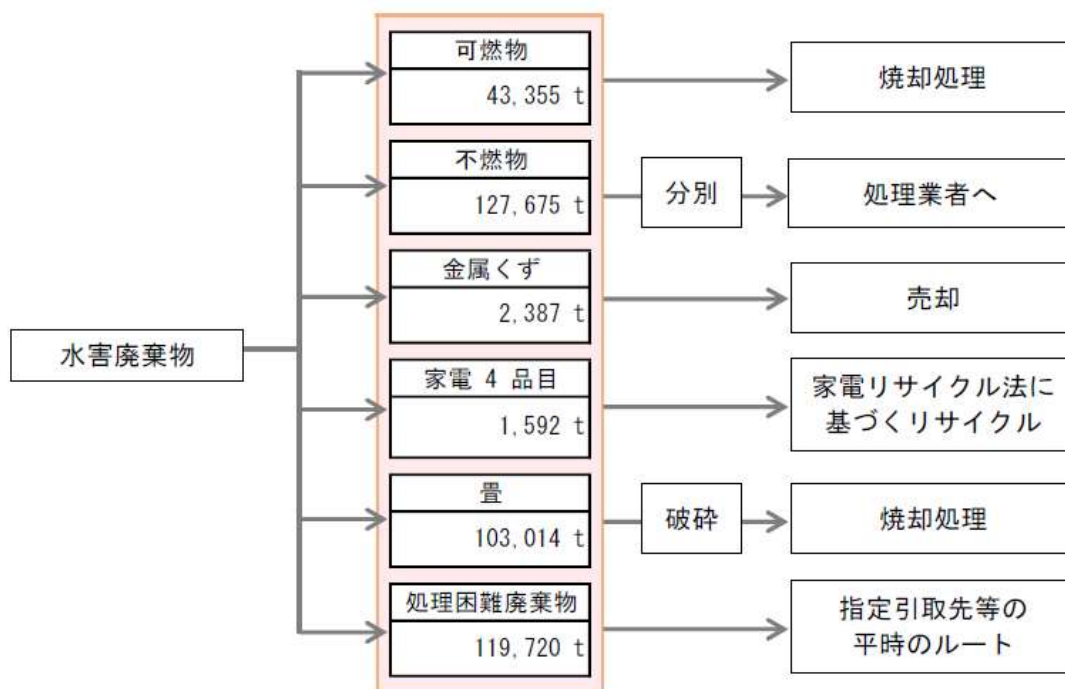
### (2) 水害における災害廃棄物発生量

表-5 主な被害想定 水害

災害の種類	想定される被害						
水害 (雄物川氾濫)	全壊 2,417 棟、半壊 6,421 棟、床下浸水 3,907 棟、想定総雨量 椿川地点上流 雄物川流域の2日間総雨量 241mm・椿川地点下流 雄物川流域の2日間総雨量 259mm						
	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	18,736	55,176	1,031	688	44,519	51,738	171,888
水害 (横手川氾濫)	全壊 2,515 棟、半壊 5,491 棟、床下浸水 3,385 棟、想定総雨量 503mm (2日間)						
	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	19,279	56,775	1,061	708	45,810	53,238	176,871
水害 (上溝川氾濫)	全壊 496 棟、半壊 797 棟、床下浸水 234 棟、想定総雨量 523mm (24時間)						
	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	3,549	10,452	196	130	8,433	9,801	32,561
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 横手大戸川)	全壊 20 棟、半壊 380 棟、床下浸水 285 棟、想定総雨量 545.5mm (24時間)						
	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	344	1,011	19	13	816	948	3,151
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 頭無川)	全壊 3 棟、半壊 1,768 棟、床下浸水 2,440 棟、想定総雨量 545.5mm (24時間)						
	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	1,092	3,216	60	40	2,594	3,015	10,017
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 皿川)	全壊 0 棟、半壊 90 棟、床下浸水 291 棟、想定総雨量 545.5mm (24時間)						
	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	52	153	3	2	123	144	477
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 皆瀬川)	全壊 11 棟、半壊 26 棟、床下浸水 1 棟、想定降雨量 50mm (1時間)						
	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	83	245	5	3	197	230	763
水害 (雄物川上 流域氾濫・ 成瀬川)	全壊 28 棟、半壊 80 棟、床下浸水 16 棟、想定降雨量 51mm (1時間)						
	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	220	647	12	8	522	606	2,015
8河川 同時氾濫	想定される災害廃棄物発生量 (単位：t)						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物	合計
	43,355	127,675	2,387	1,592	103,014	119,720	397,743

県処理計画【資料編】P167～169, 172～175 (令和7年3月改定、秋田県)

(3) 水害における災害廃棄物処理フロー



フローの出典：県処理計画【本編】P27（令和7年3月改定、秋田県）

- ※ 8河川同時氾濫を想定した。
- ※ 組成率表における「廃家電」は「家電4品目」に、「混合廃棄物」は「畳」に読み替えてフローを作成した。

図-7 水害の災害廃棄物処理フロー例

参-5 地域別仮置場面積、仮設トイレ数の推計

地区別住民基本台帳人口  
令和7年4月末現在

区分	総人口	男	女	世帯数
横手地域計	33,070	15,653	17,417	15,130
横手地区	17,604	8,262	9,342	8,371
大沢地区	353	175	178	135
栄地区	4,876	2,352	2,524	2,282
旭地区	6,078	2,875	3,203	2,686
境町地区	1,387	625	762	592
黒川地区	1,043	521	522	386
金沢地区	1,729	843	886	678
増田地域計	5,611	2,700	2,911	2,313
増田地区	3,815	1,798	2,017	1,619
亀田地区	829	421	408	302
西成瀬地区	637	311	326	255
狙半内地区	330	170	160	137
平鹿地域計	10,482	4,959	5,523	4,017
浅舞地区	4,871	2,292	2,579	1,888
吉田地区	2,527	1,197	1,330	923
醍醐地区	3,084	1,470	1,614	1,206
雄物川地域計	7,708	3,667	4,041	2,944
沼館地区	3,153	1,459	1,694	1,253
里見地区	1,243	602	641	473
雄南地区	394	192	202	138
福地地区	1,301	642	659	484
館合地区	988	460	528	353
大沢地区	629	312	317	243
大森地域計	4,935	2,320	2,615	2,047
大森地区	1,653	736	917	796
八沢木地区	1,647	808	839	661
川西地区	1,635	776	859	590
十文字地域計	11,349	5,404	5,945	4,653
十文字地区	6,704	3,176	3,528	2,940
三重地区	1,917	930	987	715
植田地区	1,254	602	652	449
睦合地区	1,474	696	778	549
山内地域計	2,671	1,299	1,372	1,129
大沢地区	105	52	53	41
土淵地区	552	269	283	209
駅前地区	261	110	151	134
相野々地区	421	208	213	178
下平野沢地区	102	58	44	47
上平野沢地区	40	21	19	18
大松川地区	127	63	64	59
軽井沢地区	150	75	75	54
小松川地区	107	46	61	48
黒沢地区	145	78	67	78
筏地区	250	121	129	96
南郷地区	257	125	132	89
三又地区	154	73	81	78
大雄地域計	4,041	1,970	2,071	1,530
田根森地区	2,263	1,098	1,165	879
阿気地区	1,778	872	906	651
合計	79,867	37,972	41,895	33,763

横手市の統計\_横手市の人口

<http://garoon4.yktdm.local/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/index?sp=0&hid=1632>

表 地域ごとの仮置場必要面積及び仮設トイレ必要数(第13地震)

地域名	人口(人)	人口比(%)	一次仮置場必要面積(ha)	二次仮置場必要面積(ha)	仮設トイレ設置数(基)
横手地域	33,070	41.4	54.07	22.84	241
増田地域	5,611	7.0	9.17	3.88	41
平鹿地域	10,482	13.1	17.14	7.24	76
雄物川地域	7,708	9.7	12.60	5.32	56
大森地域	4,935	6.2	8.07	3.41	36
十文字地域	11,349	14.2	18.56	7.84	83
山内地域	2,671	3.3	4.37	1.84	19
大雄地域	4,041	5.1	6.61	2.79	30
合計	79,867	100.0	130.58	55.16	582

- ※ 按分しているため、各地域の計と、合計の数値は一致しない場合がある。
- ※ 人口は令和7年4月末の住民台帳の数値を使用。(横手市HP掲載)
- ※ 横手市全体の必要面積及び必要数は、県処理計画(令和7年3月改定)による。

表 地域ごとの仮置場必要面積及び仮設トイレ必要数(第14地震)

地域名	人口(人)	人口比(%)	一次仮置場必要面積(ha)	二次仮置場必要面積(ha)	仮設トイレ設置数(基)
横手地域	33,070	41.4	44.46	18.23	193
増田地域	5,611	7.0	7.54	3.09	33
平鹿地域	10,482	13.1	14.09	5.78	61
雄物川地域	7,708	9.7	10.36	4.25	45
大森地域	4,935	6.2	6.63	2.72	29
十文字地域	11,349	14.2	15.26	6.26	66
山内地域	2,671	3.3	3.59	1.47	16
大雄地域	4,041	5.1	5.43	2.23	24
合計	79,867	100.0	107.37	44.03	466

- ※ 按分しているため、各地域の計と、合計の数値は一致しない場合がある。
- ※ 人口は令和7年4月末の住民台帳の数値を使用。(横手市HP掲載)
- ※ 横手市全体の必要面積及び必要数は、県処理計画(令和7年3月改定)による。

表 地域ごとの仮置場必要面積及び仮設トイレ必要数(第15地震)

地域名	人口(人)	人口比(%)	一次仮置場必要面積(ha)	二次仮置場必要面積(ha)	仮設トイレ設置数(基)
横手地域	33,070	41.4	2.38	2.16	31
増田地域	5,611	7.0	0.40	0.37	5
平鹿地域	10,482	13.1	0.75	0.68	10
雄物川地域	7,708	9.7	0.55	0.5	7
大森地域	4,935	6.2	0.36	0.32	5
十文字地域	11,349	14.2	0.82	0.74	11
山内地域	2,671	3.3	0.19	0.17	3
大雄地域	4,041	5.1	0.29	0.26	4
合計	79,867	100.0	5.75	5.21	76

※ 按分しているため、各地域の計と、合計の数値は一致しない場合がある。

※ 人口は令和7年4月末の住民台帳の数値を使用。(横手市HP掲載)

※ 横手市全体の必要面積及び必要数は、県処理計画(令和7年3月改定)による。

表 地域ごとの仮置場必要面積及び仮設トイレ必要数(第25地震)

地域名	人口(人)	人口比(%)	一次仮置場必要面積(ha)	二次仮置場必要面積(ha)	仮設トイレ設置数(基)
横手地域	33,070	41.4	0.49	0.92	5
増田地域	5,611	7.0	0.08	0.16	1
平鹿地域	10,482	13.1	0.16	0.29	1
雄物川地域	7,708	9.7	0.11	0.21	1
大森地域	4,935	6.2	0.07	0.14	1
十文字地域	11,349	14.2	0.17	0.32	2
山内地域	2,671	3.3	0.04	0.07	0
大雄地域	4,041	5.1	0.06	0.11	1
合計	79,867	100.0	1.19	2.22	11

- ※ 按分しているため、各地域の計と、合計の数値は一致しない場合がある。
- ※ 人口は令和7年4月末の住民台帳の数値を使用。(横手市HP掲載)
- ※ 横手市全体の必要面積及び必要数は、県処理計画(令和7年3月改定)による。

表 地域ごとの仮置場必要面積及び仮設トイレ必要数(第25地震)

地域名	人口(人)	人口比(%)	一次仮置場必要面積(ha)	二次仮置場必要面積(ha)	仮設トイレ設置数(基)
横手地域	33,070	41.4	0.81	1.21	7
増田地域	5,611	7.0	0.14	0.21	1
平鹿地域	10,482	13.1	0.26	0.38	2
雄物川地域	7,708	9.7	0.19	0.28	2
大森地域	4,935	6.2	0.12	0.18	1
十文字地域	11,349	14.2	0.28	0.41	3
山内地域	2,671	3.3	0.07	0.1	1
大雄地域	4,041	5.1	0.10	0.15	1
合計	79,867	100.0	1.95	2.92	18

- ※ 按分しているため、各地域の計と、合計の数値は一致しない場合がある。
- ※ 人口は令和7年4月末の住民台帳の数値を使用。(横手市HP掲載)
- ※ 横手市全体の必要面積及び必要数は、県処理計画(令和7年3月改定)による。

表 地域ごとの仮設トイレ必要数(水害)

地域名	人口(人)	人口比(%)	地域別被災家屋数按分	避難者数推計	し尿量推計 (1.7ℓ/人・日)	仮設トイレ必要数 (78.4人/基)
横手地域	33,070	41.4	10,605	20,757	35,287	269
増田地域	5,611	7.0	1,800	3,522	5,987	45
平鹿地域	10,482	13.1	3,362	6,579	11,184	84
雄物川地域	7,708	9.7	2,472	4,838	8,225	62
大森地域	4,935	6.2	1,583	3,098	5,267	40
十文字地域	11,349	14.2	3,640	7,124	12,111	91
山内地域	2,671	3.3	857	1,677	2,851	21
大雄地域	4,041	5.1	1,296	2,537	4,313	33
合計	79,867	100.0	25,612	50,128	85,218	645

※ 按分しているため、各地域の計と、合計の数値は一致しない場合がある。  
 ※ 人口は令和7年4月末の住民台帳の数値を使用。(横手市HP掲載)  
 ※ 横手市全体の必要面積及び必要数は、県処理計画(令和7年3月改定)による。

表 横手市における水害の推計から建物被害棟数・避難者数・仮設トイレ必要数の推計

水系	河川名	建物被害棟数(棟)			避難者数推計	し尿量推計 (1.7ℓ/人・日)	仮設トイレ必要数 (78.4人/基)
		全壊	半壊	床下浸水			
雄物川 (一級河川)	雄物川	2,417	6,421	3,907	21,565	36,661	276
雄物川水系 (一級河川)	横手川	2,515	5,491	3,385	19,535	33,210	250
	上溝川	496	797	234	3,155	5,364	41
	横手大戸川	20	380	285	976	1,659	13
	頭無川	3	1,768	2,440	4,322	7,347	56
	皿川	0	90	291	220	374	3
	皆瀬川	11	26	1	91	155	2
	成瀬川	28	80	16	264	449	4
合計		5,490	15,053	10,559	50,128	85,218	645

※ 1棟=1世帯として1棟当たりの居住者数を避難者数として推計した。また、浸水被害家屋は全て避難するものとして計算した。  
 ※ 1世帯当たりの居住者数は令和5年 住宅・土地統計調査(令和6年9月、総務省)から、秋田県の世帯人員を世帯数で除して算出した。(912,700/373,700=2.44)  
 ※ 按分しているため、各データの計と、合計の数値は一致しない場合がある。

横手市内に営業所や支店を持つ建機等レンタル業者の物品保有台数調査(ヒアリング調査結果)

■仮設トイレ、ロードカッター、バックホウ、クレーン車の取り扱いのあるレンタル業者

	株式会社 アクティオ 横手営業所	株式会社 大曲産業機械 横手支店	株式会社 カナモト 横手営業所	コマツ秋田株式会社 レンタル横手営業所	東亜リース株式会社 横手営業所	日東レンタル株式会社 横手営業所	日本パイオニア株式会社 横手営業所	株式会社 ほくとう 横手営業所	株式会社 堀川 横手営業所		
住所	横手市柳田字笹崎156番地1	横手市朝日が丘三丁目1番60号	横手市柳田字新藤268番地	横手市外ノ目字大谷地1番地20	横手市赤坂字中山48番地59	横手市前郷字上在家67番地1	横手市平鹿町下吉田字吉田31番地	横手市柳田字五大尊71-7	横手市柳田字新藤190番地22		
電話番号	0182-32-8577	0182-36-0012	0182-33-6333	0182-35-2140	0182-36-1813	0182-33-1511	0182-38-7080	0182-33-5351	0182-33-3666		
FAX番号	0182-32-8574	0182-36-0013	0182-33-6335	0182-35-2141	0182-36-1502	0182-32-7657	0182-38-7081	0182-33-5352	0182-33-4222		
ホームページ	<a href="https://www.aktio.co.jp/">https://www.aktio.co.jp/</a>	<a href="http://o-sanki.co.jp/rental/">http://o-sanki.co.jp/rental/</a>	<a href="https://www.kanamoto.co.jp/">https://www.kanamoto.co.jp/</a>	<a href="http://www.komatsuakita.com/rental/">http://www.komatsuakita.com/rental/</a>	<a href="http://www.toa-lease.com/index.html">http://www.toa-lease.com/index.html</a>	<a href="http://www.nitto-lease.co.jp/index.html">http://www.nitto-lease.co.jp/index.html</a>	<a href="http://www.nippon-pioneer.co.jp/">http://www.nippon-pioneer.co.jp/</a>	<a href="http://www.hokutoh.com/">http://www.hokutoh.com/</a>	<a href="http://kk-horikawa.co.jp/">http://kk-horikawa.co.jp/</a>		
本社住所	東京都中央区日本橋三丁目12番2号 朝日ビルディング7階	秋田県大仙市大曲西根字瀬下28番地	北海道札幌市中央区大通東3丁目1番地19	秋田市川尻大川町9番48号	岩手県奥州市水沢工業団地1丁目1番地	栃木県小山市駅東通り二丁目40番6号	東京都江東区亀戸一丁目8番7号 飯野ビル2F	青森県八戸市北インター工業団地三丁目2番80号	秋田市御所野下堤五丁目2番3号		
本社電話番号	03-6854-1411	0187-68-2200	011-209-1600(管理統括本部)	018-865-0069	0197-24-1161	0285-25-1245	03-5836-3101	0178-21-1513	018-829-3101		
質問内容	回答	回答	回答	回答	回答	回答	回答	回答	回答		
① 保有状況	保有有り	保有無し	保有有り	保有有り	保有有り	保有有り	保有有り	保有有り	保有有り		
	・全国の拠点より取り寄せ可能(下段は全国の拠点から取り寄せた場合の最大確保可能台数)	・大曲に拠点を置き、レンタル要請があればそこから各支店に配置	・全国の拠点より取り寄せ可能(日々の状況によるため台数記入不可)	・全国の拠点より取り寄せ可能(下段は全国の拠点から取り寄せた場合の最大確保可能台数)	・全国の拠点より取り寄せ可能(下段は全国の拠点から取り寄せた場合の最大確保可能台数)	・全国の拠点より取り寄せ可能(下段は全国の拠点から取り寄せた場合の最大確保可能台数)	・全国の拠点より取り寄せ可能(下段は全国の拠点から取り寄せた場合の最大確保可能台数)	・全国の拠点より取り寄せ可能(下段は全国の拠点から取り寄せた場合の最大確保可能台数)	・全国の拠点より取り寄せ可能(下段は全国の拠点から取り寄せた場合の最大確保可能台数)	・全国の拠点より取り寄せ不可	
	現在保有台数	現在保有台数	現在保有台数	現在保有台数	現在保有台数	現在保有台数	現在保有台数	現在保有台数	現在保有台数	現在保有台数	
	仮設トイレ 10 ロードカッター 1 バックホウ 10 クレーン車 5	仮設トイレ ロードカッター バックホウ クレーン車	仮設トイレ 85 ロードカッター 2 バックホウ 30 クレーン車 10	仮設トイレ ロードカッター バックホウ クレーン車	仮設トイレ ロードカッター バックホウ クレーン車	仮設トイレ 18 ロードカッター 2 バックホウ 31 クレーン車 2	仮設トイレ 4 ロードカッター 2 バックホウ 54 クレーン車 3	仮設トイレ 50 ロードカッター 10 バックホウ 100 クレーン車 10	仮設トイレ 50 ロードカッター 10 バックホウ 100 クレーン車 10	仮設トイレ ロードカッター バックホウ クレーン車	167 19 262 59
	最大確保可能台数	最大確保可能台数	最大確保可能台数	最大確保可能台数	最大確保可能台数	最大確保可能台数	最大確保可能台数	最大確保可能台数	最大確保可能台数	最大確保可能台数	1,480 196 5,804 620
仮設トイレ 100 ロードカッター 50 バックホウ 100 クレーン車 50	仮設トイレ 231 ロードカッター 23 バックホウ 366 クレーン車 7	仮設トイレ 85 ロードカッター 2 バックホウ 30 クレーン車 10	仮設トイレ ロードカッター バックホウ クレーン車	仮設トイレ 50 ロードカッター 4 バックホウ 14 クレーン車 4	仮設トイレ 50 ロードカッター 10 バックホウ 120 クレーン車 10	仮設トイレ 14 ロードカッター 7 バックホウ 74 クレーン車 8	仮設トイレ 1,000 ロードカッター 100 バックホウ 5,000 クレーン車 500	仮設トイレ ロードカッター バックホウ クレーン車	26		
② 災害時の優先的な貸出	・優先貸出有り	・優先貸出無し ・貸出制限有り(要請時に営業所にあるもののみ貸出可)	・優先貸出有り	・優先貸出有り	・優先貸出無し ・通常時と同様	・優先貸出無し ・貸出制限有り(要請時に営業所にあるもののみ貸出可)	・優先貸出無し ・通常時と同様	・優先貸出有り	・優先貸出無し ・貸出制限有り(常時現場に入っているクレーンもあり状況次第になる)		
③ 自治体との協定・連携	・秋田県と連絡提携有り ・横手市と連絡提携有り	・自治体との提携は無し	・鹿角市と提携有り	・自治体との提携は無し	・自治体との提携は無し	・茨城県日立市と提携有り	・自治体との提携は無し	・自治体との提携は無し	・自治体との提携は無し		
④ その他											

※保有台数は、多種類ある場合には合計値を記載しています。

参一6 仮置場候補地（令和7年10月現在）

## 各地区仮置場候補地

NO	地区	名称	所属	所在地	現況面積(㎡)	備考
1	横手	金沢公園 みずほの里ロード側 駐車場	横手地域課	金沢中野字上袖ヶ沢 地内	860	金沢地区交流センター
2	横手	金沢地区交流センター(運動広場)	横手地域課	金沢中野字青葉田 地内	9,800	民有地(借地)
3	横手	立馬郊グラウンド	横手地域課	金沢中野字三貫堰 地内	1,200	財産区
4	横手	平安の風わたる公園	横手地域課	金沢中野字三貫堰 地内	3,900	
5	横手	旧横手西中学校グラウンド	財産経営課	黒川字一本木 地内	6,300	
6	横手	旧黒川小学校グラウンド	財産経営課	黒川字福島 地内	4,100	跡地管理は「福島、田中自治会」に委託
7	横手	境町健康広場公園	横手地域課	下境字関合 地内	8,400	境町地区交流センター
8	横手	追廻第一公園	横手地域課	追廻3丁目 地内	2,400	
9	横手	追廻第二児童公園	横手地域課	追廻1丁目 地内	1,700	
10	横手	横手公園スキー場駐車場	横手地域課	睦成字大谷地 地内	2,300	冬期間雪捨て場使用
11	横手	横手公園赤土広場	横手地域課	睦成字大谷地 地内	2,600	
12	横手	横手公園運動広場	スポーツ振興課	城山町 地内	12,700	横手城南高校硬式野球部専用グラウンド
13	横手	梅ノ木後街区公園	横手地域課	梅の木町 地内	2,300	
14	横手	条里3丁目街区公園	横手地域課	条里3丁目 地内	2,900	
15	横手	本郷第一公園	横手地域課	旭川1丁目 地内	4,400	
16	横手	本郷第二公園	横手地域課	旭川2丁目 地内	2,400	
17	横手	三井寺児童公園	横手地域課	南町 地内	2,400	
18	横手	水上児童公園	横手地域課	平和町 地内	1,800	
19	横手	横手市民会館第2駐車場	生涯学習課	南町 地内	3,400	冬期間市民会館の雪捨て場使用
20	横手	八王寺公園グラウンド	横手地域課	安田字柳堤 地内	3,700	
21	横手	荒沼児童公園	横手地域課	朝日が丘2丁目 地内	2,700	旭地区交流センター
22	横手	堤公園	横手地域課	婦気大堤字田久保 地内	3,400	栄地区交流センター
23	横手	柳田運動公園	横手地域課	横手第二工業団 地内	4,600	
24	増田	増田野球場	増田地域課	増田町増田字若松106番地	10,000	避難場所、浸水想定区域ほかに相応しい場所がない。
25	増田	亀田地区交流センター(グラウンド)	増田地域課	増田町亀田字半助村70番地	4,000	
26	増田	西成瀬地区交流センター(グラウンド)	増田地域課	増田町荻袋字真当72番地	4,000	避難場所ほかに相応しい場所がない。
27	増田	狙半内地区交流センター(グラウンド)	増田地域課	増田町狙半内字七曲下101番地	3,700	
28	平鹿	平鹿資材置き場	平鹿地域課	平鹿町下吉田字鍛冶村56番地1 他	15,500	建設残土捨場
29	平鹿	平鹿資材置き場	平鹿地域課	平鹿町樽見内字上荒屋37番地2 他	4,500	〃 (市道除雪無)
30	平鹿	旧浅舞中学校グラウンド	平鹿地域課	平鹿町浅舞字野々助141番地4	3,600	冬期間雪捨て場使用
31	平鹿	旧蛭野小学校グラウンド	平鹿地域課	平鹿町浅舞字九合谷内62番地	10,000	
32	平鹿	旧吉田中学校グラウンド	平鹿地域課	平鹿町上吉田字吉田95番地3	4,500	冬期間雪捨て場使用
33	平鹿	旧醍醐中学校グラウンド	平鹿地域課	平鹿町上吉田字吉田95番地4	4,501	冬期間雪捨て場使用
34	平鹿	金屋農村公園	平鹿地域課	平鹿町醍醐字段下57番地1	3,200	
35	平鹿	下醍醐農村公園	平鹿地域課	平鹿町醍醐字醍醐東66番地	3,400	
36	平鹿	下高口農村公園	平鹿地域課	平鹿町浅舞字下高口78番地	2,000	
37	平鹿	樽見内農村公園	平鹿地域課	平鹿町樽見内字扇田173番地2	5,200	
38	平鹿	馬鞍農村公園	平鹿地域課	平鹿町醍醐字久田214番地	3,000	
39	平鹿	下吉田農村公園	平鹿地域課	平鹿町下吉田字桑谷地51番地2	2,500	
40	平鹿	下鍋倉農村公園	平鹿地域課	平鹿町下鍋倉字下糸畑原230番地1 他	2,000	
41	雄物川	旧福地小学校福田グラウンド	雄物川地域課	雄物川町柏木字福田69番地1、78番地1	8,821	
42	雄物川	旧雄物川北小学校グラウンド	財産経営課	雄物川町沼館字沼館182番地	9,600	埋蔵文化財包蔵地であるため留意

## 各地区仮置場候補地

NO	地区	名称	所属	所在地	現況面積(㎡)	備考
43	雄物川	旧大沢小学校跡地	財産経営課	雄物川町大沢字盲沢6番地48	21,357	道路幅狭い、「大沢部落会」へ貸付中(多目的広場)
44	雄物川	八幡野グラウンド	雄物川地域課	雄物川町谷地新田字沖ノ添1番地62	17,801	
45	雄物川	陸上競技場	雄物川地域課	雄物川町沼館字兵部ヶ沢42番地1番地	111,656.63	総合運動公園 土地は沼館部落所有 面積は駐車場・管理棟、 通路等を含む
46	雄物川	沼館野球場	雄物川地域課	雄物川町沼館字兵部ヶ沢42番地1		
47	大森	松原団地おまつり広場	大森地域課	大森町上溝字観音寺361番地	42,220	H29大雨災害時仮置き場
48	大森	旧白山保育所跡地	大森地域課	大森町上溝字白山下61番地1 他	2,347	
49	大森	旧白山小学校跡地	大森地域課	大森町上溝字白山下71.72番地	2,442	冬期間雪捨て場使用 借地あり(白山下71)
50	大森	旧川西小学校跡地	大森地域課	大森町袴形字影取110番地1 他	13,014	冬期間雪捨て場使用
51	大森	健康の丘おもしろ東側空き地	大森地域課	大森町字菅生田175番地の一部	14,570	近隣に病院、介護、福祉施設等あり
52	十文字	旧南部環境保全センター	十文字地域課	十文字町腕越字石倉33番地	3,000	
53	十文字	十文字西スポーツセンターグラウンド	十文字地域課	十文字町植田字一ト市127番地	11,796	十文字西地区交流センター
54	十文字	三重地区交流センターグラウンド	十文字地域課	十文字町十五野新田字増田道東19番地	4,000	面積は概数
55	十文字	十文字野球場	スポーツ振興課	十文字町十五野新田字坊主沢20番地1	13,812	面積は観覧席含む
56	十文字	旧植田小学校グラウンド	財産経営課	十文字植田字忍ノ沢14番地4	4,000	面積は概数
57	十文字	旧睦合小学校グラウンド	財産経営課	十文字町睦合字宿屋布36番地	4,000	面積は概数 民間企業へ長期貸付中
58	山内	山内野球場(駐車場)	山内地域課	山内筏字力石126番地3	4,000	指定避難所 出入口の設置が必要。
59	山内	旧山内中学校(グラウンド)	財産経営課	山内土淵字鶴ヶ池17番地2	10,000	
60	山内	旧黒沢小学校グラウンド	財産経営課	山内黒沢字田代沢口4番地3	4,000	指定緊急避難場所、R10年4月まで民間企業へ貸付中
61	山内	旧松川小学校グラウンド	財産経営課	山内大松川字上台12番地3	2,500	指定緊急避難場所、地元自治会が跡地管理
62	大雄	スタジアム大雄隣りの駐車場	大雄地域課	大雄字大関294番地 外16筆	7,000	
63	大雄	田根森地区農村運動広場	大雄地域課	大雄字八柏谷地170番地	18,000	道路幅狭い
64	大雄	旧阿気小学校	財産経営課	大雄字木戸口22番地2	5,500	道路幅狭い
65	大雄	旧子どもセンター	大雄地域課	大雄字木戸口40番地8	8,000	道路幅狭い
66	大雄	旧たいゆう保育園	大雄地域課	大雄字田村45番地1	5,500	道路幅狭い

## 各地区仮置場候補地

R7.10現在

地区	個所数	内 訳				
		学校等跡地	公園、公民館	野球場、広場	駐車場	その他
横手	23	2	16	2	3	
増田	4	3		1		
平鹿	13	4	7			2
雄物川	6	3		3		
大森	5	3		1		1
十文字	6	4		1		1
山内	4	3			1	
大雄	5	3		1	1	
合計	66	25	23	9	5	4

# 各地区仮置場候補地

R7.10現在

地区	個所数	面積				
		1,000㎡未満	1,000～3,000㎡未満	3,000～5,000㎡未満	5,000～10,000㎡未満	10,000㎡以上
横手	23	1	11	7	3	1
増田	4			3		1
平鹿	13		3	7	1	2
雄物川	6				2	4
大森	5		2			3
十文字	6			4		2
山内	4		1	2		1
大雄	5				4	1
合計	66	1	17	23	10	15

## 参-7 NPO・災害ボランティアとの連携例

## NPO、災害ボランティアとの連携

被災住宅等の建物からの災害廃棄物の撤去、搬出等については、多くの人員が必要となるため、NGO や NPO 等の民間団体から災害ボランティアを募り、協力要請を行う。なお、災害時の協力体制については、日頃からのコミュニケーションが重要になってくることから、災害ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等について、非常時に中心となる団体については協定を取り交わすなどして、平常時からコミュニケーションを図り、災害時の役割を明確にしておく。(参考 協定書案)

被災時の災害ボランティア参加受け入れ方法等についての詳細は以下のとおりである。

### 【基本的事項】

被災地での災害ボランティア活動には様々な種類がある。廃棄物・資源循環に関わるものとしては、①災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、②貴重品や思い出の品等の整理・清掃等が挙げられる。

災害ボランティア活動は上記のとおり、災害廃棄物処理に係る事項が多い。したがって、今後の災害廃棄物処理を見据え、活動開始時点において災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を災害廃棄物処理の担当者が災害ボランティアに対して事前に説明を行っておく。

復旧段階では災害ボランティアが多人数必要となるため、混乱を招かないために行政・社会福祉協議会・ボランティア連絡会等によって災害ボランティアセンターを設置し、現地ニーズと人材のマッチングを行う。また、予め災害ボランティア全体の統括者（コーディネーター）を選任し、災害ボランティアへの情報共有と現場での安全管理を行う。

### 【災害ボランティアセンターでの作業フロー】

ボランティアセンターでの作業の流れは大まかに下図の通りである。

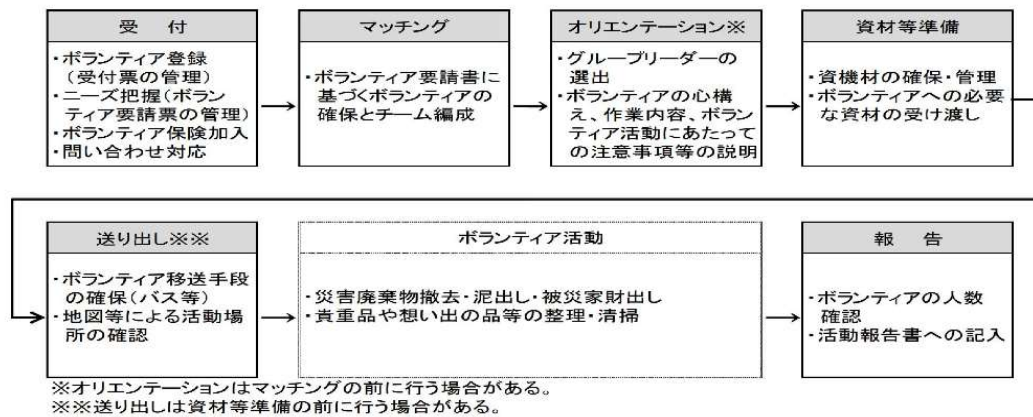


図 1-2-2 災害ボランティアセンターでの作業フロー

## STEP1 受付・マッチング・オリエンテーション

- ・災害ボランティア希望者は、「名前」「住所」「専門技術・資格」「災害ボランティア経験」等について受付票等に記入し、災害ボランティアセンターへ提出する。
- ・災害ボランティア要請者は、依頼内容を記入した災害ボランティア要請票等に記入し、災害ボランティアセンターへ提出する。
- ・災害ボランティア要請書に基づいて災害ボランティアを確保し、支援先ごとにグループを編成する。
- ・災害ボランティアの心構え、作業内容、災害ボランティア活動にあたっての注意事項等を説明する。災害廃棄物の処理に関わる災害ボランティアに対しては、分別方法や排出禁止物（便乗ごみ等）、搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法について説明を行う。分別や排出方法を分かりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくといい。

### ※ 留意点

- ・災害ボランティアの安全を確保するため、災害ボランティアセンターが設置されるまで、外部からのボランティア受入れは行わない。
- ・災害ボランティア希望者は、できる限り仲介団体を利用して現地に赴くことが望ましい。
- ・災害ボランティア希望者には必ずボランティア活動保険に加入してもらう。
- ・災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベなどの危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせないこと。
- ・近年では水害が多発しており、水害被害を受けた家屋の床下の清掃や室内の乾燥を目的に、床材や壁材を剥がす作業が必要となる場合もある。しかし、その作業には一定の技術や知識が必要となること、家屋の破損や作業者の事故・怪我にもつながりやすく安全管理が必要となることから、災害ボランティアが独断では引き受けず、まずは災害ボランティアセンターへ相談するよう、注意を促すことも必要である。

## STEP2 資材準備・送り出し

- ・災害ボランティア活動に必要な資機材等を調達し、災害ボランティアへの貸出および在庫管理を行う。
- ・地図等で活動場所を確認し、活動先までの移送手段（バス等）を確保する。

### ※ 留意点

- ・災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、できるだけ災害ボランティアセンターで準備する。粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）は必要である。災害廃棄物の撤去を依頼するだけでなく、活動者の安全を確保する。

表-1 災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資および標準的な装備の例

災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資の例	災害廃棄物関連ボランティアの標準的な装備の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スコップ（泥の排出のため）</li> <li>・手押し車</li> <li>・バケツ、ホース、雑巾、ゴミ袋 （状況に応じ、清掃用として）</li> <li>・木工用カッターやノコギリ等 （畳や角材の切断、場合によっては木製家具等の 破砕のため）</li> <li>・フレコンバック（土嚢袋） ※泥入れ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れてもよい服装（長袖、長ズボン）、底に鉄板 の入った安全靴（準備できない場合は、長靴等、 ぬかるみや釘などの落下物から安全を確保でき る靴）、帽子、ヘルメット、着替え</li> <li>・防じん塵マスク、安全ゴーグル、メガネ、手袋（軍 手、できればゴム製手袋）</li> <li>・食料、飲料水、簡易トイレ</li> <li>・タオル、除菌ウェットティッシュ、消毒液、虫除け スプレー（夏場は必需）</li> <li>・身分証明書（運転免許証、健康保険書等）、常備 薬（目薬、うがい薬等）</li> <li>・ラジオ等（余震等の情報をスムーズに得て二次災 害を防止するため）等</li> <li>・（災害初期等）テントと寝袋</li> </ul>

### STEP3 ボランティア活動・報告

- ・派遣先にて指示された災害ボランティア活動を行う。（災害廃棄物撤去・泥出し等）
- ・活動終了後は災害ボランティアセンターにて人数確認と活動報告を行う。撤去した災害廃棄物の量（フレコンバックの数）や種類、搬出先について報告してもらうことで、災害廃棄物の数量管理に役立てることができる。

#### ※ 留意点

- ・破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんやハエ等衛生害虫に留意する。予防接種のほか、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けさせること。
- ・水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入し、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になる場合も多く、災害応急対応期（初動期、応急対応（前半・後半））で多くの人員が必要となる。

ボランティア参加受け入れ方法等の参考：災害廃棄物対策指針【技12】（令和5年1月20日改定、環境省）

（一部編集）

(参考 ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の  
推進等に関する協定書の例)

ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定書(案)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、被災地住民の速やかな自立支援を行うボランティア活動を効果的に援助するための前提となるボランティアの受け入れ体制の整備とネットワーク化を推進するために、横手市(以下「市」という。)がボランティア団体又はボランティア支援団体(以下「協力団体」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(広域ボランティア支援本部の開設)

第2条 市は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部内に必要な資機材や場所を確保して広域ボランティア支援本部(以下「支援本部」という。)を開設する。

2 市は、支援本部の開設に当たっては、ボランティアと被災地の住民等からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の派遣を協力団体に要請する。

3 協力団体は、前項の支援があった場合には、速やかにコーディネーターを派遣するよう努めるものとする。

(広域ボランティア支援本部の運営)

第3条 市は、支援本部の運営にあたっては、コーディネーターの自主性を尊重しなければならない。

(広域ボランティア支援本部の閉鎖)

第4条 コーディネーターは、ボランティアによる災害応急活動が概ね完了したときは、支援本部の閉鎖について、市と協議するものとする。

2 コーディネーターは、支援本部が閉鎖されるときは、当該活動について、行政や社会福祉協議会等の関係機関に円滑に引き継ぐよう努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 市は、支援本部の設置及びコーディネーターがコーディネートを行うために必要な経費を負担するものとする。

(平常時の協力活動)

第6条 協力団体は、平常時から市の実施する次の施設について協力するものとする。

(1) 災害時のボランティア活動に関する講座、研修会等

(2) 「防災とボランティアの日(1月17日)」及び「防災とボランティア週間(1月15日から21日まで)」に開催される啓発行事

(3) その他ボランティアの受入体制の整備及びネットワーク化の推進等に関すること

(ボランティアの活動環境の整備等)

第7条 市及び協力団体は、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めるため、災害時におけるボランティアの被害救済制度の充実のほか、自主的なボランティア活動の円滑かつ効果的な実施のために必要な各種制度の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度市及び協力団体が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、令和 年 月 日から適用する。

この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

## 参－8 戸別収集の自治体別記載方法の事例

表 自治体の災害廃棄物処理計画における戸別収集等に関する記述の例（秋田県内の事例+人口規模5～10万人の自治体）

自治体名	策定日	被災住宅からの搬出について	搬出された災害廃棄物の戸別収集・運搬について
秋田県	R7.3 改定	【災害弱者や観光客等への対応】 (1)高齢者や障害者等への対応 … 高齢者や障害者世帯等が大量の家具類(片付けごみ)を住民用仮置場にすべて自らの力で移動することは困難である。こうしたことを踏まえ、市町村は自治会とも協力しながら高齢者や障害者世帯等の清掃、消毒等について必要な支援を行うほか、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの取組についても広報する必要がある。なお、片付けごみの搬出にボランティアを活用する場合に備えて、事前に分別や作業の方法について十分に周知することが重要である。	【収集運搬】 … 市町村は収集運搬に当たり、高齢者等の仮置場に自ら搬入できない住民に対する配慮が必要であることから、被害の状況や高齢者・障害者世帯の要望に応じて、災害廃棄物をできる限り効率的かつ早期に回収できるよう、戸別回収等の収集運搬体制を検討しておくことが重要である
秋田県 秋田市	R7.3 (第2次)	【災害廃棄物の排出方針の周知】 … やむを得ず自宅から搬出が困難な高齢世帯等を対象に、戸別収集の実施を検討します。 …	【収集運搬体制の管理】 … 原則として、被災者自らにより仮置場へ自己搬入することとし、戸別収集については、やむを得ず自身による搬入ができない高齢世帯等の被災者に限り限定して対応します。…
北海道 千歳市	R5.12 修正	【災害ボランティアとの連携の中で記載】 … ボランティアの業務としては、被災家屋からの家財等の撤去・搬出…	【災害廃棄物実行計画 検討が必要な内容として記載】 要援護者等への戸別収集
群馬県 安中市	R4.3 改定	記載なし。	記載なし。
千葉県 印西市	R5.3 改定	記載なし。	記載なし。
新潟県 南魚沼市	H28.12	記載なし。	記載なし。
山梨県 甲斐市	R5.3 改定	記載なし。	記載なし。
長野県 安曇野市	H30.3	【第3章第3節4.分別の徹底】 (1)被災家屋からの搬出における広報 ・高齢者や障害者等の被災家屋から災害廃棄物を搬出・運搬するには、ボランティアの力が必要です。	記載なし。
岐阜県 瑞穂市	R4.12 改訂	【収集・運搬】 ・災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアが被災家屋から搬出する廃棄物(片付けごみ)の分別方法を周知します。 【協力・支援体制(4)社会福祉協議会(ボランティア)との連携】 ・災害時にボランティアは、被災家財の搬出、災害廃棄物の撤去・運搬、貴重品や思い出の品の整理・清掃等の活動を行いますが、災害廃棄物処理においてもその活動が期待されます。	記載なし。
静岡県 島田市	H29.3	記載なし。	記載なし。
静岡県 袋井市	H30.3	記載なし。	記載なし。
愛知県 大府市	R2.11 改定	記載なし。	記載なし。
愛知県 知多市	R7.2 改定	【協力及び支援体制(4)ボランティアとの連携】 ・ボランティアは、災害廃棄物の搬出、撤去、運搬、思い出の品の整理、・清掃等を行います。	【処理困難物等の対策 災害発生後に留意する点】 ・生活環境への影響が大きいものや、危険性が高いものは、優先的に回収します。また、損壊家屋等の解体及び撤去に伴い発見された場合は、個別に回収します。
三重県 伊賀市	H28.7	記載なし。	記載なし。
佐賀県 鳥栖市	H31.3 改定	【仮置場の選定及び配置計画にあたっての留意事項の中で記載】 ・分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」などの広報物を作成し、配布・共有しておくが良い。	記載なし。
宮崎県 日向市	R2.3 改定	記載なし。	記載なし。
宮崎県 日南市	H29.3	記載なし。	記載なし。

出典：災害廃棄物情報プラットフォーム 国立研究開発法人 国立環境研究所 HP ([http://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project\\_man.html](http://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man.html))、各自治体 HP より

※災害廃棄物の搬出・運搬については、原則、仮置場及び集積所まで住民自ら運搬としている自治体が多い。

例：災害によって発生した廃棄物については、市民又は事業者が被災現場において分別して市民仮置場に集積することを基本とする。

## 参一 9 仮置場の自治体別記載方法の事例

表 自治体の災害廃棄物処理計画における災害廃棄物仮置場の選定に関する記述の例（秋田県内の事例+人口規模5～10万人の自治体）

(1/5)

自治体名	策定日	選定要件・基準	候補地の記述
秋田県	R7.3 改定	第一段階：仮置場候補地の抽出（公有地のリスト化） ・公園、グラウンド、廃棄物処理施設、港湾等の公有地を抽出し、リスト化する。 第二段階：仮置場候補地の絞り込み（スクリーニング） ・仮置場整備に必要な面積を確保できること等の物理的条件による絞り込み。 ・災害時に応急仮設住宅等の防災拠点に利用されない土地を選定。 （その他の検討が望ましい事項） ・近隣住民の生活環境が著しく悪化しない位置にあること。 ・長期間の使用が可能であること。 ・搬入・搬出車両や作業用重機の出入りが容易であること。 ・二次災害（地盤沈下、河川の氾濫、急傾斜地の土砂災害等）の恐れが無いこと。 ・冬期間の除雪スペースが確保できること。 第三段階：仮置場候補地の選定（仮置場候補地の順位付け） ・スクリーニングした公有地の面積等によって、仮置場候補地の順位付けを行う。	※具体的な場所の記述は無い。
秋田県 秋田市	R7.3 (第2次)	仮置場の選定に際しては、近隣に住居が少ない場所、学校・病院・福祉施設から距離があることを基準とします。また、その際、仮置場はなるべく広い土地を選定することで、効率的な管理に努めます。 (ア)選定を避けるべき場所 ①避難場所として指定されている学校等およびその周辺はできるだけ避けます。 ②市民生活、環境および地域の基幹産業への影響が大きい地域は避けます。 ③土壌汚染のおそれがあるため、農地はできるだけ避けます。 ④水害による災害廃棄物は、汚水を発生するおそれがあることから、水源に留意し、近接する場所を避けます。 ⑤浸水想定区域等を避けます。(ハザードマップを参照) ⑥二次仮置場は、長期間にわたり、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破碎・選別および焼却処理する場合があるため、周辺環境への影響を考慮し選定します。 ⑦十分な面積が確保できない場合は、直ちに搬入不能となり、その後悪臭や害虫の発生などにより、周辺環境に影響が生じます。 (イ)候補地の絞り込み ①重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保します。 ②公園、グラウンド、堆雪場、廃校、廃棄物処理施設等の公有地を優先することとし、管理者と協議を行います。 ③未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借上げ） ④候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認します。 ⑤効率的な搬出入ルートおよび必要な道路幅員が確保すること。 ⑥敷地の搬入・通行路は、大型車が走行できるようコンクリート又はアスファルト敷が好ましい。	ア 秋田県との協定に基づく仮置場（旧秋田空港跡地） イ 秋田市内の都市公園 ウ 秋田市内の運動場等 エ その他の施設（秋田市総合環境センター） ※具体的な場所の記述は、上記の2箇所のみ。
北海道 千歳市	R5.12 修正	(1)ダンプトラックの往来が可能（幅員4m程度）であり、緊急輸送道路にアクセスしやすい場所を選定する。 (2)基本的には、学校、病院、指定避難所等、環境保全上特に留意を要する施設に隣接しない場所を選定する。 (3)設置期間について、一次仮置場の場合は1年程度、二次仮置場の場合は3年程度使用可能な場所を選定する。 (4)一次仮置場の敷地面積は各場所1ha以上、二次仮置場は合計15ha以上を目安として選定する。 (5)二次仮置場については、電力、プラント用水が確保できる場所を選定することを想定する。 (6)一次及び二次仮置場の選定は、基本的に公有地（国・道・市有地）を優先する。	土地利用条件や必要面積条件等勘案し、一次及び二次仮置場の候補地として表に示すところを選定する。 ※仮置場として、具体的な2箇所を記載。 （公園予定地、環境センター）
群馬県 安中市	R4.3 改定	【基本的な考え方】 仮置場に求められる機能、必要面積を可能な限り充足するとともに、次に示す要件も考慮します。 (7)廃棄物処理施設、最終処分場跡地等の公有地 (4)未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借上げ） (9)二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域 (5)応急仮設住宅など他の土地利用のニーズが小さい地域の公園や廃校跡地等 (6)周辺の道路交通への影響が小さい地域 (8)河川の増水により災害廃棄物が流出するおそれが低い地域 (3)水害廃棄物については、リサイクルや焼却処理の前処理のため、付着した泥・砂を洗い流す洗浄エリアの配置や洗浄水が周辺河川等へ直接流入しないように沈砂池の設置にも配慮できる地域。 【仮置場の設定の優先順位】 震災時は、人命救助、支援・救援物資の受け入れを迅速に行えるように、避難路、緊急輸送道路を確保するため、その周辺における仮置場の確保を優先します。その他については、地域の被災状況を踏まえ、優先順位を検討し決定します。 《避難路の確保→緊急輸送路の確保→被害の甚大な地域→被害の軽微な地域》	本市では、表を震災時の仮置場として指定します。 震災廃棄物の発生場所、規模、輸送性、避難場所との重複、周辺の生活環境等を総合的に検討し、次の候補から適切な場所を設定します。 ※仮置場として、具体的な13箇所を記載。 （広場、公園、駐車場、グラウンド等）

表 自治体の災害廃棄物処理計画における災害廃棄物仮置場の選定に関する記述の例（秋田県内の事例+人口規模5～10万人の自治体）

自治体名	策定日	選定要件・基準	候補地の記述						
千葉県 印西市	R5.3 改定	<p>【選定にあたっての留意事項】 仮置場の選定にあたって留意すべき事項。</p> <p style="text-align: center;">表 留意事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="563 359 1074 390">考慮事項</th> <th data-bbox="1074 359 2107 390">留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="563 390 1074 800">主に平常時に考慮する必要がある事項</td> <td data-bbox="1074 390 2107 800"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染の有無（必要に応じて、ボーリング調査も行う）</li> <li>・河川敷でない</li> <li>・前面道路幅が6m以上ある</li> <li>・公有地（市町村有地、県有地、国有地）である</li> <li>・地域市民との関係性が良好な土地である</li> <li>・（私有地である場合）地権者の数が少ない土地である</li> <li>・面積が十分にある（二次仮置場は12ha以上）</li> <li>・周辺が住宅地ではない</li> <li>・周辺が病院、福祉施設、学校等ではない</li> <li>・企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である</li> <li>・法律等により土地の利用が規制されていない</li> <li>・災害時の他用途との整合（避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地との競合）</li> <li>・緊急輸送路に近い</li> <li>・起伏のない平坦地である</li> <li>・変則形状の土地ではない</li> <li>・地盤が硬い</li> <li>・アスファルト敷きである</li> <li>・暗渠排水管が存在していない</li> <li>・消火用の水を確保できる場所である</li> <li>・電力を確保できる場所である</li> <li>・各種災害（洪水、土石流等）の被災エリアではない</li> <li>・地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要</li> <li>・地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない</li> <li>・道路啓開の順位が高い</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 800 1074 873">主に発災時に考慮する必要がある事項</td> <td data-bbox="1074 800 2107 873"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長く使用することが可能</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する</li> <li>・できるかぎり被害が大きい地域への配慮（被災地の近く）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	考慮事項	留意点	主に平常時に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染の有無（必要に応じて、ボーリング調査も行う）</li> <li>・河川敷でない</li> <li>・前面道路幅が6m以上ある</li> <li>・公有地（市町村有地、県有地、国有地）である</li> <li>・地域市民との関係性が良好な土地である</li> <li>・（私有地である場合）地権者の数が少ない土地である</li> <li>・面積が十分にある（二次仮置場は12ha以上）</li> <li>・周辺が住宅地ではない</li> <li>・周辺が病院、福祉施設、学校等ではない</li> <li>・企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である</li> <li>・法律等により土地の利用が規制されていない</li> <li>・災害時の他用途との整合（避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地との競合）</li> <li>・緊急輸送路に近い</li> <li>・起伏のない平坦地である</li> <li>・変則形状の土地ではない</li> <li>・地盤が硬い</li> <li>・アスファルト敷きである</li> <li>・暗渠排水管が存在していない</li> <li>・消火用の水を確保できる場所である</li> <li>・電力を確保できる場所である</li> <li>・各種災害（洪水、土石流等）の被災エリアではない</li> <li>・地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要</li> <li>・地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない</li> <li>・道路啓開の順位が高い</li> </ul>	主に発災時に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長く使用することが可能</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する</li> <li>・できるかぎり被害が大きい地域への配慮（被災地の近く）</li> </ul>	<p>※具体的な場所の記述は無い。</p>
考慮事項	留意点								
主に平常時に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染の有無（必要に応じて、ボーリング調査も行う）</li> <li>・河川敷でない</li> <li>・前面道路幅が6m以上ある</li> <li>・公有地（市町村有地、県有地、国有地）である</li> <li>・地域市民との関係性が良好な土地である</li> <li>・（私有地である場合）地権者の数が少ない土地である</li> <li>・面積が十分にある（二次仮置場は12ha以上）</li> <li>・周辺が住宅地ではない</li> <li>・周辺が病院、福祉施設、学校等ではない</li> <li>・企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である</li> <li>・法律等により土地の利用が規制されていない</li> <li>・災害時の他用途との整合（避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地との競合）</li> <li>・緊急輸送路に近い</li> <li>・起伏のない平坦地である</li> <li>・変則形状の土地ではない</li> <li>・地盤が硬い</li> <li>・アスファルト敷きである</li> <li>・暗渠排水管が存在していない</li> <li>・消火用の水を確保できる場所である</li> <li>・電力を確保できる場所である</li> <li>・各種災害（洪水、土石流等）の被災エリアではない</li> <li>・地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要</li> <li>・地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない</li> <li>・道路啓開の順位が高い</li> </ul>								
主に発災時に考慮する必要がある事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長く使用することが可能</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する</li> <li>・できるかぎり被害が大きい地域への配慮（被災地の近く）</li> </ul>								
新潟県 南魚沼市	H28.12	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の候補地は、自衛隊の野営場や応急仮設住宅の建設地に優先的に利用されることを踏まえて選定する。なお、応急仮設住宅は、市民仮置場として数ヶ月利用した後、廃棄物をすべて搬出した土地を利用して建設することもできることに留意する。</li> <li>・候補地の選定に当たっては、あらかじめ地元住民と調整を行う。</li> <li>・病院、学校、水源などに近接する場所は避ける。</li> <li>・二次災害や環境、地域の基幹産業等へ影響が小さい地域を選定する。</li> </ul> <p>【公園、駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や駐車場を候補地とする場合には、指定避難所や指定緊急避難場所となっていないか確認する。</li> <li>・公園については、仮沖張り用語の復旧を踏まえて利用を検討する。</li> </ul> <p>【未利用工場地等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場跡地や建設予定地などの未利用工場地は、広いスペースを確保することができるため、今後の土地利用計画も踏まえて利用を検討する。</li> <li>・私有地を仮置場とする場合は、借上げや復旧方法について調整を行う。</li> </ul> <p>【国・県・市の未利用地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地の遊休地や埋立跡地などで必要な面積が確保できる場合には、積極的に候補地として選定する。</li> </ul>	<p>仮置場の候補地を表に示す。また、地域防災計画で定めている障害物集積所も併せて記載する。災害発生時には被災状況を把握し、これらの候補地やその他利用可能な土地から仮置場の適地を選定する。</p> <p>※仮置場及び障害物集積所として具体的な7箇所を掲載。 (公共用地、民間学校用地、小学校跡地、最終処分場、広場)</p>						
山梨県 甲斐市	R5.3 改定	<p>地域防災計画では、災害廃棄物仮置場及び障害物集積場所として、3地区に1箇所ずつ仮置場を選定するとともに、避難地で避難の完了した公有地から順次、仮置場とすることとしています。</p>	<p>地域防災計画で災害廃棄物仮置場及び障害物集積場所として、3地区に1箇所ずつを選定。</p> <p>※仮置場及び障害物集積所として具体的な3箇所を掲載。 (市管理地、公園の駐車場)</p>						
長野県 安曇野市	H30.3	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに被災現場から災害廃棄物を搬出するため、災害直後から仮置場を確保することが重要です。被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所及び設置数を考慮し、仮置場候補地を選定します。</li> <li>・仮置場候補地の近隣住民に対して仮置場の必要性について説明し、理解を得るよう務めます。</li> </ul> <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の手順を参考に仮置場を確保します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①平常時に選定した仮置場候補地が使用できるか検討します。(仮置場候補地や周辺道路の被災状況、仮置場候補地のほかの用途での利用の有無)</li> <li>②仮置場候補地の所有者や管轄部署と使用する期間や条件を確認します。</li> <li>③仮置場候補地の現地確認を行います。</li> </ol> </li> <li>・仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性について説明し、理解を得た上で設置します。</li> <li>・仮設処理施設の設置等により二次仮置場が必要となる場合、そのための用地を確保します。</li> <li>・仮置場が不足する事態とならないように土地を確保し、運用します。</li> </ul>	<p>※具体的な場所の記述は無い。</p>						

表 自治体の災害廃棄物処理計画における災害廃棄物仮置場の選定に関する記述の例（秋田県内の事例+人口規模5～10万人の自治体）

自治体名	策定日	選定要件・基準	候補地の記述												
岐阜県 瑞穂市	R4.12 改訂	<p>発災後、災害対策本部へ報告された被害状況から、災害廃棄物発生量と仮置場必要面積を推計し、仮置場を確保します。</p> <p>仮置場の確保にあたっては、平時に選定した仮置場を基本としますが、災害時は落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて見直します。</p> <p>なお、前述した候補地を活用しても必要面積に満たない場合は、県が策定した国有地及び県有地のリストから仮置場の候補地を確保するとともに、それでも必要面積に満たないときには、民有地の購入または借用によって、仮置場を確保します。</p>	<p>ある程度のスペースが確保できる表に示す場所を仮置場候補地とします。</p> <p><b>※具体的な仮置場として、一次仮置場 13 箇所、二次仮置場 2 箇所を記載（公園、グラウンド等）。</b></p>												
静岡県 島田市	H29.3	<p>仮置場は、災害発生位置、発生規模等を勘案して適切に配置する必要がある。よって、場所の選定にあたっては、住民の避難場所、仮設住宅建設場所などの確保を優先的に検討したうえで、所有、管理する部署と協議することとする。仮置場の機能としては、中継機能を勘案しながら、被災住民が排出する場所として指定する一次仮置場と、一時的保管や分別などの長期的な作業を行う二次的仮置場に分けて設置することとする。</p> <p>①推計廃棄物発生量からそれを仮置きできる必要面積が確保できること。</p> <p>②重機による作業ができる広さが確保できること。</p> <p>③廃棄物の搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有すること。</p> <p>④保管期間が長期に及ぶ場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。</p> <p>⑤学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接しないこと。</p> <p>⑥近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保できること。</p> <p>⑦避難所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避けること。</p>	<p>災害発生時の仮置場の選定にあたっては、「島田市地域防災計画」による避難場所の確保、被災地と処理施設との位置関係や災害の規模等を十分に考慮した上で、あらかじめ選定した候補地を中心に仮置場の選定・配置することとする。</p> <p><b>※具体的な場所の記述は無い。</b></p>												
静岡県 袋井市	H30.3	<p>仮置場の確保にあたっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には、落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。</p>	<p>仮置場候補地は、公有地の利用を基本とし、県計画及び「静岡県災害廃棄物処理計画参考資料」の留意事項等を考慮し、面積、地形等の物理的条件によって絞り込みを行った結果、表に示す。</p> <p><b>※具体的な仮置場として、優先度 A5 箇所、優先度 B5 箇所、優先度 C2 箇所を記載（広場、公園、駐車場等）。</b></p>												
愛知県 大府市	R2.11 改定	<p>仮置場の適地は、避難場所や仮設住宅建設場所等と重複する機会が多いため、これらの用地確保を優先的に行った後、仮置場の候補地を所有・管理する部署等と調整し、次項の選定要件及び選定基準を考慮し、公共用地を中心に仮置場を選定することとする。</p> <p>なお、仮置場が不足する場合は、県及び他市町村と協議し、広域的な仮置場の設置を検討する。</p> <p>(1)水源や、病院・学校などに近接していないこと。</p> <p>(2)搬入に便利で災害廃棄物の搬入・搬出車両や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有すること。</p> <p>(3)中間処理機材等の設置・使用に支障が無く、仮置場における重機による廃棄物の積み上げや選別などの作業、再資源化処理に必要な仮設処理施設の設置が可能な面積を有すること。</p> <p>(4)中長期に使用ができること。</p> <p>(5)再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと。</p> <p>(6)仮置き、処理・処分等の環境汚染対策が行いやすい地形・地質であること。</p> <p>(7)騒音・粉塵などの発生により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しないよう十分な距離を有し、飛散防止・安全管理が容易であること。</p>	<p>地域防災計画において災害応急復旧用オープンスペース候補地が、災害廃棄物仮置場等の用途に用いるライフライン等活動拠点として位置付けられているため、オープンスペース候補地を本計画の仮置場の候補地とする。</p> <p>また、東部知多衛生組合及び一般廃棄物収集運搬業者における協力可能なスペースを仮置場の候補地とする。</p> <p><b>※災害応急復旧用オープンスペースとして具体的な公園名・グラウンド名を 5 箇所掲載。</b></p> <p><b>※仮置場の協力可能スペースとして衛生組合・民間業者の処分場等を具体的な名称を上げ 4 箇所掲載。</b></p>												
愛知県 知多市	R7.2 改定	<p>災害の種類、規模、被災地域、仮置場の被災状況及び二次災害の可能性を考慮し、災害発生後、速やかに仮置場を設置し、災害廃棄物の受入体制を構築します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">表 仮置場の選定条件</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>設置条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機による廃棄物の積上げ、選別等の作業が可能な面積を有すること。</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域ではないこと。</li> <li>・土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域ではないこと。</li> <li>・文化財ではないこと。</li> <li>・応急仮設住宅建設予定地ではないこと。</li> <li>・避難所に指定されていないこと。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>周辺条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機による廃棄物の積上げ、選別作業時の騒音及び粉じん等により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しない十分な距離が確保できること。</li> <li>・水源、病院、学校等に近接していないこと。</li> <li>・住宅密集地でないこと。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>車両交通条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の搬入出車両や作業用重機等の侵入路が確保できること。</li> <li>・主要道路からの搬入及び搬出がしやすいこと。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間が長期の場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	表 仮置場の選定条件		区分	設置条件	用地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機による廃棄物の積上げ、選別等の作業が可能な面積を有すること。</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域ではないこと。</li> <li>・土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域ではないこと。</li> <li>・文化財ではないこと。</li> <li>・応急仮設住宅建設予定地ではないこと。</li> <li>・避難所に指定されていないこと。</li> </ul>	周辺条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機による廃棄物の積上げ、選別作業時の騒音及び粉じん等により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しない十分な距離が確保できること。</li> <li>・水源、病院、学校等に近接していないこと。</li> <li>・住宅密集地でないこと。</li> </ul>	車両交通条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の搬入出車両や作業用重機等の侵入路が確保できること。</li> <li>・主要道路からの搬入及び搬出がしやすいこと。</li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間が長期の場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。</li> </ul>	<p>仮置場の候補地は、作業可能な面積及び周辺環境等、選定条件を踏まえ、表のとおり選定します。</p> <p><b>※清掃センター、リサイクルプラザ、最終処分場、広場の具体的な名称を上げ 4 箇所を掲載。</b></p>
表 仮置場の選定条件															
区分	設置条件														
用地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機による廃棄物の積上げ、選別等の作業が可能な面積を有すること。</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域ではないこと。</li> <li>・土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域ではないこと。</li> <li>・文化財ではないこと。</li> <li>・応急仮設住宅建設予定地ではないこと。</li> <li>・避難所に指定されていないこと。</li> </ul>														
周辺条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機による廃棄物の積上げ、選別作業時の騒音及び粉じん等により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しない十分な距離が確保できること。</li> <li>・水源、病院、学校等に近接していないこと。</li> <li>・住宅密集地でないこと。</li> </ul>														
車両交通条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の搬入出車両や作業用重機等の侵入路が確保できること。</li> <li>・主要道路からの搬入及び搬出がしやすいこと。</li> </ul>														
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間が長期の場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。</li> </ul>														

表 自治体の災害廃棄物処理計画における災害廃棄物仮置場の選定に関する記述の例（秋田県内の事例+人口規模5～10万人の自治体）

(4/5)

自治体名	策定日	選定要件・基準	候補地の記述
三重県 伊賀市	H28.7	<p>【災害予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一次仮置場の設置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・各住民自治協議会及び自治体等と協議し、居住者数を勘案のうえ住民の利便性の高い仮置場の候補地を選定する。</li> <li>・孤立の可能性のある集落については、長期間の保管を想定した候補地を選定する。</li> </ul> </li> <li>●仮置場の候補地リストの作成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◎一次仮置場                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各住民自治協議会及び自治体等と調整のうえ選定した仮置場候補地リストを市の内部資料として保有しておき、発災時には一次仮置場からの収集などに活用する。</li> </ul> </li> <li>◎二次仮置場                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の防災拠点と整合を取り、仮置場候補地を選定する。</li> <li>・民間の廃棄物処分業者等との災害時の協定により仮置場を確保する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>※二次仮置場の候補地として、具体的な公園、駐車場、グラウンド、市有地等を12箇所掲載。</p>
佐賀県 鳥栖市	H31.3 改定	<p>仮置場の選定と運営にあたっては、以下の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①計画必要面積にこだわりすぎない</li> <li>②好適条件と適正配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場は概ね小学校区に1か所の候補地が理想</li> </ul> </li> <li>③管理体制を整備する</li> <li>④広報戦略により負担軽減を図る</li> </ol> <p>仮置場の選定及び配置計画にあたっての留意点</p> <p>【仮置場全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補地は、以下の点を考慮して選定する。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①公園、グラウンド、まちづくり推進センター、廃棄物処理施設、公有地（市有地、県有地、国有地等）</li> <li>②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借り上げ）</li> <li>③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域</li> <li>④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無</li> </ol> </li> </ul> <p>ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第6条に基づく調査（いわゆる「6条調査」）で整備された「土地利用現況図」が市及び県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。</li> <li>・仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。</li> <li>・複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。</li> <li>・二次災害のおそれのない場所が望ましい。</li> </ul> <p>【一次仮置場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</li> </ul> <p>【二次仮置場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な保管や一部破碎処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。</li> <li>・災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。</li> <li>・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。</li> <li>・搬入時の交通、中間処理作業による周辺市民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>・選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や作業性、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</li> <li>・グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰時の汚染確認方法を事前に取りまとめ、地権者や市民に提案することが望ましい。</li> </ul>	<p>公園、グラウンド、まちづくり推進センター、廃棄物処理施設、公有地（市有地、県有地、国有地等）</p> <p>※具体的な場所の記述は無い。</p>
宮崎県 日向市	R2.3 改定	<p>仮置場の候補地は、災害廃棄物量の推計発生量、家屋等解体撤去作業の進行状況や施設処理能力をもとに算出した必要面積から、以下の条件を可能な限り考慮して選定します。</p> <p>ア 二次災害の恐れのない場所</p> <p>イ 廃棄物の発生場所、処理・処分施設等との位置関係</p> <p>ウ 効率的な搬入ルートの有無</p> <p>エ 搬入路の幅員が確保できる場所</p> <p>オ 交通・作業に伴う騒音等、周辺住民や周辺環境への影響・保全</p> <p>カ 仮置場の用途にあったスペースの確保の有無</p>	<p>※具体的な場所の記述は無い。</p>

表 自治体の災害廃棄物処理計画における災害廃棄物仮置場の選定に関する記述の例（秋田県内の事例+人口規模5～10万人の自治体）

(5/5)

自治体名	策定日	選定要件・基準	候補地の記述
宮崎県 日南市	H29.3	仮置場の候補地は、災害廃棄物量の推計発生量、家屋等解体撤去作業の進行状況や施設処理能力をもとに算出した必要面積から、以下の条件を可能な限り考慮して選定します。 ア 二次災害の恐れのない場所 イ 廃棄物の発生場所、処理・処分施設等との位置関係 ウ 効率的な搬入ルートの有無 エ 搬入路の幅員が確保できる場所 オ 交通・作業に伴う騒音等、周辺住民や周辺環境への影響・保全 カ 仮置場の用途にあったスペースの確保の有無	※具体的な場所の記述は無い。

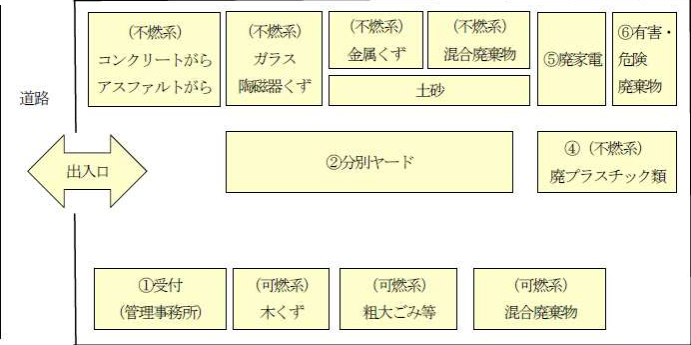
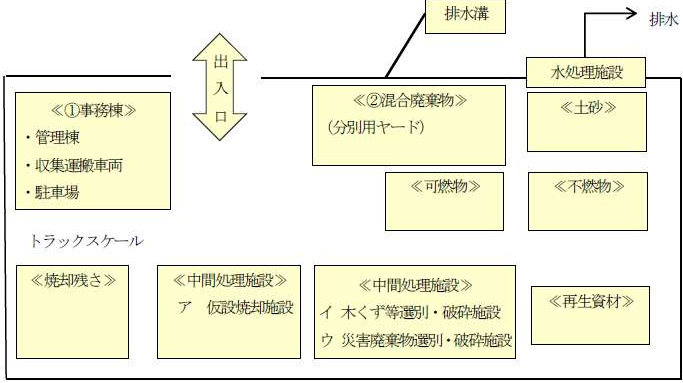
出典：災害廃棄物情報プラットフォーム 国立研究開発法人 国立環境研究所 HP ([http://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project\\_man.html](http://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_man.html))、各自治体 HP より

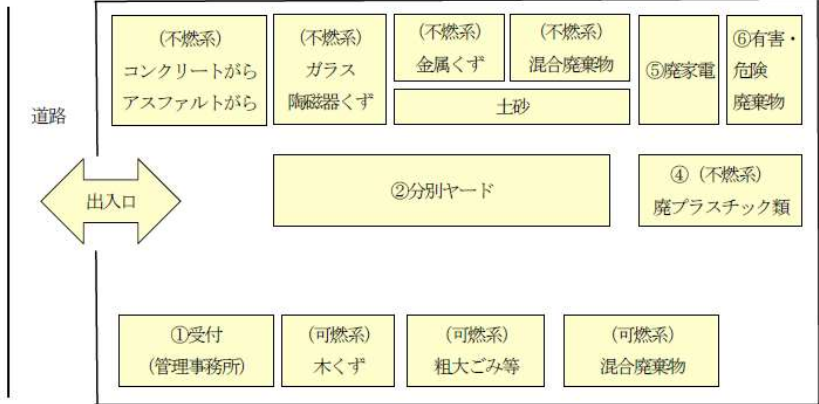
## 参－１０ 仮置場の配置の事例

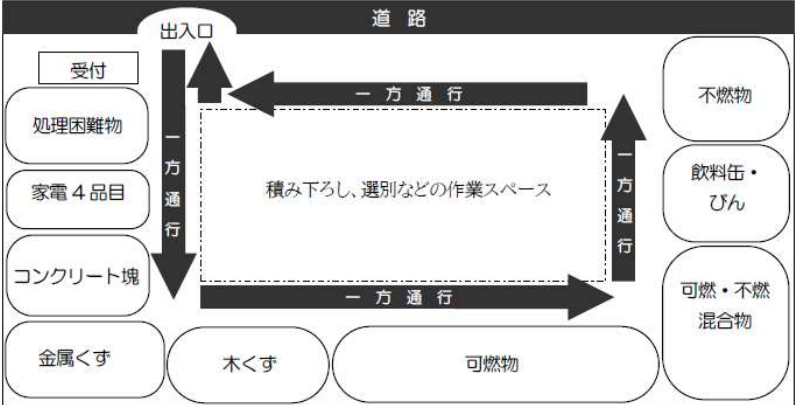
表 仮置場配置事例一覧

【5～10万人の自治体】

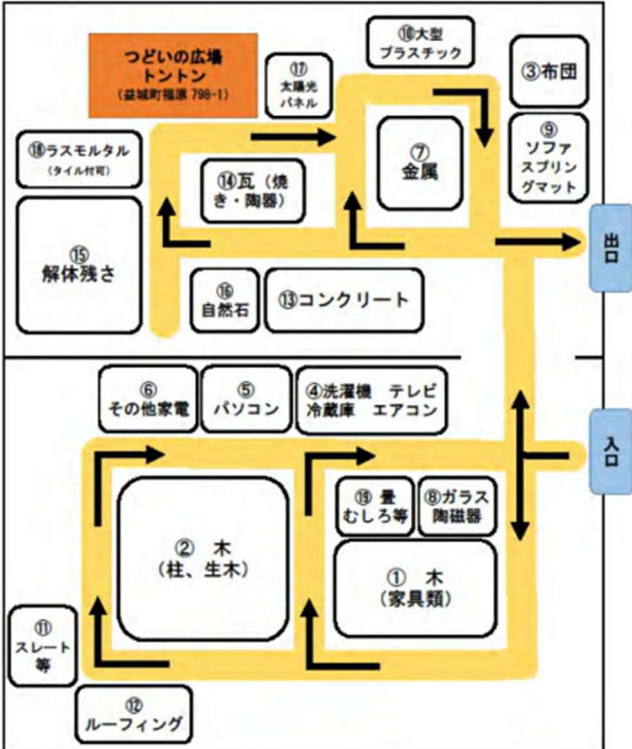
リンク	名称	対象災害	仮置場種別	備考
<a href="#">No. 1</a>	千歳市災害廃棄物処理計画①	地震	一次・二次	R5.12 修正
<a href="#">No. 2</a>	千歳市災害廃棄物処理計画②	風水害	一元化	R5.12 修正
<a href="#">No. 3</a>	安中市災害廃棄物処理計画①	地震	一次・二次	R4.3 改定
<a href="#">No. 4</a>	安中市災害廃棄物処理計画②	水害	一次・二次	R4.3 改定
<a href="#">No. 5</a>	印西市災害廃棄物処理計画①	地震	一次・二次・緊急	R5.3 改定
<a href="#">No. 6</a>	印西市災害廃棄物処理計画②	風水害	一次・二次・緊急	R5.3 改定
<a href="#">No. 7</a>	南魚沼市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次・市民	H28.12
<a href="#">No. 8</a>	甲斐市災害廃棄物処理基本計画	全般	一元化	R5.3 改定
<a href="#">No. 9</a>	安曇野市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次	H30.3
<a href="#">No. 10</a>	瑞穂市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次	R4.12 改訂
<a href="#">No. 11</a>	島田市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次	H29.3
<a href="#">No. 12</a>	袋井市災害廃棄物処理計画	全般	一元化	H30.3
<a href="#">No. 13</a>	大府市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次	R2.11 改定
<a href="#">No. 14</a>	知多市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次・集積場	R7.2 改定
<a href="#">No. 15</a>	伊賀市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次	H28.7
<a href="#">No. 16</a>	鳥栖市一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画	全般	一次・二次	H31.3 改定
<a href="#">No. 17</a>	日向市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次	R2.3 改定
<a href="#">No. 18</a>	日南市災害廃棄物処理計画	全般	一次・二次	H29.3

仮置場配置事例	No. 1 (千歳市災害廃棄物処理計画①)		北海道																
災害名	地震																		
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )																		
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンプトラックの往来が可能(幅員4m程度)であり、緊急輸送道路にアクセスしやすい場所</li> <li>・基本的には、学校、病院、指定避難所等、環境保全上特に留意を要する施設に隣接しない場所</li> <li>・設置期間について、一次仮置場の場合は1年程度、二次仮置場の場合は3年程度使用可能な場所</li> <li>・一次仮置場の敷地面積は各場所1ha以上、二次仮置場は合計15ha以上を目安とする。</li> <li>・二次仮置場については、電力、プラント用水が確保できる場所</li> <li>・一次及び二次仮置場の選定は、基本的に公有地(国・道・市有地)を優先する。</li> </ul> <p>●候補地</p> <p>■一次仮置場</p> <table border="1" data-bbox="432 667 911 790"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>面積 ha (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">千歳霊園予定地</td> <td>都1820-1</td> <td>3.8 (38,347)</td> </tr> <tr> <td>都1821-1</td> <td>0.5 (5,163)</td> </tr> <tr> <td>都1821-3</td> <td>3.6 (36,208)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■二次仮置場</p> <table border="1" data-bbox="938 667 1417 757"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>面積 ha (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境センター</td> <td>美々758-193 ほか2筆</td> <td>14.9 (149,267)</td> </tr> </tbody> </table>			名称	住所	面積 ha (㎡)	千歳霊園予定地	都1820-1	3.8 (38,347)	都1821-1	0.5 (5,163)	都1821-3	3.6 (36,208)	名称	住所	面積 ha (㎡)	環境センター	美々758-193 ほか2筆	14.9 (149,267)
名称	住所	面積 ha (㎡)																	
千歳霊園予定地	都1820-1	3.8 (38,347)																	
	都1821-1	0.5 (5,163)																	
	都1821-3	3.6 (36,208)																	
名称	住所	面積 ha (㎡)																	
環境センター	美々758-193 ほか2筆	14.9 (149,267)																	
配置略図等	<p>■一次仮置場</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理事務所 (計量・受付)</li> <li>② 混合廃棄物 (分別用ヤード)</li> <li>③ 可燃物置場</li> <li>④ 不燃物置場</li> <li>⑤ 廃家電置場</li> <li>⑥ 有害・危険廃棄物置場</li> <li>⑦ 土砂置場</li> </ol>  <p>■二次仮置場</p> <p>【保管場所】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理事務所</li> <li>② 混合廃棄物 (分別用ヤード)</li> <li>③ 可燃物置場</li> <li>④ 不燃物置場</li> <li>⑤ 有害・危険廃棄物置場</li> <li>⑥ 土砂置場</li> <li>⑦ 廃家電置場</li> <li>⑧ 焼却灰、ばいじん等置場</li> <li>⑨ 再生利用品置場</li> </ol> <p>【処理施設 (仮設中間処理施設)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 仮設焼却施設</li> <li>イ 仮設木くず等選別・破碎施設</li> <li>ウ 仮設災害廃棄物選別・破碎施設</li> </ul> 																		
出典、URL等	千歳市災害廃棄物処理計画 (R5.12修正) <a href="https://www.city.chitose.lg.jp/fs/5/6/7/6/7/8/_/_____20231231_.pdf">https://www.city.chitose.lg.jp/fs/5/6/7/6/7/8/_/_____20231231_.pdf</a>																		

仮置場配置事例	No. 2 (千歳市災害廃棄物処理計画②)	北海道										
災害名	風水害											
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )											
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンプトラックの往来が可能(幅員4m程度)であり、緊急輸送道路にアクセスしやすい場所</li> <li>・基本的には、学校、病院、指定避難所等、環境保全上特に留意を要する施設に隣接しない場所</li> <li>・設置期間について、一次仮置場の場合は1年程度、二次仮置場の場合は3年程度使用可能な場所</li> <li>・一次仮置場の敷地面積は各場所1ha以上、二次仮置場は合計15ha以上を目安とする。</li> <li>・二次仮置場については、電力、プラント用水が確保できる場所</li> <li>・一次及び二次仮置場の選定は、基本的に公有地(国・道・市有地)を優先する。</li> </ul> <p>●候補地</p> <table border="1" data-bbox="464 656 938 775"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>面積 ha (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">千歳壺園予定地</td> <td>都1820-1</td> <td>3.8 (38,347)</td> </tr> <tr> <td>都1821-1</td> <td>0.5 (5,163)</td> </tr> <tr> <td>都1821-3</td> <td>3.6 (36,208)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	住所	面積 ha (㎡)	千歳壺園予定地	都1820-1	3.8 (38,347)	都1821-1	0.5 (5,163)	都1821-3	3.6 (36,208)
名称	住所	面積 ha (㎡)										
千歳壺園予定地	都1820-1	3.8 (38,347)										
	都1821-1	0.5 (5,163)										
	都1821-3	3.6 (36,208)										
配置略図等	 <p>The diagram illustrates the layout of the temporary waste disposal site. It features a central '出入口' (Entrance/Exit) with a double-headed arrow. To the left is a '道路' (Road). The site is divided into several zones:         <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Top Row (Non-combustible):</b> Includes areas for concrete/asphalt, glass/ceramics, metal, mixed waste, household appliances, and hazardous waste.</li> <li><b>Middle Row:</b> A '分別ヤード' (Separation Yard) and a zone for non-combustible plastic waste.</li> <li><b>Bottom Row (Combustible):</b> Includes the '受付(管理事務所)' (Reception/Management Office), wood, coarse waste, and mixed waste.</li> </ul> </p>											
出典、URL等	<p>千歳市災害廃棄物処理計画 (R5.12修正)</p> <p><a href="https://www.city.chitose.lg.jp/fs/5/6/7/6/7/8/_/_____20231231_.pdf">https://www.city.chitose.lg.jp/fs/5/6/7/6/7/8/_/_____20231231_.pdf</a></p>											


仮置場配置事例	No. 3 (安中市災害廃棄物処理計画①)	群馬県																																																												
災害名	地震																																																													
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )																																																													
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <p>(ア) 廃棄物処理施設、最終処分場跡地等の公有地                      (イ) 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地 (借上げ)                      (ウ) 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域                      (エ) 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズが小さい地域の公園や廃校跡地等                      (オ) 周辺の道路交通への影響が小さい地域                      (カ) 河川の増水により災害廃棄物が流出するおそれの低い地域                      (キ) 水害廃棄物については、リサイクルや焼却処理の前処理のため、付着した泥・砂を洗い流す洗浄エリアの配置や洗浄水が周辺河川等へ直接流入しないように沈砂池の設置にも配慮できる地域。</p> <p>●確保済み仮置場</p> <table border="1" data-bbox="454 678 1134 1133"> <thead> <tr> <th>所在地区</th> <th>対象地区</th> <th>市有施設</th> <th>面積<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安 中</td> <td>安中/岩野谷/板鼻</td> <td>西毛運動公園北側駐車場</td> <td>3,112 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>安 中</td> <td>安中/岩野谷/板鼻</td> <td>ひさよし緑地公園</td> <td>11,989 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>安 中</td> <td>安中/岩野谷/板鼻</td> <td>スポーツセンター 多目的グラウンド/東駐車場</td> <td>61,383 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>原 市</td> <td>原市/磯部</td> <td>郷原緑地公園</td> <td>23,681 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>原 市</td> <td>原市/磯部</td> <td>さとのほら公園</td> <td>19,507 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>原 市</td> <td>原市/磯部</td> <td>確氷川クリーンセンター グラウンド</td> <td>4,602 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>東横野</td> <td>東横野</td> <td>すみれヶ丘公園 グラウンド</td> <td>33,147 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>秋 間</td> <td>秋間/後閑</td> <td>観梅公園</td> <td>80,424 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>白 井</td> <td>白井/坂本</td> <td>坂本スポーツ広場</td> <td>13,142 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>松 井 田</td> <td>松井田</td> <td>文化会館駐車場、いこいの広場</td> <td>40,286 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>西横野</td> <td>西横野</td> <td>西横野多目的広場</td> <td>1,624 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>九 十 九</td> <td>九十九</td> <td>小日向ふれあいセンター-隣接地</td> <td>8,007 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>細 野</td> <td>細野</td> <td>細野スポーツ広場</td> <td>13,962 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>314,866 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>		所在地区	対象地区	市有施設	面積 <sup>※1</sup>	安 中	安中/岩野谷/板鼻	西毛運動公園北側駐車場	3,112 m <sup>2</sup>	安 中	安中/岩野谷/板鼻	ひさよし緑地公園	11,989 m <sup>2</sup>	安 中	安中/岩野谷/板鼻	スポーツセンター 多目的グラウンド/東駐車場	61,383 m <sup>2</sup>	原 市	原市/磯部	郷原緑地公園	23,681 m <sup>2</sup>	原 市	原市/磯部	さとのほら公園	19,507 m <sup>2</sup>	原 市	原市/磯部	確氷川クリーンセンター グラウンド	4,602 m <sup>2</sup>	東横野	東横野	すみれヶ丘公園 グラウンド	33,147 m <sup>2</sup>	秋 間	秋間/後閑	観梅公園	80,424 m <sup>2</sup>	白 井	白井/坂本	坂本スポーツ広場	13,142 m <sup>2</sup>	松 井 田	松井田	文化会館駐車場、いこいの広場	40,286 m <sup>2</sup>	西横野	西横野	西横野多目的広場	1,624 m <sup>2</sup>	九 十 九	九十九	小日向ふれあいセンター-隣接地	8,007 m <sup>2</sup>	細 野	細野	細野スポーツ広場	13,962 m <sup>2</sup>	合 計			314,866 m <sup>2</sup>
所在地区	対象地区	市有施設	面積 <sup>※1</sup>																																																											
安 中	安中/岩野谷/板鼻	西毛運動公園北側駐車場	3,112 m <sup>2</sup>																																																											
安 中	安中/岩野谷/板鼻	ひさよし緑地公園	11,989 m <sup>2</sup>																																																											
安 中	安中/岩野谷/板鼻	スポーツセンター 多目的グラウンド/東駐車場	61,383 m <sup>2</sup>																																																											
原 市	原市/磯部	郷原緑地公園	23,681 m <sup>2</sup>																																																											
原 市	原市/磯部	さとのほら公園	19,507 m <sup>2</sup>																																																											
原 市	原市/磯部	確氷川クリーンセンター グラウンド	4,602 m <sup>2</sup>																																																											
東横野	東横野	すみれヶ丘公園 グラウンド	33,147 m <sup>2</sup>																																																											
秋 間	秋間/後閑	観梅公園	80,424 m <sup>2</sup>																																																											
白 井	白井/坂本	坂本スポーツ広場	13,142 m <sup>2</sup>																																																											
松 井 田	松井田	文化会館駐車場、いこいの広場	40,286 m <sup>2</sup>																																																											
西横野	西横野	西横野多目的広場	1,624 m <sup>2</sup>																																																											
九 十 九	九十九	小日向ふれあいセンター-隣接地	8,007 m <sup>2</sup>																																																											
細 野	細野	細野スポーツ広場	13,962 m <sup>2</sup>																																																											
合 計			314,866 m <sup>2</sup>																																																											
配置略図等	<p>■一次・二次仮置場</p> 																																																													
出典、URL等	<p>安中市災害廃棄物処理計画 (R4.3 改定)</p> <p><a href="https://www.city.annaka.lg.jp/uploaded/attachment/4344.pdf">https://www.city.annaka.lg.jp/uploaded/attachment/4344.pdf</a></p>																																																													

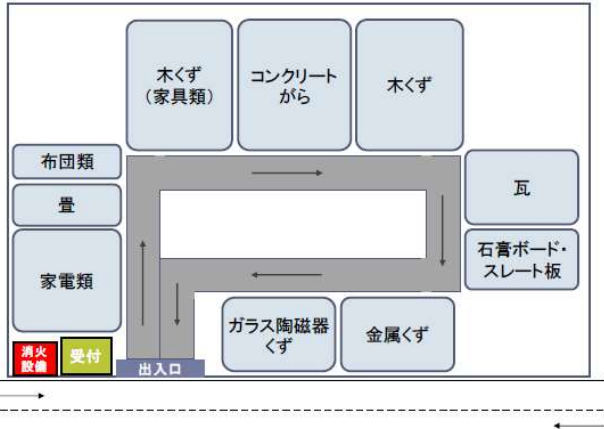
仮置場配置事例	No. 4	(安中市災害廃棄物処理計画②)	群馬県																																																												
災害名	水害																																																														
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )																																																														
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>目的</th> <th>仮置場としての利用場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次仮置場</td> <td>被災家庭や路上等に排出された水害廃棄物を早急に撤去するために、被災地域に一時的に設ける集積場所である。設置期間が数日から一週間程度の短期間の利用を目的とする。</td> <td>・公園、グラウンド ・公民館、本市が所有するその他施設内の敷地 ・本市所有の空き地 ・利用可能な民有地(空き地、未利用農地等)</td> </tr> <tr> <td>二次仮置場</td> <td>中間処理・再資源化が望まれる水害廃棄物を保管するために設ける集積場所である。設置期間が一次仮置場より長期間にわたり、分別作業等が行える広さを有することが望ましい。</td> <td>・防災計画指定一時保管場 ・公園、グラウンド ・本市所有の空き地 ・廃棄物処理施設の敷地内 ・利用可能な民有地(空き地、未利用農地等)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	目的	仮置場としての利用場所	一次仮置場	被災家庭や路上等に排出された水害廃棄物を早急に撤去するために、被災地域に一時的に設ける集積場所である。設置期間が数日から一週間程度の短期間の利用を目的とする。	・公園、グラウンド ・公民館、本市が所有するその他施設内の敷地 ・本市所有の空き地 ・利用可能な民有地(空き地、未利用農地等)	二次仮置場	中間処理・再資源化が望まれる水害廃棄物を保管するために設ける集積場所である。設置期間が一次仮置場より長期間にわたり、分別作業等が行える広さを有することが望ましい。	・防災計画指定一時保管場 ・公園、グラウンド ・本市所有の空き地 ・廃棄物処理施設の敷地内 ・利用可能な民有地(空き地、未利用農地等)																																																			
	区分	目的	仮置場としての利用場所																																																												
一次仮置場	被災家庭や路上等に排出された水害廃棄物を早急に撤去するために、被災地域に一時的に設ける集積場所である。設置期間が数日から一週間程度の短期間の利用を目的とする。	・公園、グラウンド ・公民館、本市が所有するその他施設内の敷地 ・本市所有の空き地 ・利用可能な民有地(空き地、未利用農地等)																																																													
二次仮置場	中間処理・再資源化が望まれる水害廃棄物を保管するために設ける集積場所である。設置期間が一次仮置場より長期間にわたり、分別作業等が行える広さを有することが望ましい。	・防災計画指定一時保管場 ・公園、グラウンド ・本市所有の空き地 ・廃棄物処理施設の敷地内 ・利用可能な民有地(空き地、未利用農地等)																																																													
	<p>●確保済み仮置場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地区</th> <th>対象地区</th> <th>市有施設</th> <th>面積<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安中</td> <td>安中/岩野谷/板鼻</td> <td>西毛運動公園北側駐車場</td> <td>3,112 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>安中</td> <td>安中/岩野谷/板鼻</td> <td>ひさよし緑地公園</td> <td>11,989 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>安中</td> <td>安中/岩野谷/板鼻</td> <td>スポーツセンター 多目的グラウンド/東駐車場</td> <td>61,383 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>原市</td> <td>原市/磯部</td> <td>郷原緑地公園</td> <td>23,681 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>原市</td> <td>原市/磯部</td> <td>さとのほら公園</td> <td>19,507 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>原市</td> <td>原市/磯部</td> <td>碓氷川クリーンセンター グラウンド</td> <td>4,602 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>東横野</td> <td>東横野</td> <td>すみれヶ丘公園 グラウンド</td> <td>33,147 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>秋間</td> <td>秋間/後閑</td> <td>観梅公園</td> <td>80,424 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>白井</td> <td>白井/坂本</td> <td>坂本スポーツ広場</td> <td>13,142 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>松井田</td> <td>松井田</td> <td>文化会館駐車場、いこいの広場</td> <td>40,286 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>西横野</td> <td>西横野</td> <td>西横野多目的広場</td> <td>1,624 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>九十九</td> <td>九十九</td> <td>小日向ふれあいセンター隣接地</td> <td>8,007 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>細野</td> <td>細野</td> <td>細野スポーツ広場</td> <td>13,962 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>314,866 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>			所在地区	対象地区	市有施設	面積 <sup>※1</sup>	安中	安中/岩野谷/板鼻	西毛運動公園北側駐車場	3,112 m <sup>2</sup>	安中	安中/岩野谷/板鼻	ひさよし緑地公園	11,989 m <sup>2</sup>	安中	安中/岩野谷/板鼻	スポーツセンター 多目的グラウンド/東駐車場	61,383 m <sup>2</sup>	原市	原市/磯部	郷原緑地公園	23,681 m <sup>2</sup>	原市	原市/磯部	さとのほら公園	19,507 m <sup>2</sup>	原市	原市/磯部	碓氷川クリーンセンター グラウンド	4,602 m <sup>2</sup>	東横野	東横野	すみれヶ丘公園 グラウンド	33,147 m <sup>2</sup>	秋間	秋間/後閑	観梅公園	80,424 m <sup>2</sup>	白井	白井/坂本	坂本スポーツ広場	13,142 m <sup>2</sup>	松井田	松井田	文化会館駐車場、いこいの広場	40,286 m <sup>2</sup>	西横野	西横野	西横野多目的広場	1,624 m <sup>2</sup>	九十九	九十九	小日向ふれあいセンター隣接地	8,007 m <sup>2</sup>	細野	細野	細野スポーツ広場	13,962 m <sup>2</sup>			合計	314,866 m <sup>2</sup>
所在地区	対象地区	市有施設	面積 <sup>※1</sup>																																																												
安中	安中/岩野谷/板鼻	西毛運動公園北側駐車場	3,112 m <sup>2</sup>																																																												
安中	安中/岩野谷/板鼻	ひさよし緑地公園	11,989 m <sup>2</sup>																																																												
安中	安中/岩野谷/板鼻	スポーツセンター 多目的グラウンド/東駐車場	61,383 m <sup>2</sup>																																																												
原市	原市/磯部	郷原緑地公園	23,681 m <sup>2</sup>																																																												
原市	原市/磯部	さとのほら公園	19,507 m <sup>2</sup>																																																												
原市	原市/磯部	碓氷川クリーンセンター グラウンド	4,602 m <sup>2</sup>																																																												
東横野	東横野	すみれヶ丘公園 グラウンド	33,147 m <sup>2</sup>																																																												
秋間	秋間/後閑	観梅公園	80,424 m <sup>2</sup>																																																												
白井	白井/坂本	坂本スポーツ広場	13,142 m <sup>2</sup>																																																												
松井田	松井田	文化会館駐車場、いこいの広場	40,286 m <sup>2</sup>																																																												
西横野	西横野	西横野多目的広場	1,624 m <sup>2</sup>																																																												
九十九	九十九	小日向ふれあいセンター隣接地	8,007 m <sup>2</sup>																																																												
細野	細野	細野スポーツ広場	13,962 m <sup>2</sup>																																																												
		合計	314,866 m <sup>2</sup>																																																												
配置略図等	<p>■二次仮置場</p>																																																														
出典、URL等	<p>安中市災害廃棄物処理計画 (R4.3 改定)  <a href="https://www.city.annaka.lg.jp/uploaded/attachment/4344.pdf">https://www.city.annaka.lg.jp/uploaded/attachment/4344.pdf</a></p>																																																														

仮置場配置事例	No. 5 (印西市災害廃棄物処理計画①)	千葉県																																							
災害名	地震																																								
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他(緊急仮置場)																																								
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <table border="1" data-bbox="464 380 1230 1064"> <thead> <tr> <th>考慮事項</th> <th>項目</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">主に平常時に考慮する必要がある事項</td> <td>土壌情報</td> <td>・ 土壌汚染の有無。(必要に応じて、ボーリング調査も行う。)</td> </tr> <tr> <td>立地条件</td> <td>・ 河川敷ではない。</td> </tr> <tr> <td>前面道路幅</td> <td>・ 前面道路幅が6m以上ある。</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td>・ 公有地(市町村有地、県有地、国有地)である。 ・ 地域市民との関係性が良好な土地である。 ・ (私有地である場合)地権者の数が少ない土地である。</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>・ 面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)</td> </tr> <tr> <td>周辺の土地利用</td> <td>・ 周辺が住宅地ではない。 ・ 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。 ・ 企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である。</td> </tr> <tr> <td>土地利用の規制</td> <td>・ 法律等により土地の利用が規制されていない。 ・ 災害時の他用途との整合(避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地等との競合)</td> </tr> <tr> <td>輸送ルート</td> <td>・ 緊急輸送路に近い。</td> </tr> <tr> <td>土地の形状</td> <td>・ 起伏のない平坦地である。 ・ 変則形状の土地ではない。</td> </tr> <tr> <td>土地の基盤整備の状況</td> <td>・ 地盤が硬い。 ・ アスファルト敷きである。 ・ 暗渠排水管が存在していない。</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>・ 消火用の水を確保できる場所である。 ・ 電力を確保できる場所である。</td> </tr> <tr> <td>被災考慮</td> <td>・ 各種災害(洪水、土石流等)の被災エリアではない。 ・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要</td> </tr> <tr> <td>地域防災計画での位置づけ有無</td> <td>・ 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主に発災後に考慮する必要がある事項</td> <td>使用期間</td> <td>・ 長く使用することが可能</td> </tr> <tr> <td>再被害防止</td> <td>・ 二次災害の防止</td> </tr> <tr> <td>仮置場の配置</td> <td>・ 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。</td> </tr> <tr> <td>被災地との距離</td> <td>・ できる限り被害が大きい地域への配置(被災地の近く)</td> </tr> </tbody> </table>		考慮事項	項目	留意点	主に平常時に考慮する必要がある事項	土壌情報	・ 土壌汚染の有無。(必要に応じて、ボーリング調査も行う。)	立地条件	・ 河川敷ではない。	前面道路幅	・ 前面道路幅が6m以上ある。	所有者	・ 公有地(市町村有地、県有地、国有地)である。 ・ 地域市民との関係性が良好な土地である。 ・ (私有地である場合)地権者の数が少ない土地である。	面積	・ 面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)	周辺の土地利用	・ 周辺が住宅地ではない。 ・ 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。 ・ 企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である。	土地利用の規制	・ 法律等により土地の利用が規制されていない。 ・ 災害時の他用途との整合(避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地等との競合)	輸送ルート	・ 緊急輸送路に近い。	土地の形状	・ 起伏のない平坦地である。 ・ 変則形状の土地ではない。	土地の基盤整備の状況	・ 地盤が硬い。 ・ アスファルト敷きである。 ・ 暗渠排水管が存在していない。	設備	・ 消火用の水を確保できる場所である。 ・ 電力を確保できる場所である。	被災考慮	・ 各種災害(洪水、土石流等)の被災エリアではない。 ・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要	地域防災計画での位置づけ有無	・ 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。	主に発災後に考慮する必要がある事項	使用期間	・ 長く使用することが可能	再被害防止	・ 二次災害の防止	仮置場の配置	・ 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。	被災地との距離	・ できる限り被害が大きい地域への配置(被災地の近く)
考慮事項	項目	留意点																																							
主に平常時に考慮する必要がある事項	土壌情報	・ 土壌汚染の有無。(必要に応じて、ボーリング調査も行う。)																																							
	立地条件	・ 河川敷ではない。																																							
	前面道路幅	・ 前面道路幅が6m以上ある。																																							
	所有者	・ 公有地(市町村有地、県有地、国有地)である。 ・ 地域市民との関係性が良好な土地である。 ・ (私有地である場合)地権者の数が少ない土地である。																																							
	面積	・ 面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)																																							
	周辺の土地利用	・ 周辺が住宅地ではない。 ・ 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。 ・ 企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である。																																							
	土地利用の規制	・ 法律等により土地の利用が規制されていない。 ・ 災害時の他用途との整合(避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地等との競合)																																							
	輸送ルート	・ 緊急輸送路に近い。																																							
	土地の形状	・ 起伏のない平坦地である。 ・ 変則形状の土地ではない。																																							
	土地の基盤整備の状況	・ 地盤が硬い。 ・ アスファルト敷きである。 ・ 暗渠排水管が存在していない。																																							
	設備	・ 消火用の水を確保できる場所である。 ・ 電力を確保できる場所である。																																							
	被災考慮	・ 各種災害(洪水、土石流等)の被災エリアではない。 ・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要																																							
	地域防災計画での位置づけ有無	・ 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。																																							
	主に発災後に考慮する必要がある事項	使用期間	・ 長く使用することが可能																																						
再被害防止		・ 二次災害の防止																																							
仮置場の配置		・ 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。																																							
被災地との距離		・ できる限り被害が大きい地域への配置(被災地の近く)																																							
配置略図等																																									
出典、URL等	<p>印西市災害廃棄物処理計画 (R5.3 改定)</p> <p><a href="https://www.city.inzai.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6581/honpen.pdf">https://www.city.inzai.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6581/honpen.pdf</a></p>																																								

仮置場配置事例	No. 6 (印西市災害廃棄物処理計画②)	千葉県																																																		
災害名	水害																																																			
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他( 緊急仮置場 )																																																			
仮置場の設置場所	<p>●選定方針(地震災害と同様)</p> <table border="1" data-bbox="464 376 1230 1064"> <thead> <tr> <th>考慮事項</th> <th>項目</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">主に平常時に考慮する必要がある事項</td> <td>土壌情報</td> <td>・ 土壌汚染の有無。(必要に応じて、ボーリング調査も行う。)</td> </tr> <tr> <td>立地条件</td> <td>・ 河川敷ではない。</td> </tr> <tr> <td>前面道路幅</td> <td>・ 前面道路幅が6m以上ある。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所有者</td> <td>・ 公有地(市町村有地、県有地、国有地)である。</td> </tr> <tr> <td>・ 地域市民との関係性が良好な土地である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">面積</td> <td>・ (私有地である場合)地権者の数が少ない土地である。</td> </tr> <tr> <td>・ 面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺の土地利用</td> <td>・ 周辺が住宅地ではない。</td> </tr> <tr> <td>・ 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。</td> </tr> <tr> <td>・ 企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地利用の規制</td> <td>・ 法律等により土地利用が規制されていない。</td> </tr> <tr> <td>・ 災害時の他用途との整合(避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地等との競合)</td> </tr> <tr> <td>輸送ルート</td> <td>・ 緊急輸送路に近い。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地の形状</td> <td>・ 起伏のない平坦地である。</td> </tr> <tr> <td>・ 変則形状の土地ではない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地の基盤整備の状況</td> <td>・ 地盤が硬い。</td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト敷きである。</td> </tr> <tr> <td>・ 暗渠排水管が存在していない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td>・ 消火用の水を確保できる場所である。</td> </tr> <tr> <td>・ 電力を確保できる場所である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被災考慮</td> <td>・ 各種災害(洪水、土石流等)の被災エリアではない。</td> </tr> <tr> <td>・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域防災計画での位置づけ有無</td> <td>・ 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。</td> </tr> <tr> <td>・ 道路開閉の順位が高い。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主に発災後に考慮する必要がある事項</td> <td>使用期間</td> <td>・ 長く使用することが可能</td> </tr> <tr> <td>再被害防止</td> <td>・ 二次災害の防止</td> </tr> <tr> <td>仮置場の配置</td> <td>・ 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。</td> </tr> <tr> <td>被災地との距離</td> <td>・ できる限り被害が大きい地域への配置(被災地の近く)</td> </tr> </tbody> </table>		考慮事項	項目	留意点	主に平常時に考慮する必要がある事項	土壌情報	・ 土壌汚染の有無。(必要に応じて、ボーリング調査も行う。)	立地条件	・ 河川敷ではない。	前面道路幅	・ 前面道路幅が6m以上ある。	所有者	・ 公有地(市町村有地、県有地、国有地)である。	・ 地域市民との関係性が良好な土地である。	面積	・ (私有地である場合)地権者の数が少ない土地である。	・ 面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)	周辺の土地利用	・ 周辺が住宅地ではない。	・ 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。	・ 企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である。	土地利用の規制	・ 法律等により土地利用が規制されていない。	・ 災害時の他用途との整合(避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地等との競合)	輸送ルート	・ 緊急輸送路に近い。	土地の形状	・ 起伏のない平坦地である。	・ 変則形状の土地ではない。	土地の基盤整備の状況	・ 地盤が硬い。	・ アスファルト敷きである。	・ 暗渠排水管が存在していない。	設備	・ 消火用の水を確保できる場所である。	・ 電力を確保できる場所である。	被災考慮	・ 各種災害(洪水、土石流等)の被災エリアではない。	・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要	地域防災計画での位置づけ有無	・ 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。	・ 道路開閉の順位が高い。	主に発災後に考慮する必要がある事項	使用期間	・ 長く使用することが可能	再被害防止	・ 二次災害の防止	仮置場の配置	・ 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。	被災地との距離	・ できる限り被害が大きい地域への配置(被災地の近く)
考慮事項	項目	留意点																																																		
主に平常時に考慮する必要がある事項	土壌情報	・ 土壌汚染の有無。(必要に応じて、ボーリング調査も行う。)																																																		
	立地条件	・ 河川敷ではない。																																																		
	前面道路幅	・ 前面道路幅が6m以上ある。																																																		
	所有者	・ 公有地(市町村有地、県有地、国有地)である。																																																		
		・ 地域市民との関係性が良好な土地である。																																																		
	面積	・ (私有地である場合)地権者の数が少ない土地である。																																																		
		・ 面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)																																																		
	周辺の土地利用	・ 周辺が住宅地ではない。																																																		
		・ 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。																																																		
		・ 企業活動等の市民の生業の妨げにならない場所である。																																																		
	土地利用の規制	・ 法律等により土地利用が規制されていない。																																																		
		・ 災害時の他用途との整合(避難場所、自衛隊集結地、ヘリコプターの臨時離発着場、仮設住宅建設地、消防機関の野営地等との競合)																																																		
	輸送ルート	・ 緊急輸送路に近い。																																																		
	土地の形状	・ 起伏のない平坦地である。																																																		
・ 変則形状の土地ではない。																																																				
土地の基盤整備の状況	・ 地盤が硬い。																																																			
	・ アスファルト敷きである。																																																			
	・ 暗渠排水管が存在していない。																																																			
設備	・ 消火用の水を確保できる場所である。																																																			
	・ 電力を確保できる場所である。																																																			
被災考慮	・ 各種災害(洪水、土石流等)の被災エリアではない。																																																			
	・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要																																																			
地域防災計画での位置づけ有無	・ 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。																																																			
	・ 道路開閉の順位が高い。																																																			
主に発災後に考慮する必要がある事項	使用期間	・ 長く使用することが可能																																																		
	再被害防止	・ 二次災害の防止																																																		
	仮置場の配置	・ 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。																																																		
	被災地との距離	・ できる限り被害が大きい地域への配置(被災地の近く)																																																		
配置略図等																																																				
出典、URL等	<p>印西市災害廃棄物処理計画 (R5.3 改定)  <a href="https://www.city.inzai.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6581/honpen.pdf">https://www.city.inzai.lg.jp/cmsfiles/contents/0000006/6581/honpen.pdf</a></p>																																																			

仮置場配置事例	No. 7 (南魚沼市災害廃棄物処理計画)		新潟県																																																																		
災害名	地震・風水害・その他自然災害																																																																				
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他(市民仮置場) ↳一次集積所 ↳二次集積所																																																																				
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <table border="1" data-bbox="491 427 1182 958"> <tr> <th colspan="2">共通事項</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>仮置場の候補地は、自衛隊の野営場や応急仮設住宅の建設地に優先的に利用されることを踏まえて選定する。なお、応急仮設住宅は、市民仮置場として数か月使用したあと、廃棄物をすべて搬出した土地を利用して建設することもできることに留意する。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>候補地の選定にあたっては、あらかじめ地元住民と調整を行う。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>病院、学校、水源などに近接する場所は避ける。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域を選定する。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">公園、駐車場</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>公園や駐車場を候補地とする場合は、指定避難所や指定緊急難場所となっていないか確認する。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>公園については、仮置場利用後の復旧を踏まえて、鉄板や遮水シートの敷設などを行う。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">未利用工場地等</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>工場跡地や建設予定地などの未利用工場地は、広いスペースを確保することができるため、今後の土地利用計画を踏まえて利用を検討する。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>民有地を仮置場とする場合は、借上げや復旧方法について調整を行う。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">国・県・市の未利用地</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>公有地の遊休地や埋立跡地などで必要な面積が確保できる場合には、積極的に候補地として選定する。</td> </tr> </table> <p>●候補地</p> <table border="1" data-bbox="491 1003 1182 1272"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積(㎡)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和地域</td> <td>旧水無原公共用地</td> <td>茗荷沢 1033-4</td> <td>6,355</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和地域</td> <td>国際大学学校用地</td> <td>国際町 470</td> <td>20,000</td> <td>民有地</td> </tr> <tr> <td>六日町地域</td> <td>新堀新田最終処分場</td> <td>新堀新田 629-439</td> <td>16,329</td> <td></td> </tr> <tr> <td>六日町地域</td> <td>旧西五十沢小学校用地</td> <td>宮村下新田 221-1</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩沢地域</td> <td>今泉記念館憩いの広場</td> <td>下一日市 855</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和地域</td> <td>茗荷沢地内公共用地</td> <td>茗荷沢 1472-87</td> <td>4,810</td> <td>障害物集積所</td> </tr> <tr> <td>六日町地域</td> <td>宮最終処分場</td> <td>宮 168-1</td> <td>1,892</td> <td>障害物集積所</td> </tr> </tbody> </table>			共通事項		・	仮置場の候補地は、自衛隊の野営場や応急仮設住宅の建設地に優先的に利用されることを踏まえて選定する。なお、応急仮設住宅は、市民仮置場として数か月使用したあと、廃棄物をすべて搬出した土地を利用して建設することもできることに留意する。	・	候補地の選定にあたっては、あらかじめ地元住民と調整を行う。	・	病院、学校、水源などに近接する場所は避ける。	・	二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域を選定する。	公園、駐車場		・	公園や駐車場を候補地とする場合は、指定避難所や指定緊急難場所となっていないか確認する。	・	公園については、仮置場利用後の復旧を踏まえて、鉄板や遮水シートの敷設などを行う。	未利用工場地等		・	工場跡地や建設予定地などの未利用工場地は、広いスペースを確保することができるため、今後の土地利用計画を踏まえて利用を検討する。	・	民有地を仮置場とする場合は、借上げや復旧方法について調整を行う。	国・県・市の未利用地		・	公有地の遊休地や埋立跡地などで必要な面積が確保できる場合には、積極的に候補地として選定する。	地域	名称	所在地	面積(㎡)	備考	大和地域	旧水無原公共用地	茗荷沢 1033-4	6,355		大和地域	国際大学学校用地	国際町 470	20,000	民有地	六日町地域	新堀新田最終処分場	新堀新田 629-439	16,329		六日町地域	旧西五十沢小学校用地	宮村下新田 221-1	7,000		塩沢地域	今泉記念館憩いの広場	下一日市 855	5,000		大和地域	茗荷沢地内公共用地	茗荷沢 1472-87	4,810	障害物集積所	六日町地域	宮最終処分場	宮 168-1	1,892	障害物集積所
共通事項																																																																					
・	仮置場の候補地は、自衛隊の野営場や応急仮設住宅の建設地に優先的に利用されることを踏まえて選定する。なお、応急仮設住宅は、市民仮置場として数か月使用したあと、廃棄物をすべて搬出した土地を利用して建設することもできることに留意する。																																																																				
・	候補地の選定にあたっては、あらかじめ地元住民と調整を行う。																																																																				
・	病院、学校、水源などに近接する場所は避ける。																																																																				
・	二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域を選定する。																																																																				
公園、駐車場																																																																					
・	公園や駐車場を候補地とする場合は、指定避難所や指定緊急難場所となっていないか確認する。																																																																				
・	公園については、仮置場利用後の復旧を踏まえて、鉄板や遮水シートの敷設などを行う。																																																																				
未利用工場地等																																																																					
・	工場跡地や建設予定地などの未利用工場地は、広いスペースを確保することができるため、今後の土地利用計画を踏まえて利用を検討する。																																																																				
・	民有地を仮置場とする場合は、借上げや復旧方法について調整を行う。																																																																				
国・県・市の未利用地																																																																					
・	公有地の遊休地や埋立跡地などで必要な面積が確保できる場合には、積極的に候補地として選定する。																																																																				
地域	名称	所在地	面積(㎡)	備考																																																																	
大和地域	旧水無原公共用地	茗荷沢 1033-4	6,355																																																																		
大和地域	国際大学学校用地	国際町 470	20,000	民有地																																																																	
六日町地域	新堀新田最終処分場	新堀新田 629-439	16,329																																																																		
六日町地域	旧西五十沢小学校用地	宮村下新田 221-1	7,000																																																																		
塩沢地域	今泉記念館憩いの広場	下一日市 855	5,000																																																																		
大和地域	茗荷沢地内公共用地	茗荷沢 1472-87	4,810	障害物集積所																																																																	
六日町地域	宮最終処分場	宮 168-1	1,892	障害物集積所																																																																	
配置略図等	<p>■市民仮置場</p> <p>●設置時の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の地面については、汚水が土壌へ浸透することを防ぐために、仮舗装の実施や鉄板・遮水シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討する。</li> <li>災害廃棄物の飛散の恐れがある場合は、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置又はフレコンバッグに保管するなどの対応を検討する。</li> <li>仮置場では、その後の処理や再資源化を見据えて、可能な限り分別が行えるような配置を行う。(右図)</li> <li>民有地を借地する場合は、借地契約、土壌分析、土壌分析、立会及び返還(返却)の際のルールを定めておく。(右表)</li> </ul> <div data-bbox="858 1294 1417 1594"> </div> <table border="1" data-bbox="858 1601 1417 1845"> <tr> <td>・</td> <td>返却時に土地をどの時点の状態に原状回復するか、土地所有者と協議する。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>土地をいつまで借りることができるか。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>土地の賃借料をいくらにするか。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>仮置場として使用する前に、土地所有者立会いの下で土地の現況写真を撮影し保管する。</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>使用前の状態の表層土壌を採取し保管する。土地使用後に土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染の有無についてのデータとして利用する。</td> </tr> </table>			・	返却時に土地をどの時点の状態に原状回復するか、土地所有者と協議する。	・	土地をいつまで借りることができるか。	・	土地の賃借料をいくらにするか。	・	仮置場として使用する前に、土地所有者立会いの下で土地の現況写真を撮影し保管する。	・	使用前の状態の表層土壌を採取し保管する。土地使用後に土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染の有無についてのデータとして利用する。																																																								
・	返却時に土地をどの時点の状態に原状回復するか、土地所有者と協議する。																																																																				
・	土地をいつまで借りることができるか。																																																																				
・	土地の賃借料をいくらにするか。																																																																				
・	仮置場として使用する前に、土地所有者立会いの下で土地の現況写真を撮影し保管する。																																																																				
・	使用前の状態の表層土壌を採取し保管する。土地使用後に土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染の有無についてのデータとして利用する。																																																																				
出典、URL等	南魚沼市災害廃棄物処理計画 (H28.12) <a href="https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/fs/1/1/6/7/9/3/_/saigaihaikibutsu.pdf">https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/fs/1/1/6/7/9/3/_/saigaihaikibutsu.pdf</a>																																																																				

仮置場配置事例	No. 8 (甲斐市災害廃棄物処理基本計画)	山梨県																
災害名	地震・風水害・雪害																	
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )																	
仮置場の設置場所	<p>●候補地（地域防災計画より）</p> <table border="1" data-bbox="459 383 1225 551"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜王地区</td> <td>西八幡管理地</td> <td>甲斐市西八幡 3097</td> <td>約 5,800 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>敷島地区</td> <td>敷島総合公園駐車場</td> <td>甲斐市牛匂 2814</td> <td>約 4,300 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>双葉地区</td> <td>双葉水辺公園駐車場</td> <td>甲斐市下今井 1136-7 先</td> <td>約 4,000 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>●追加候補地 避難地で避難の完了した公有地から順次仮置場とする。</p>		地区	名称	所在地	面積	竜王地区	西八幡管理地	甲斐市西八幡 3097	約 5,800 m <sup>2</sup>	敷島地区	敷島総合公園駐車場	甲斐市牛匂 2814	約 4,300 m <sup>2</sup>	双葉地区	双葉水辺公園駐車場	甲斐市下今井 1136-7 先	約 4,000 m <sup>2</sup>
地区	名称	所在地	面積															
竜王地区	西八幡管理地	甲斐市西八幡 3097	約 5,800 m <sup>2</sup>															
敷島地区	敷島総合公園駐車場	甲斐市牛匂 2814	約 4,300 m <sup>2</sup>															
双葉地区	双葉水辺公園駐車場	甲斐市下今井 1136-7 先	約 4,000 m <sup>2</sup>															
配置略図等	<p>●配置計画の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材・生等が大量の場合は、搬出または減容化のため、木質系対応の破砕機や仮設焼却炉の設置を検討します。</li> <li>・がれき類等の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破砕機の設置を検討します。</li> <li>・PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には注意します。</li> <li>・仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う必要があります。</li> <li>・市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策をとると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性を念頭に置いておきます。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できます。</li> </ul> <p>フェンスまたは飛散防止ネット</p> 																	
出典、URL等	<p>甲斐市災害廃棄物処理基本計画 (R5.3 改定)</p> <p><a href="https://www.city.kai.yamanashi.jp/material/files/group/12/saigaihaikibutu.pdf">https://www.city.kai.yamanashi.jp/material/files/group/12/saigaihaikibutu.pdf</a></p>																	

仮置場配置事例	No. 9 (安曇野市災害廃棄物処理計画)	長野県
災害名	地震・水害・その他自然災害	
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )	
仮置場の設置場所	<p>●平常時の候補地選定の考慮事項 (市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引きより)                      &lt;選定を避けるべき場所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。</li> <li>・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。</li> <li>・土壌汚染のおそれがあるため、農地はできるだけ避ける。</li> <li>・水害による災害廃棄物は、汚水を発生するおそれがあることから水源に留意し、近接する場所を避ける。</li> <li>・浸水想定区域等を避ける。(市町村が策定したハザードマップを参照すること)</li> <li>・二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破碎選別、焼却処理を行う場合があるため、周辺環境へ影響を考慮して選定する。</li> </ul> <p>&lt;候補地の絞り込み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保する。</li> <li>・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地。</li> <li>・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地 (借り上げ)。</li> <li>・候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。</li> <li>・効率的な搬出入ルート、必要な道路幅員を確保する。</li> <li>・敷地の搬入・通行路は、大型車が走行できるようコンクリートまたはアスファルト敷が好ましい。</li> <li>・長期間使用できることが好ましい。</li> <li>・必要な消火用水、仮設処理施設の電源・水源が確保できることが好ましい。</li> <li>・ごみ処理施設の周辺を候補地とする場合は、道路渋滞が発生し、廃棄物の搬入出に支障が出ないか確認する。</li> </ul> <p>●災害発生時の選定方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①平常時に選定した仮置場候補地が使用できるか検討します。 (仮置場候補地や周辺道路の被災状況、仮置場候補地の他の用途での利用有無)</li> <li>②仮置場候補地の所有者や管轄部署と使用する期間や条件を確認します。</li> <li>③仮置場候補地の現地確認を行います。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性について説明し、理解を得た上で設置します。</li> <li>・仮設処理施設の設置等により二次仮置場が必要となる場合、そのための用地を確保します。</li> <li>・仮置場が不足する事態とならないように土地を確保し、運用します。</li> </ul> </li> </ol>	
配置略図等	<p>●レイアウトの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化します。</li> <li>・災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めます。</li> <li>・出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにします。</li> </ul> 	
出典、URL等	安曇野市災害廃棄物処理計画 (H30.3) <a href="https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/29787.pdf">https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/29787.pdf</a>	

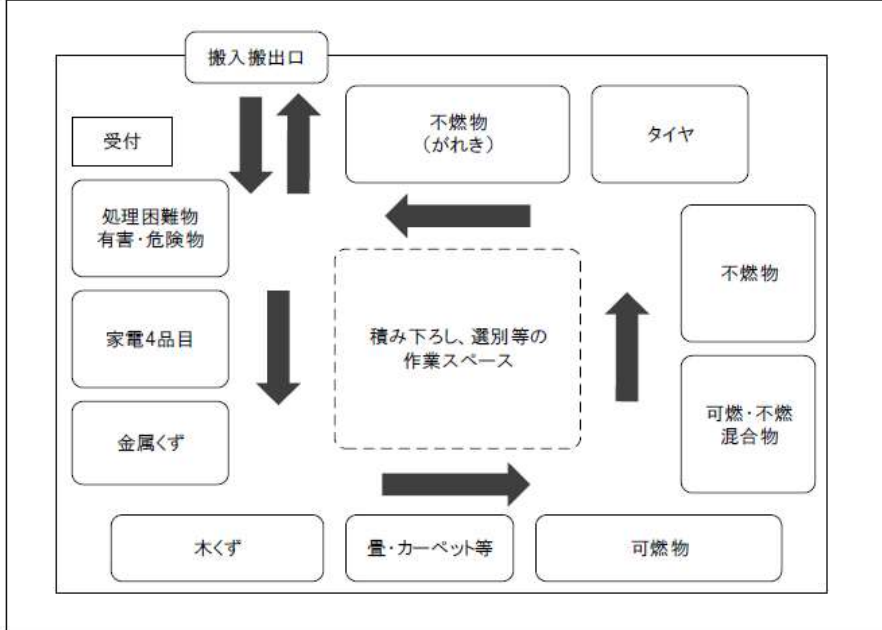
仮置場配置事例	No. 10 (瑞穂市災害廃棄物処理計画)		岐阜県																																																																																													
災害名	地震・水害																																																																																															
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )																																																																																															
仮置場の設置場所	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p><b>●選定方針</b></p> <p>発災後、災害対策本部へ報告された被害状況から、災害廃棄物発生量と仮置場必要面積を推計し、仮置場を確保します。</p> <p>仮置場の確保にあたっては、平時に選定した仮置場を基本としますが、災害時は落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて見直します。</p> <p>なお、前述した候補地を活用しても必要面積に満たない場合は、県が策定した国有地及び県有地のリストから仮置場の候補地を確保するとともに、それでも必要面積に満たないときには、民有地の購入または借用によって、仮置場を確保します。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p><b>●候補地</b></p> <table border="1" data-bbox="774 369 1433 992"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">優先度*</th> </tr> <tr> <th>一次</th> <th>二次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>美来の森</td><td>十九条 510-1 他</td><td>4,600</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>2</td><td>巢南集積場</td><td>居倉字河原 840-1 他</td><td>3,000</td><td>◎</td><td>—</td></tr> <tr><td>3</td><td>横屋最終処分場跡地</td><td>横屋字下吹地内</td><td>2,200</td><td>△</td><td>—</td></tr> <tr><td>4</td><td>大月ストックヤード</td><td>大月字堂先 1128 他</td><td>5,300</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>5</td><td>馬場公園</td><td>馬場上光町 2丁目 107</td><td>3,600</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>6</td><td>中ふれあい広場</td><td>美江寺 276</td><td>8,700</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>7</td><td>穂積グラウンド</td><td>稲里 452-1</td><td>16,100</td><td>◎</td><td>—</td></tr> <tr><td>8</td><td>穂積第2グラウンド</td><td>稲里 607-1</td><td>5,200</td><td>△</td><td>—</td></tr> <tr><td>9</td><td>生津ふれあい広場</td><td>生津 223-1</td><td>32,800</td><td>◎</td><td>○</td></tr> <tr><td>10</td><td>中山道大月多目的広場</td><td>大月地内</td><td>20,000</td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr><td>11</td><td>野田公園</td><td>野田新田字番屋口 4025</td><td>1,900</td><td>△</td><td>—</td></tr> <tr><td>12</td><td>野口公園</td><td>穂積字野口 947-1</td><td>1,900</td><td>△</td><td>—</td></tr> <tr><td>13</td><td>井場公園</td><td>別府井場三ノ町 1599-1</td><td>2,400</td><td>△</td><td>—</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>107,700</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>				No.	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	優先度*		一次	二次	1	美来の森	十九条 510-1 他	4,600	○	—	2	巢南集積場	居倉字河原 840-1 他	3,000	◎	—	3	横屋最終処分場跡地	横屋字下吹地内	2,200	△	—	4	大月ストックヤード	大月字堂先 1128 他	5,300	○	—	5	馬場公園	馬場上光町 2丁目 107	3,600	○	—	6	中ふれあい広場	美江寺 276	8,700	○	—	7	穂積グラウンド	稲里 452-1	16,100	◎	—	8	穂積第2グラウンド	稲里 607-1	5,200	△	—	9	生津ふれあい広場	生津 223-1	32,800	◎	○	10	中山道大月多目的広場	大月地内	20,000	○	◎	11	野田公園	野田新田字番屋口 4025	1,900	△	—	12	野口公園	穂積字野口 947-1	1,900	△	—	13	井場公園	別府井場三ノ町 1599-1	2,400	△	—	合計			107,700	—	—
No.	名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	優先度*																																																																																												
				一次	二次																																																																																											
1	美来の森	十九条 510-1 他	4,600	○	—																																																																																											
2	巢南集積場	居倉字河原 840-1 他	3,000	◎	—																																																																																											
3	横屋最終処分場跡地	横屋字下吹地内	2,200	△	—																																																																																											
4	大月ストックヤード	大月字堂先 1128 他	5,300	○	—																																																																																											
5	馬場公園	馬場上光町 2丁目 107	3,600	○	—																																																																																											
6	中ふれあい広場	美江寺 276	8,700	○	—																																																																																											
7	穂積グラウンド	稲里 452-1	16,100	◎	—																																																																																											
8	穂積第2グラウンド	稲里 607-1	5,200	△	—																																																																																											
9	生津ふれあい広場	生津 223-1	32,800	◎	○																																																																																											
10	中山道大月多目的広場	大月地内	20,000	○	◎																																																																																											
11	野田公園	野田新田字番屋口 4025	1,900	△	—																																																																																											
12	野口公園	穂積字野口 947-1	1,900	△	—																																																																																											
13	井場公園	別府井場三ノ町 1599-1	2,400	△	—																																																																																											
合計			107,700	—	—																																																																																											

仮置場配置事例	No. 11 (島田市災害廃棄物処理計画) <span style="float: right;">静岡県</span>
災 害 名	地震・津波
仮 置 場 種 類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <p>① 推計廃棄物発生量からそれを仮置きできる必要な面積が確保できること。</p> <p>② 重機による作業ができる広さが確保できること。</p> <p>③ 廃棄物の搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有すること。</p> <p>④ 保管期間が長期に及ぶ場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。</p> <p>⑤ 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接しないこと。</p> <p>⑥ 近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保できること。</p> <p>⑦ 避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避けること。</p>
配 置 略 図 等	記載なし
出典、URL等	島田市災害廃棄物処理計画 (H29.3) <a href="https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/9/8/4/0/8/_/keikaku.pdf">https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/9/8/4/0/8/_/keikaku.pdf</a>

仮置場配置事例	No. 12 (袋井市災害廃棄物処理計画)		静岡県																																																																																								
災害名	地震・津波																																																																																										
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )																																																																																										
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <p>仮置場候補地は、公有地の利用を基本とし、県計画及び「静岡県災害廃棄物処理計画参考資料」の留意事項等を考慮し、面積、地形等の物理的条件によって絞りこみを行った。</p> <table border="1" data-bbox="608 495 1278 1301"> <thead> <tr> <th colspan="4">仮置場として優先的に利用可能な候補地 (優先度A)</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>敷地面積 (ha)</th> <th>所在区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 1</td> <td>春岡多目的広場</td> <td>4.09</td> <td>北部地区</td> </tr> <tr> <td>A 2</td> <td>豊沢の丘公園</td> <td>1.49</td> <td>中部地区</td> </tr> <tr> <td>A 3</td> <td>中遠クリーンセンター多目的広場</td> <td>0.95</td> <td>南部地区</td> </tr> <tr> <td>A 4</td> <td>旧浅羽B&amp;G駐車場</td> <td>0.59</td> <td>南部地区</td> </tr> <tr> <td>A 5</td> <td>浅羽球技場</td> <td>1.41</td> <td>南部地区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>8.53</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="4">災害時の他目的利用との調整や土地造成等が必要な候補地 (優先度B)</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>敷地面積 (ha)</th> <th>所在区域</th> </tr> <tr> <td>B 1</td> <td>みつかわ夢の丘公園</td> <td>2.64</td> <td>北部地区</td> </tr> <tr> <td>B 2</td> <td>豊沢の丘防災広場</td> <td>0.75</td> <td>中部地区</td> </tr> <tr> <td>B 3</td> <td>中遠広域事務組合 宇刈処分場</td> <td>2.19</td> <td>北部地区</td> </tr> <tr> <td>B 4</td> <td>市有地 (雇用促進住宅地北側ほか)</td> <td>1.14</td> <td>北部地区 : 0.64 ha 中部地区 : 0.5 ha</td> </tr> <tr> <td>B 5</td> <td>市内公園</td> <td>9.87</td> <td>北部地区 : 3.28ha 中部地区 : 2.80ha 南部地区 : 3.79ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>16.59</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="4">災害の規模、内容により特例的な利用を承認された場合に利用交渉できる候補地 (優先度C)</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>敷地面積 (ha)</th> <th>所在区域</th> </tr> <tr> <td>C 1</td> <td>市内民有地 (遊休地ほか)</td> <td>26.56</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td>C 2</td> <td>市内林野等</td> <td>21.54</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>48.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>73.22ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			仮置場として優先的に利用可能な候補地 (優先度A)				No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域	A 1	春岡多目的広場	4.09	北部地区	A 2	豊沢の丘公園	1.49	中部地区	A 3	中遠クリーンセンター多目的広場	0.95	南部地区	A 4	旧浅羽B&G駐車場	0.59	南部地区	A 5	浅羽球技場	1.41	南部地区	小計		8.53		災害時の他目的利用との調整や土地造成等が必要な候補地 (優先度B)				No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域	B 1	みつかわ夢の丘公園	2.64	北部地区	B 2	豊沢の丘防災広場	0.75	中部地区	B 3	中遠広域事務組合 宇刈処分場	2.19	北部地区	B 4	市有地 (雇用促進住宅地北側ほか)	1.14	北部地区 : 0.64 ha 中部地区 : 0.5 ha	B 5	市内公園	9.87	北部地区 : 3.28ha 中部地区 : 2.80ha 南部地区 : 3.79ha	小計		16.59		災害の規模、内容により特例的な利用を承認された場合に利用交渉できる候補地 (優先度C)				No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域	C 1	市内民有地 (遊休地ほか)	26.56	市内全域	C 2	市内林野等	21.54	市内全域	小計		48.10		合計		73.22ha	
仮置場として優先的に利用可能な候補地 (優先度A)																																																																																											
No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域																																																																																								
A 1	春岡多目的広場	4.09	北部地区																																																																																								
A 2	豊沢の丘公園	1.49	中部地区																																																																																								
A 3	中遠クリーンセンター多目的広場	0.95	南部地区																																																																																								
A 4	旧浅羽B&G駐車場	0.59	南部地区																																																																																								
A 5	浅羽球技場	1.41	南部地区																																																																																								
小計		8.53																																																																																									
災害時の他目的利用との調整や土地造成等が必要な候補地 (優先度B)																																																																																											
No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域																																																																																								
B 1	みつかわ夢の丘公園	2.64	北部地区																																																																																								
B 2	豊沢の丘防災広場	0.75	中部地区																																																																																								
B 3	中遠広域事務組合 宇刈処分場	2.19	北部地区																																																																																								
B 4	市有地 (雇用促進住宅地北側ほか)	1.14	北部地区 : 0.64 ha 中部地区 : 0.5 ha																																																																																								
B 5	市内公園	9.87	北部地区 : 3.28ha 中部地区 : 2.80ha 南部地区 : 3.79ha																																																																																								
小計		16.59																																																																																									
災害の規模、内容により特例的な利用を承認された場合に利用交渉できる候補地 (優先度C)																																																																																											
No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域																																																																																								
C 1	市内民有地 (遊休地ほか)	26.56	市内全域																																																																																								
C 2	市内林野等	21.54	市内全域																																																																																								
小計		48.10																																																																																									
合計		73.22ha																																																																																									
配置略図等																																																																																											
出典、URL等	<p>袋井市災害廃棄物処理計画 (H30.3)</p> <p><a href="https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/material/files/group/52/saigaihaikibutu.pdf">https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/material/files/group/52/saigaihaikibutu.pdf</a></p>																																																																																										

仮置場配置事例	No. 13	(大府市災害廃棄物処理計画)	愛知県																																																																																								
災害名	地震・津波																																																																																										
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )																																																																																										
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <p>(1) 水源や病院・学校等に近接していないこと。</p> <p>(2) 搬入に便利で災害廃棄物の搬入・搬出車両や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有すること。</p> <p>(3) 中間処理機材等の設置・使用に支障がなく、仮置場における重機による廃棄物の積み上げや選別などの作業、再資源化処理に必要な仮設処理施設の設置が可能な面積を有すること。</p> <p>(4) 中長期の使用ができること。</p> <p>(5) 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと。</p> <p>(6) 仮置き、処理・処分時の環境汚染対策が行いやすい地形・地質であること。</p> <p>(7) 騒音、粉塵などの発生により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しないよう十分な距離を有し、飛散防止・安全管理が容易であること。</p> <p>●候補地</p> <p>(1) 災害応急復旧用オープンスペース候補地</p> <p style="text-align: right;">(面積：㎡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">候補地名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="3">利用可能面積</th> </tr> <tr> <th>優先度</th> <th>係数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>江端公園</td> <td>江端町四丁目118</td> <td>3,118</td> <td>◎</td> <td>0.5</td> <td>1,559</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>二ツ池公園グラウンド</td> <td>横根町名高山75</td> <td>6,400</td> <td>◎</td> <td>0.5</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大府みどり公園駐車場</td> <td>北崎町大根2の193</td> <td>5,072</td> <td>◎</td> <td>0.5</td> <td>2,536</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>横根グラウンド</td> <td>横根町平地1の3</td> <td>15,417</td> <td>○</td> <td>0.25</td> <td>3,854</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>横根多目的グラウンド</td> <td>横根町平地211</td> <td>10,011</td> <td>◎</td> <td>1</td> <td>10,011</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>40,018</td> <td></td> <td></td> <td>21,160</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「大府市地域防災計画（資料編）」（平成28年度修正、大府市）</p> <p>(2) 仮置場として協力可能なスペース</p> <p style="text-align: right;">(面積：㎡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>氏名・名称</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>全体面積</th> <th>協力可能な面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東部知多衛生組合</td> <td>大東最終処分場</td> <td>大東町五丁目108</td> <td>8,370</td> <td>8,370</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東部知多衛生組合</td> <td>洲崎最終処分場</td> <td>東浦町大字森岡字洲崎地内</td> <td>6,856</td> <td>6,856</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>東部知多衛生組合</td> <td>東部知多浄化センター</td> <td>東浦町大字森岡字三州道41</td> <td>3,840</td> <td>3,456</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>オオブユニティ㈱</td> <td>長峯最終処分場</td> <td>宮内町七丁目地内</td> <td>14,313</td> <td>5,725</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>33,379</td> <td>24,407</td> </tr> </tbody> </table>			No.	候補地名称	所在地	面積	利用可能面積			優先度	係数	合計	1	江端公園	江端町四丁目118	3,118	◎	0.5	1,559	2	二ツ池公園グラウンド	横根町名高山75	6,400	◎	0.5	3,200	3	大府みどり公園駐車場	北崎町大根2の193	5,072	◎	0.5	2,536	4	横根グラウンド	横根町平地1の3	15,417	○	0.25	3,854	5	横根多目的グラウンド	横根町平地211	10,011	◎	1	10,011	合計			40,018			21,160	No.	氏名・名称	施設名称	所在地	全体面積	協力可能な面積	1	東部知多衛生組合	大東最終処分場	大東町五丁目108	8,370	8,370	2	東部知多衛生組合	洲崎最終処分場	東浦町大字森岡字洲崎地内	6,856	6,856	3	東部知多衛生組合	東部知多浄化センター	東浦町大字森岡字三州道41	3,840	3,456	4	オオブユニティ㈱	長峯最終処分場	宮内町七丁目地内	14,313	5,725	合計				33,379	24,407
No.	候補地名称	所在地	面積					利用可能面積																																																																																			
				優先度	係数	合計																																																																																					
1	江端公園	江端町四丁目118	3,118	◎	0.5	1,559																																																																																					
2	二ツ池公園グラウンド	横根町名高山75	6,400	◎	0.5	3,200																																																																																					
3	大府みどり公園駐車場	北崎町大根2の193	5,072	◎	0.5	2,536																																																																																					
4	横根グラウンド	横根町平地1の3	15,417	○	0.25	3,854																																																																																					
5	横根多目的グラウンド	横根町平地211	10,011	◎	1	10,011																																																																																					
合計			40,018			21,160																																																																																					
No.	氏名・名称	施設名称	所在地	全体面積	協力可能な面積																																																																																						
1	東部知多衛生組合	大東最終処分場	大東町五丁目108	8,370	8,370																																																																																						
2	東部知多衛生組合	洲崎最終処分場	東浦町大字森岡字洲崎地内	6,856	6,856																																																																																						
3	東部知多衛生組合	東部知多浄化センター	東浦町大字森岡字三州道41	3,840	3,456																																																																																						
4	オオブユニティ㈱	長峯最終処分場	宮内町七丁目地内	14,313	5,725																																																																																						
合計				33,379	24,407																																																																																						
配置略図等	記載なし																																																																																										
出典、URL等	大府市災害廃棄物処理計画（R2.11改定） <a href="https://www.city.obu.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/805/saigaihaikibutsu_202011.pdf">https://www.city.obu.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/805/saigaihaikibutsu_202011.pdf</a>																																																																																										

仮置場配置事例	No. 14 (知多市災害廃棄物処理計画)	愛知県																														
災害名	地震・風水害・その他の自然災害																															
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他(集積場)																															
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <table border="1" data-bbox="470 376 1104 795"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>選定条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>重機による廃棄物の積み上げ、選別等の作業が可能な面積を有すること。</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域ではないこと。</li> <li>土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域ではないこと。</li> <li>文化財ではないこと。</li> <li>応急仮設住宅建設予定地ではないこと。</li> <li>避難所に指定されていないこと。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>周辺条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>重機による廃棄物の積み上げ、選別作業時の騒音及び粉じん等により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しない十分な距離が確保できること。</li> <li>水源、病院、学校等に近接していないこと。</li> <li>住宅密集地ではないこと。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>車両交通条件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の搬入出車両や作業用重機等の進入路が確保できること。</li> <li>主要道路からの搬入及び搬出がしやすいこと。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管期間が長期の場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>●候補地</p> <table border="1" data-bbox="470 862 1157 1048"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東鴻之巣最終処分場</td> <td>八幡字東鴻之巣 36-2</td> <td>12,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姥山広場</td> <td>新舞子字姥山 2-1</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江口グラウンドの一部</td> <td>日長字江口地内</td> <td>6,200</td> <td>ガードパイプより北側</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ西側空地</td> <td>南浜町 22-1</td> <td>6,600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	選定条件	用地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>重機による廃棄物の積み上げ、選別等の作業が可能な面積を有すること。</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域ではないこと。</li> <li>土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域ではないこと。</li> <li>文化財ではないこと。</li> <li>応急仮設住宅建設予定地ではないこと。</li> <li>避難所に指定されていないこと。</li> </ul>	周辺条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>重機による廃棄物の積み上げ、選別作業時の騒音及び粉じん等により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しない十分な距離が確保できること。</li> <li>水源、病院、学校等に近接していないこと。</li> <li>住宅密集地ではないこと。</li> </ul>	車両交通条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の搬入出車両や作業用重機等の進入路が確保できること。</li> <li>主要道路からの搬入及び搬出がしやすいこと。</li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管期間が長期の場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。</li> </ul>	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	備考	東鴻之巣最終処分場	八幡字東鴻之巣 36-2	12,400		姥山広場	新舞子字姥山 2-1	7,000		江口グラウンドの一部	日長字江口地内	6,200	ガードパイプより北側	リサイクルプラザ西側空地	南浜町 22-1	6,600	
区分	選定条件																															
用地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>重機による廃棄物の積み上げ、選別等の作業が可能な面積を有すること。</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域ではないこと。</li> <li>土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域ではないこと。</li> <li>文化財ではないこと。</li> <li>応急仮設住宅建設予定地ではないこと。</li> <li>避難所に指定されていないこと。</li> </ul>																															
周辺条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>重機による廃棄物の積み上げ、選別作業時の騒音及び粉じん等により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しない十分な距離が確保できること。</li> <li>水源、病院、学校等に近接していないこと。</li> <li>住宅密集地ではないこと。</li> </ul>																															
車両交通条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の搬入出車両や作業用重機等の進入路が確保できること。</li> <li>主要道路からの搬入及び搬出がしやすいこと。</li> </ul>																															
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管期間が長期の場合も想定し、中長期にわたる使用ができること。</li> </ul>																															
名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	備考																													
東鴻之巣最終処分場	八幡字東鴻之巣 36-2	12,400																														
姥山広場	新舞子字姥山 2-1	7,000																														
江口グラウンドの一部	日長字江口地内	6,200	ガードパイプより北側																													
リサイクルプラザ西側空地	南浜町 22-1	6,600																														
配置略図等	<p>■一次仮置場</p>																															
出典、URL等	<p>知多市災害廃棄物処理計画 (R7.2 改定)</p> <p><a href="https://www.city.chita.lg.jp/docs/2017031400042/file_contents/saigaiha_ikibutsushorikeikaku.pdf">https://www.city.chita.lg.jp/docs/2017031400042/file_contents/saigaiha_ikibutsushorikeikaku.pdf</a></p>																															

仮置場配置事例	No. 15 (伊賀市災害廃棄物処理計画)		三重県																																																																						
災害名	地震・風水害																																																																								
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( )																																																																								
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <p>■一次仮置場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各住民自治協議会及び自治会等と協議し、居住者数を勘案のうえ住民の利便性の高い仮置場の候補地を選定する。</li> <li>孤立可能性のある集落については、長期間の保管を想定した候補地を選定する。</li> </ul> <p>■二次仮置場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の防災拠点と整合を取り仮置場候補地を選定する。</li> <li>民間の廃棄物処分業者等との災害時の協定により仮置場を確保する。</li> </ul> <p>●候補地 (二次仮置場)</p> <table border="1" data-bbox="798 369 1396 712"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>地区</th> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>上野</td><td>上野運動公園野球場</td><td>小田町 317</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>上野</td><td>上野運動公園競技場</td><td>小田町 470</td><td>13,740</td></tr> <tr><td>3</td><td>上野</td><td>伊賀市農業公園ふれあい広場</td><td>予野 11440-2</td><td>4,900</td></tr> <tr><td>4</td><td>上野</td><td>旧成和中学校グラウンド</td><td>上之庄 2711</td><td>11,700</td></tr> <tr><td>5</td><td>伊賀</td><td>いがまちｽﾎｰﾝﾍﾞﾝﾀｰ総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ</td><td>愛田 346</td><td>21,600</td></tr> <tr><td>6</td><td>伊賀</td><td>市有地</td><td>中柘植 1414 ほか</td><td>7,600</td></tr> <tr><td>7</td><td>阿山</td><td>阿山第二運動公園</td><td>川合 3376-7</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>大山田</td><td>大山田 B&amp;G 海洋ｽﾎｰﾝ駐車場</td><td>平田 3154</td><td>3,700</td></tr> <tr><td>9</td><td>大山田</td><td>せせらぎ公園グラウンド</td><td>平田 725</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>大山田</td><td>市有地</td><td>甲野字山王 3060-2 ほか</td><td>1,750</td></tr> <tr><td>11</td><td>青山</td><td>青山北部公園</td><td>阿保 158</td><td>10,500</td></tr> <tr><td>12</td><td>青山</td><td>青山グラウンド</td><td>奥鹿野 1988-1</td><td>18,000</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">計</td> <td>130,490</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) No.1、2については、応急仮設住宅建設用地として使用しない場合に利用する。          ※) No.2、5、9、12については、災害時にヘリ専用拠点として使用しない場合に利用する。          ※) No.4については、災害復旧用オープンスペースとして使用しない場合に利用する。          ※) その他の候補地についても、災害廃棄物に優先して他の用途 (臨時ヘリポートなど) に使用しない場合に利用する。          ※) 天候や時期等も考慮のうえ、適当な場所を使用する。</p>			No.	地区	名称	住所	面積 (㎡)	1	上野	上野運動公園野球場	小田町 317	13,000	2	上野	上野運動公園競技場	小田町 470	13,740	3	上野	伊賀市農業公園ふれあい広場	予野 11440-2	4,900	4	上野	旧成和中学校グラウンド	上之庄 2711	11,700	5	伊賀	いがまちｽﾎｰﾝﾍﾞﾝﾀｰ総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	愛田 346	21,600	6	伊賀	市有地	中柘植 1414 ほか	7,600	7	阿山	阿山第二運動公園	川合 3376-7	10,000	8	大山田	大山田 B&G 海洋ｽﾎｰﾝ駐車場	平田 3154	3,700	9	大山田	せせらぎ公園グラウンド	平田 725	14,000	10	大山田	市有地	甲野字山王 3060-2 ほか	1,750	11	青山	青山北部公園	阿保 158	10,500	12	青山	青山グラウンド	奥鹿野 1988-1	18,000	計				130,490
No.	地区	名称	住所	面積 (㎡)																																																																					
1	上野	上野運動公園野球場	小田町 317	13,000																																																																					
2	上野	上野運動公園競技場	小田町 470	13,740																																																																					
3	上野	伊賀市農業公園ふれあい広場	予野 11440-2	4,900																																																																					
4	上野	旧成和中学校グラウンド	上之庄 2711	11,700																																																																					
5	伊賀	いがまちｽﾎｰﾝﾍﾞﾝﾀｰ総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	愛田 346	21,600																																																																					
6	伊賀	市有地	中柘植 1414 ほか	7,600																																																																					
7	阿山	阿山第二運動公園	川合 3376-7	10,000																																																																					
8	大山田	大山田 B&G 海洋ｽﾎｰﾝ駐車場	平田 3154	3,700																																																																					
9	大山田	せせらぎ公園グラウンド	平田 725	14,000																																																																					
10	大山田	市有地	甲野字山王 3060-2 ほか	1,750																																																																					
11	青山	青山北部公園	阿保 158	10,500																																																																					
12	青山	青山グラウンド	奥鹿野 1988-1	18,000																																																																					
計				130,490																																																																					
配置略図等	<p>■二次仮置場</p> 																																																																								
出典、URL等	伊賀市災害廃棄物処理計画 (H28. 7) <a href="https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000004/4268/201607keikakuzenbun.pdf">https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000004/4268/201607keikakuzenbun.pdf</a>																																																																								

仮置場配置事例	No. 16 (鳥栖市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)	佐賀県								
災害名	地震・水害									
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他( )									
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <table border="1" data-bbox="459 376 1257 1464"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 376 512 409">分類</th> <th data-bbox="512 376 1257 409">留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 409 512 880">仮置場全般</td> <td data-bbox="512 409 1257 880"> <ul style="list-style-type: none"> <li>候補地は、以下の点を考慮して選定する。</li> <li>①公園、グラウンド、まちづくり推進センター、廃棄物処理施設、公有地(市有地、県有地、国有地等)</li> <li>②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)</li> <li>③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域</li> <li>④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無</li> </ul> <p>ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づく調査(いわゆる「6条調査」)で整備された「土地利用現況図」が市及び県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。</li> <li>仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。</li> <li>複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。</li> <li>二次災害のおそれのない場所が望ましい。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 880 512 1048">一次仮置場</td> <td data-bbox="512 880 1257 1048"> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</li> <li>市民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動期に周知する必要がある。</li> <li>分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」などの広報物を作成し、配布・共有しておくが良い。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1048 512 1464">二次仮置場</td> <td data-bbox="512 1048 1257 1464"> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な保管や一部破砕処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。</li> <li>災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。</li> <li>災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路(搬入路)の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。</li> <li>搬入時の交通、中間処理作業による周辺市民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や作業性、最低限の防火・消火用水(確保できない場合は散水機械)、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</li> <li>グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰時の汚染確認方法を事前に取りまとめ、地権者や市民に提案することが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		分類	留意点	仮置場全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補地は、以下の点を考慮して選定する。</li> <li>①公園、グラウンド、まちづくり推進センター、廃棄物処理施設、公有地(市有地、県有地、国有地等)</li> <li>②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)</li> <li>③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域</li> <li>④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無</li> </ul> <p>ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づく調査(いわゆる「6条調査」)で整備された「土地利用現況図」が市及び県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。</li> <li>仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。</li> <li>複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。</li> <li>二次災害のおそれのない場所が望ましい。</li> </ul>	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</li> <li>市民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動期に周知する必要がある。</li> <li>分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」などの広報物を作成し、配布・共有しておくが良い。</li> </ul>	二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な保管や一部破砕処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。</li> <li>災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。</li> <li>災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路(搬入路)の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。</li> <li>搬入時の交通、中間処理作業による周辺市民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や作業性、最低限の防火・消火用水(確保できない場合は散水機械)、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</li> <li>グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰時の汚染確認方法を事前に取りまとめ、地権者や市民に提案することが望ましい。</li> </ul>
分類	留意点									
仮置場全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補地は、以下の点を考慮して選定する。</li> <li>①公園、グラウンド、まちづくり推進センター、廃棄物処理施設、公有地(市有地、県有地、国有地等)</li> <li>②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)</li> <li>③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域</li> <li>④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無</li> </ul> <p>ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第6条に基づく調査(いわゆる「6条調査」)で整備された「土地利用現況図」が市及び県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。</li> <li>仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。</li> <li>複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。</li> <li>二次災害のおそれのない場所が望ましい。</li> </ul>									
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。</li> <li>市民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動期に周知する必要がある。</li> <li>分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」などの広報物を作成し、配布・共有しておくが良い。</li> </ul>									
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な保管や一部破砕処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。</li> <li>災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。</li> <li>災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路(搬入路)の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。</li> <li>搬入時の交通、中間処理作業による周辺市民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性や作業性、最低限の防火・消火用水(確保できない場合は散水機械)、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</li> <li>グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰時の汚染確認方法を事前に取りまとめ、地権者や市民に提案することが望ましい。</li> </ul>									
配置略図等										
出典、URL等	鳥栖市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画第4章災害廃棄物(H31.3改定) <a href="https://www.city.tosu.lg.jp/uploaded/attachment/1716.pdf">https://www.city.tosu.lg.jp/uploaded/attachment/1716.pdf</a>									

仮置場配置事例	No. 17 (日向市災害廃棄物処理計画)	宮崎県
災害名	地震・津波・風水害・土砂災害	
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( ) ↳一次集積所 ↳二次集積所	
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <p>■全体： 仮置場の候補地は、災害廃棄物の推計発生量、家屋等解体撤去作業の進行状況や施設の処理能力等をもとに算出した必要面積から、以下の条件を可能な限り考慮して選定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 二次災害のおそれのない場所</li> <li>イ 廃棄物の発生場所、処理・処分施設等との位置関係</li> <li>ウ 効率的な搬入ルートの有無</li> <li>エ 搬入路の幅員が確保できる場所</li> <li>オ 交通・作業に伴う騒音等、周辺住民や周辺環境への影響・保全</li> <li>カ 仮置場の用途にあったスペースの確保の有無</li> </ul> <p>■一次仮置場： 道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するため一時的に設置するもので、運動公園や公共の遊休地等、ある程度の広さが確保できる場所に設置します。</p> <p>■二次仮置場： 大量の廃棄物が集積、重機等を用いた分別、仮設焼却炉等の設置による焼却処理、破砕機による減容等の中間処理を行うため、可能な限り避難場所などの住民が生活する場所から離れた場所に設置します。具体的には、処分場、処分場跡地、都市公園、工場用地、港湾施設等の公共用地などに設置するほか、不足する場合は、民有地の借り上げについても検討します。</p>	
配置略図等	<p>●レイアウトの方針</p> <p>■一次仮置場： 被災者の負担軽減を考慮し、分別区分は可燃物、不燃物（がれき等）、家電リサイクル対象品目、小型家電、畳、タイヤ、カーペット類、有害・危険物（消化器、ボンベ、スプレー缶、蛍光管、その他火気に留意を要するもの等）程度に大分別したうえで保管します。</p> <p>また、被災者の思い出の品となる写真、アルバム、位牌等及び個人情報などが含まれる可能性のあるパソコンやデジタルカメラ等の小型家電についても、可能な限り分別した上で保管します。</p> <p>津波の被災地においては、廃棄物からの塩類の溶出が想定されるため、他の廃棄物とは分別したうえで遮水シート等を敷設のうえ保管するものとし、二次仮置場へ搬出する際は、海水を被った廃棄物であることが判別できるようにします。</p> <p>車両による搬入、二次仮置場への搬出等を考慮し、塵芥車（4t車程度）、ダンプ（10t車程度）等の出入口及び道路の幅員を確保します。また、二次仮置場で分別を考慮し、搬出時には可能な限り、分別種類ごとに異なる車両に積載します。</p> <p>■二次仮置場： 管理事務所を設置し、各搬入車両の確認、廃棄物の種類別の搬入台数、搬入量を確認します。処理量やコストを見積もるため、トラックスケール等で日々の搬入・搬出管理が必要となりますが、機器不足等により計量が困難な場合、搬入・搬出回数や集積の面積、高さ及び一次仮置場で把握している搬出量等を参考に搬入・搬出量の把握に努めるものとし、</p> <p>分別種類ごとの受入区域を設定し、分別種類ごとに受け入れて保管します。</p> <p>また、被災者の思い出の品となる写真、アルバム、位牌等及び個人情報などが含まれる可能性のあるパソコンや小型家電製品についても、可能な限り分別したうえで保管します。</p> <p>津波の被災地においては、廃棄物からの塩類の溶出等が想定されるため、他の廃棄物とは分別したうえで遮水シートを敷設して保管するものとし、</p>	
出典、URL等	日向市災害廃棄物処理計画（R2.3改定） <a href="https://www.hyugacity.jp/sp/tempimg/20210224092106.pdf">https://www.hyugacity.jp/sp/tempimg/20210224092106.pdf</a>	

仮置場配置事例	No. 18 (日南市災害廃棄物処理計画)	宮崎県
災害名	地震・津波・風水害・土砂災害	
仮置場種類	一次仮置場・二次仮置場・その他 ( ) ↳一次集積所 ↳二次集積所	
仮置場の設置場所	<p>●選定方針</p> <p>■全体： 仮置場の候補地は、災害廃棄物の推計発生量、家屋等解体撤去作業の進行状況や、施設の処理能力等をもとに算出した必要面積から、以下の条件を可能な限り考慮して選定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 二次災害のおそれのない場所</li> <li>イ 廃棄物の発生場所、処理・処分施設等との位置関係</li> <li>ウ 効率的な搬入ルートの有無</li> <li>エ 搬入路の幅員が確保できる場所</li> <li>オ 交通・作業に伴う騒音等、周辺住民や周辺環境への影響・保全</li> <li>カ 仮置場の用途にあったスペースの確保の有無</li> </ul> <p>■一次集積所： 被災地内の住区基幹公園や空き地等で、できるかぎり被災者の生活場所に近いところに複数箇所設置します。</p> <p>■二次集積所： 大量の廃棄物が集積すること、重機等を用いた分別、仮設焼却炉等の設置による焼却処理、破砕機による減容等の中間処理を行うため、可能な限り避難場所等住民が生活する場所から離れた場所に設置します。</p> <p>具体的には、処分場、処分場跡地、都市公園、工場用地、港湾施設等の公共用地での設置のほか、不足する場合は、民有地の借り上げについても検討します。</p>	
配置略図等	<p>●レイアウトの方針</p> <p>■一次集積所： 被災者の負担軽減を考慮し、分別区分は可燃物、不燃物（がれき等）、家電リサイクル対象品目、小型家電、畳、タイヤ、カーペット類、有害・危険物（消化器、ボンベ、スプレー缶、蛍光灯、その他火気に留意を要するもの等）程度に大別したうえで保管します。</p> <p>また、被災者の思い出の品となる写真、アルバム、位牌等及び個人情報などが含まれる可能性のあるパソコンやデジタルカメラ等の小型家電製品についても、可能な限り分別したうえで保管します。</p> <p>津波の被災地においては、廃棄物からの塩類の溶出が想定されるため、他の廃棄物とは分別したうえで遮水シート等を敷設のうえ保管するものとし、二次集積所へ搬出する際は、海水を被った廃棄物であることが判別できるようにします。</p> <p>車両による搬入、二次集積所への搬出等を考慮し、塵芥車（4t車程度）、ダンプトラック（10t車程度）等の出入口及び道路の幅員を確保します。また、二次集積所での分別を考慮し、搬出時には可能な限り、分別種類ごとに異なる車両に積載します。</p> <p>■二次集積所： 管理事務所を設置し、各搬入車両の確認、廃棄物の種類別の搬出台数、搬入量を確認します。処理量やコストを見積もるため、トラックスケール等で日々の搬入・搬出管理が必要となりますが、機器不足等により計量が困難な場合、搬入・搬出台数や集積の面積、高さ及び一次集積所で把握している搬出量等を参考にその入出の把握に努めるものとし、</p> <p>分別種類ごとの受入区域を設定し、分別種類ごとに受け入れて保管します。</p> <p>津波の被災地においては、廃棄物からの塩類の溶出等が想定されるため、他の廃棄物とは分別したうえで遮水シートを敷設して保管するものとし、</p>	
出典、URL等	日南市災害廃棄物処理計画（H29.3） <a href="https://www.city.nichinan.lg.jp/material/files/group/44/3f5c5a94f0690051d5cac6d21f8bc5bc.pdf">https://www.city.nichinan.lg.jp/material/files/group/44/3f5c5a94f0690051d5cac6d21f8bc5bc.pdf</a>	

## 参－11 環境調査の方法

## 1 環境調査の実施方針

- 災害廃棄物の処理が長期に及ぶときは、各環境保全対策の効果を検証するため、環境調査を実施する。
- 環境調査は、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質、火災等の環境への影響を把握する。  
 ※ 調査項目や頻度は、現場状況または周辺環境（人家が近い又は全くない等）により再検討する。
- 仮置場を所有者に返却するときは、仮置場の使用に伴って生じた土壌汚染等の有無を確認する。

## 2 環境調査の項目

表 -1 環境調査の実施場所と項目

対象	調査項目
被災現場(解体現場等)	(大気質)：アスベスト
運搬時	(大気質)：浮遊粒子物質（必要に応じて窒素酸化物等も実施） (騒音・振動)：騒音レベル、振動レベル
仮置場	(大気質)：粉塵、浮遊粒子物質 (騒音・振動)：騒音レベル、振動レベル (土壌)：有害物質（現状復旧時の災害廃棄物撤去後に実施） (臭気)：特定悪臭物質濃度、臭気指数等 (水質)：排水（排水基準等）、近傍の公共用水域及び地下水（環境基準等） (火災)：目視による湯気や臭気の有無、赤外線カメラ等による廃棄物表面温度、温度計による廃棄物内部温度、メタンや硫化水素等のガス

※横手市災害廃棄物処理計画本編 P56 より転記

## 3 環境調査の方法

環境調査は、秋田県災害廃棄物処理計画策定マニュアルに記載された項目を実施するものとし、その方法は「災害廃棄物対策指針（改訂版）平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室」における技術資料【技18-5 環境対策、モニタリング、火災防止対策（平成31年4月1日改定）】に示されたものを標準とし検討を行った。項目別の方法、参考とする環境基準等について表-2に示す。

表-2 環境調査の方法と環境対策の例

対象	調査事項	調査項目	調査方法	環境影響	環境対策の例
被災現場（解体現場等）	大気質	アスベスト	アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）に定める方法。	解体や撤去時にアスベストを含む建材等からの飛散。	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境、敷地境界での測定監視。</li> <li>目視による分別の徹底。</li> <li>フレコンバックへの保管。</li> </ul>
	運搬時	大気質	浮遊粒子状物質	ろ過捕集による重量濃度測定方法（JISZ8814）に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法。	輸送車両の走行に伴う排出。
			窒素酸化物（必要に応じ実施）	簡易測定法（PTIO法）による測定。	輸送車両の走行に伴う排出。
仮置場	大気質	騒音レベル	環境騒音の表示・測定方法（JISZ8731）に定める方法。	作業における騒音の発生。	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動機械・重機の使用。</li> <li>処理装置の周囲に防音シートを設置。</li> </ul>
		振動レベル	振動レベル測定方法（JISZ8735）に定める方法。	作業における振動の発生。	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動機械・重機の使用。</li> </ul>
	土壌 （返却時に実施）	有害物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種特定有害物質（土壌ガス調査）。平成15年環境省告示第16号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法）</li> <li>第二種特定有害物質（土壌溶出量調査）。平成15年環境省告示第18号（土壌溶出量調査に係る測定方法）</li> <li>第二種特定有害物質（土壌含有量調査）。平成15年環境省告示第19号（土壌含有量調査に係る測定方法）</li> <li>第三種特定有害物質（土壌溶出量調査）。平成15年環境省告示第18号（土壌溶出量調査に係る測定方法）</li> </ul>	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質の流出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に遮水シートを設置。</li> <li>PCB等有害廃棄物の分別保管の徹底。</li> </ul>
	臭気	特定悪臭物質濃度、臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（H7.9環告第63号）に基づく方法とする。	災害廃棄物からの悪臭。	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物の優先的な処理。</li> <li>消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆。</li> </ul>
	水質	排水、公共用水域及び地下水	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水基準を定める省令（S46.6総理府令第35号）</li> <li>水質汚濁に係る環境基準について（S46.12環告第59号）</li> <li>地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（H9.3環告第10号）</li> </ul>	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨による公共水域への流出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に遮水シートを敷設。</li> <li>敷地内で発生する排水、雨水の処理。</li> <li>水たまりを埋めて腐敗防止。</li> </ul>
	火災	湯気や臭気の有無	目視等により湯気や臭気の有無を判断する。 ※湯気が芳香系の揮発臭がある場合は危険信号。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生により煙、臭気、有毒物質が発生する可能性があるほか、延焼により二次被害の可能性がある。</li> <li>有毒ガス発生により人体へ影響。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃性廃棄物は高さ5m以下、設置面積200㎡以下とする。</li> <li>特に問題ない場合は、数週間に一度は切り返しを行う。表層から1mの内部温度が80度を超える場合は不用意な切り返しはしない。</li> <li>バッテリーなど火花を散らす可能性のある廃棄物の混合を防ぐ。</li> <li>降雨が繰り返される場合、廃棄物の内部温度が上昇する場合がありますので注意する。</li> </ul>
		廃棄物表面温度	廃棄物の表面温度を赤外線カメラ等により測定する。		
廃棄物内部温度		表層から1m程度の温度を温度計により測定する。 ※摂氏75度を超えている場合は危険信号。			
メタンや硫化水素等のガス		廃棄物直近においてガス検知器により測定する。			
	一酸化炭素濃度	表層から1m程度の濃度を機器により測定する。 ※濃度が50ppmvを超えている場合は危険信号。			

※災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-5】（平成31年4月1日改定 環境省）を参考に作成。  
 ※火災における一酸化炭素濃度の測定は秋田県災害廃棄物処理計画策定マニュアルには記載されていない。

### 3 環境調査の頻度

環境調査の頻度は、「災害廃棄物対策指針（改訂版）平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室」における技術資料【技18-5 環境対策、モニタリング、火災防止対策（平成31年4月1日改定）】に示された東日本大震災時の宮城県の事例を参考に設定した。

表-3 に示す。なお、調査事項及び頻度は、現場状況または周辺環境（人家が近い又は全くない等）により再検討する。

表-3 環境調査の頻度（例）

対象	調査事項	調査項目	頻度
被災現場	(解体現場等)		
	大気質	アスベスト	1回/月
運搬時	大気質	浮遊粒子状物質	2回/年
		窒素酸化物（必要に応じ実施）	2回/年
仮置場	大気質	騒音レベル	2回/年
		振動レベル	2回/年
	土壌	有害物質	返却時
	臭気	特定悪臭物質濃度、臭気指数	1回/月
	水質	排水、公共用水域及び地下水	2回/年
	火災	湯気や臭気の有無	1回/日
		廃棄物表面温度	1回/週
		廃棄物内部温度	1回/月
		メタンや硫化水素等のガス	1回/週
		一酸化炭素濃度	1回/月

※頻度は、災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-5 環境対策、モニタリング、火災防止対策（平成31年4月1日改定）】に示された東日本大震災時の宮城県の事例を参考に設定。

## 参一 1 2 仮置場の返還に係る土壌調査の手順

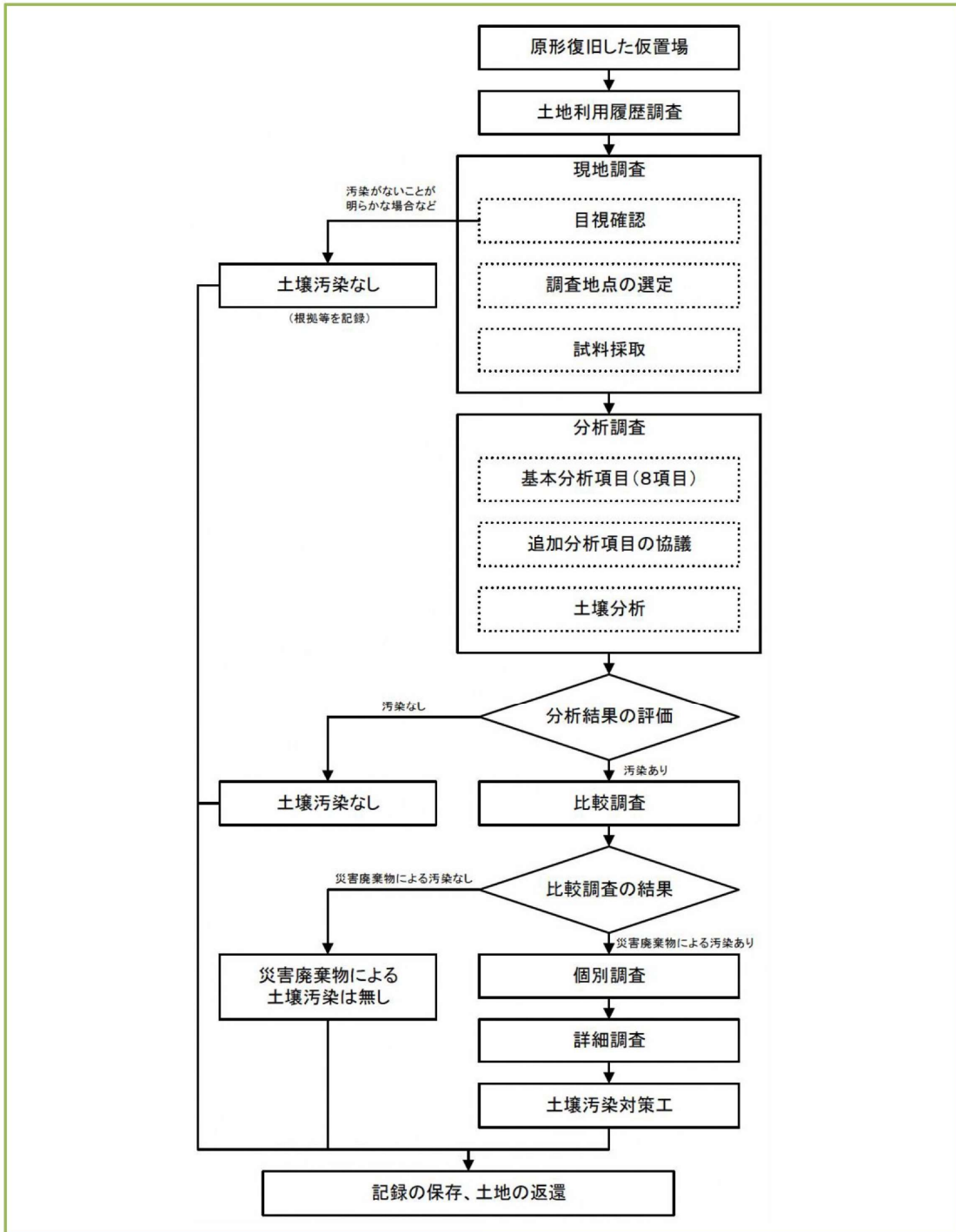


図-1 仮置場の返還に係る土壌調査の手順

出典: 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領運用手引書(平成25年7月、岩手県)